午前十時　開会

○古賀和浩委員長＝おはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○古賀和浩委員長＝会議録署名者として木原奉文委員、池田正恭委員、江口善紀委員、中本正一委員、以上の四名を指名いたします。

次に、九月十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○池田委員＝皆さんおはようございます。ただいま委員長に発言の許可を受けました「自民党ネクストさが」の池田正恭でございます。

本日の地域交流・県土整備常任委員会では四問にわたり質問していきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

第一問目として、選ばれる県営住宅づくりについて伺います。

県営住宅は住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしていますが、人口減少や住宅ニーズの多様化を背景に、若い世代や子育て世帯の入居が伸び悩み、空き住戸も見受けられる状況になっていると思います。また、入居者の高齢化が進む中、団地内では子供の姿や声が減少し、住民からは団地の活力低下や将来の暮らしへの不安を懸念する声も聞かれています。

一方、建物の老朽化が進行する中にあっても、住宅に困窮する県民の受け皿として県営住宅の役割は今後も重要であり、引き続き選ばれる住宅としていくためには、計画的な維持管理や長寿命化に加え、高齢者や子育て世帯など、多様な世代が安心して暮らせる住環境の整備が必要であると考えます。例えば、バリアフリー化やエレベーター設置の検討、子育て世帯向けの設備・間取りの改善など、時代のニーズに対応した住戸改善を進めることは、居住性の向上と入居率の向上、さらには団地コミュニティーの活性化にもつながるものと考えます。

そこで、県営住宅の活力維持や入居促進、多様な世代が暮らしやすい住環境の整備に向け、県として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

まず第一点目として、県営住宅の現状について伺います。

県営住宅の管理戸数について伺います。

現在、県営住宅の管理戸数はどのようになっているのか伺います。

○中野建築住宅課長＝県営住宅の管理戸数は、令和八年三月末時点で六十七団地、六千五百五十三戸となっております。

○池田委員＝管理戸数は分かりました。

それでは、県営住宅の入居率について伺います。

やはり先ほど申されたように六十七団地あると言いますけれども、現在、県営住宅の入居率はどのようになっているのか伺います。

○中野建築住宅課長＝県営住宅の入居率は、令和八年三月末時点で八五・七％となっております。

以上です。

○池田委員＝管理戸数、入居率は分かりました。入居率も八五・七％と、なかなかいいパーセントではなかろうかと思います。

それでは次に、エレベーターの設置状況について伺います。

入居者の中でも特に高齢者や子育て世帯にとっては日常生活での階段の上り

下りは大変であるため、エレベーターの設置が必要だと思いますが、設置状況はどのようになっているのか伺います。

○中野建築住宅課長＝公営住宅のエレベーターの設置につきましては、国が定める設置基準において、平成十三年度までは六階建て以上の建物に設置することが義務づけられておりました。その後、設置基準が見直され、平成十四年度以降は三階建て以上の建物に設置することとなっております。このため、建設当時にエレベーターを設置していない団地につきましては、まずは五階建て以上の建物を中心にエレベーターを設置しているところでございます。

五階建て以上の建物は七十九棟ございまして、そのうち令和八年三月末時点での設置状況といたしまして、新築や建て替え時に設置したものが五団地、十棟。室内の改修工事と併せて既存の建物に設置したものが五団地、四十四棟。エレベーターが未設置のものが六団地、二十五棟となっておりまして、これまで五十四棟にエレベーターを設置し、設置率は六八％となっております。

以上です。

○池田委員＝分かりました。エレベーターがついている住宅、ついていない住宅があるというような答弁もございましたし、いろいろ基本が見直されて、今だんだんとつけているというような話だったというふうに思っております。

それでは、基本的に今おっしゃられたのは三階以上がエレベーターがつくということですかね。三階はつくということですかね。

○中野建築住宅課長＝現在の整備基準では、三階建て以上の新築する場合には設置が必要となっております。今後、新築する場合は当然設置することになろうかと思います。

○池田委員＝分かりました。本当に三階建て以上ということで、なかなか上り下りが大変だというふうに思っておりますので、そこら辺についてはなるべく早めの対応をお願いしていきたいと思っております。

やはりついていない住宅、小城の県営住宅もそうだと思いますけれども、高齢者が多いということで、そこの区長さんともよくお話しするんですけれども、なかなかその上り下りが大変だ、大変だというお話をされておりますので、なるべく早いところエレベーターの措置をしてもらいたいというふうに思っております。

今、県の考え方もいろいろお話を聞きました。少しでも県営住宅が住みやすくなるような対応をお願いしていきたいというふうに思っております。

それでは次に第二点目として、県営住宅の改修について伺います。

県営住宅の改修の中で、県営住宅の長寿命化への取組について伺います。

適切な維持管理に加えて、将来にわたり住宅ストックを有効に活用していくためには、建物の長寿命化の取組が必要でありますが、どのような取組を行っているのか伺います。

○中野建築住宅課長＝おおむね昭和四十年代から昭和五十年代に建設された団地について、県営住宅長寿命化計画に基づきまして、安全性、耐久性の向上及び維持管理の容易性向上の観点から、外壁の補修や塗装などの改修、屋上の防水改修、屋外の配管設備等の更新など、改修工事を計画的に実施しているところでございます。

また、県営住宅の日常的な維持管理業務につきましては、指定管理者との連携の下、日常の巡回点検や入居者からの相談、要望などを通じて、住宅の状況を適切に把握しているところでございます。その上で、必要な修繕を迅速に行うとともに、その情報を今後の修繕計画に反映していくことで、住宅の長寿命化と良好な住環境の整備に努めているところでございます。

以上です。

○池田委員＝いろいろな取組をされているということで、特に入居者の要望を聞きながらもやっているということです。分かりました。

それでは次に、県営住宅の居住環境の向上について伺います。

多様なニーズを踏まえた魅力向上のために、エレベーターが設置されていない住宅等にエレベーターを設置することを含め、老朽化した住戸内の設備を更新するなどの居住環境の向上が必要だと思います。県としては、居住環境の向上についてはどのように取り組んでいるのか伺います。

○中野建築住宅課長＝住宅に対する多様なニーズや、入居者の高齢化が進む中、既存の住宅へのエレベーターの設置や室内の改修工事は、県としても進めていかなければならないと認識しているところでございます。

エレベーターの設置につきましては、先ほど御説明したとおり、まずは五階建ての建物を対象に、室内の改修工事の実施時期、団地ごとの設置場所や駐車場の確保の検討及び団地の入居状況などを踏まえて設置の検討を行っているところでございます。室内につきましても、おおむね昭和四十年代から昭和五十年代に建設された団地について改修工事を行っております。

具体的な工事の内容といたしましては、主に台所やトイレなどの水回り設備を新しくする工事といたしまして、台所、浴室、洗面所への給湯設備の設置でございますとか、流し台や換気扇の取り替えなどの工事を実施しております。あわせて、高齢者の方はもちろんのこと、入居いただく全ての方々が生活しやすくなるよう、入浴の際に浴槽に入りやすいよう、またぎ高さが低いユニットバスへの改修、室内の床の段差解消、和式便器の場合は洋式便器への変更などの工事も実施しているところでございます。

以上です。

○池田委員＝分かりました。今のお話の中では、県営住宅に住まれている方が住みやすいように、本当にいろいろな居住環境の整備をされているというようなことですけれども、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、県営住宅の子育て世帯向けの住宅改修について伺います。

若い世代や子育て世帯にも選ばれる県営住宅とするため、若い世代や子育て世帯の入居促進に向けた住環境の改善について、県としてどのように取り組んでいるのか伺います。

○中野建築住宅課長＝委員御指摘のとおり、県営住宅においては、若い世代や子育て世帯の入居が少なくなっている状況でございます。団地住民によるコミュニティーの形成や団地活性化などに対して課題があると認識しているところでございます。

これまで子育て世帯や新婚世帯におきましては、入居応募時に複数の抽せん回数を付与するなど、子育て世帯などが入居しやすい工夫を行ってきたところでございます。

今後は、子育て世帯などの入居をさらに促進するために、ハードの取組として、子育て世帯が安心して生活しやすい間取りや設備の導入など、新たな改修を検討していくことも必要だと認識しております。具体的には、細かく仕切られた台所と三つの和室という間取りを広いリビングと二つの洋室に変更したり、リビングに対面キッチンの設置などが考えられるところです。そうすることで、例えば、リビングに家族が集まりやすくなったり、料理を作りながら子供を見守ることができるなど、親子のコミュニケーションが促進されるといった効果が期待されることから、今後もこのような取組が必要であると認識しているところでございます。

以上です。

○池田委員＝今いろいろ答弁をされて、大体のところ分かりました。やはり居住環境の改善についてはよろしくお願いします。

それでは、この質問の最後として、県営住宅の今後の対策について伺います。

これらの取組に加え、誰もが住みやすい県営住宅としていくために、県として今後どのような対策を行っていくのか伺います。

○中野建築住宅課長＝県営住宅は、住宅に困窮する方々の住まいの確保を図るセーフティーネットとしての役割を担っているものでございます。一方で、入居者の高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化など、一部の団地においては空き部屋も見受けられるなど、以前とは状況が変化してきているところでございます。このため、県営住宅を必要とする方々が住みやすい住宅としていくためには、入居者のニーズの多様化などを踏まえて、ハードとソフトの両面から住環境の向上を図っていくことが必要であると考えております。

こうしたことから、計画的なエレベーターの設置や室内改修などの居住環境の向上に引き続き取り組むとともに、入居者のライフステージや身体状況などに応じて、低層階やバリアフリー化された団地への住み替えを促進していくなどの対応も行っていきたいと考えているところでございます。

今後は、県営住宅と市町営住宅のそれぞれの役割について市町と協議を行いながら、若い世代や子育て世帯の入居、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○池田委員＝今いろいろと御答弁、本当にありがとうございました。県営住宅に住んでおられる方が少しでも住みやすくなるような対応を今後ともよろしくお願いします。これには予算の獲得も非常に必要だと思いますけれども、どうかよろしくお願いします。また、いろいろと課題もあると思いますが、エレベーター等の設置対応についてもよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に第二問目として、防災・減災対策の推進について伺います。

近年、全国各地でこれまで経験したことがないような豪雨災害が相次いでいます。令和八年は千葉県における記録的豪雨をはじめ、石川県、富山県、福井県などでも大規模な浸水被害や土砂災害が発生しており、いつ何どき佐賀県でこのような災害があってもおかしくない状況であると思います。

私の住む小城市では、令和三年八月に記録的豪雨により市内各地で浸水被害が発生しました。一方で、私の近くの県河川の祇園川においては河川改修事業が進んでいたことから、浸水被害もなく、周辺地域の浸水被害の防止につながったものと考えています。また、昭和五十七年七月の豪雨では土砂災害で自宅近くの寺院の裏山が被害を受けましたが、裏山のほうは県の急傾斜地崩壊対策事業により施設が整備され、その後は大きな被害には遭っていません。

このように県において、計画的に河川や土砂災害防止施設の整備をしてもらうことは防災・減災のために極めて有効であり、今後も起こり得る大規模な災害に備えて予算を取りながら、整備対策を着実に推進していくことが重要であるというふうに思っております。

また、気候変動により全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中、これまでの河川や土砂災害防止施設のハード整備に加えて、ハザードマップ等のソフト対策による取組を組み合わせていくことも重要だというふうに考えております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

第一点目として、河川の整備について伺います。

私の住む小城市では、県による県河川の改修事業や国による牛津川遊水地事業などの河川整備が進められていますが、県内全域でも今後予測される大雨に対する整備が必要と考えています。

そこで、県管理河川の整備状況について伺います。

現在、県内各地で河川の整備が進められているというふうに思いますが、県管理河川のうち、整備が必要な延長や現在の整備率はどのようになっているのか伺います。

○藤田河川砂防課長＝県が管理いたします河川の総延長は、一級河川が約八百

六十キロメートル、二級河川が約五百九キロメートルあり、合わせて約千三百六十九キロメートルとなっております。このうち、山間部の渓流など整備が不要な区間を除いた整備が必要な区間の延長、いわゆる要整備延長は約千二十八キロメートルとなっております。

これまで河道拡幅や築堤など河川の整備に取り組んできた結果、令和七年度末時点で要整備延長約千二十八キロメートルのうち、五百三十二キロメートルの整備を終えたところでございまして、河川の整備率は五一・八％となっております。

以上でございます。

○池田委員＝今の答弁で現在の状況については分かりましたが、五一・八％ですかね、まだまだ半数近くは整備が必要だというふうに思っております。どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、令和八年度の取組状況について伺います。

河川の整備はまだまだ時間がかかるようですが、令和八年度の事業箇所はどのようになっているのか伺います。

○藤田河川砂防課長＝県管理河川につきましては、補助事業や交付金事業など、国の国土強靱化予算を活用いたしまして整備に取り組んでいるところでございます。

令和八年度は、二十九河川、三十二カ所で河道拡幅や築堤などを行っておりまして、事業費は約二十八億八千万円を計上しておるところでございます。

具体的な事業箇所といたしましては、規模が大きい橋梁や堰の改築などといった、集中的に多額の予算を必要とする小城市の晴気川や神埼市の三本松川など七カ所について補助事業を活用し、整備に取り組んでいるところでございます。そのほか、佐賀市の巨勢川、唐津市の横田川、伊万里市の立川など十七カ所につきましては、交付金事業により河道拡幅や築堤などに取り組んでいるところでございます。

さらに、令和元年佐賀豪雨、令和三年八月豪雨で甚大な被害を受けました六角川水系の甘久川につきましては、令和七年度から特定都市河川浸水被害対策推進事業により、河川整備に取り組んでいるところでございます。

また、県単独事業では七河川（〇頁で訂正）で河川整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○池田委員＝今、令和八年度の取組状況ということで御説明を受けました。予算も二十八億八千万円程度ということで、やはりどうしても河川整備をするというふうになれば予算が必要になりますので、そこら辺はよろしくお願いをしておきたいと思います。

今、令和八年度の取組状況については分かりましたが、それでは次に、今後の取組について伺いたいと思います。

現在の豪雨災害を目の当たりにすると、一日も早い整備が必要であると思います。県は今後、河川の整備にどのように取り組んでいくのか伺います。

○藤田河川砂防課長＝近年の気候変動を受けまして激甚化する豪雨災害に対応するためには、今後も着実に治水対策を進めていく必要があると考えております。

委員からもお話がありましたが、これまで長年かけて行ってきた河川整備は一定の治水効果を発揮しております。しかしながら、県管理河川の整備率は五一・八％となっており、整備が必要な箇所も多く残っております。このことから、まずは現在実施中の河川整備を着実に進めてまいります。

さらに、気候変動への対応につきましては、河川整備の将来の目標となります河川整備基本方針及び河川整備計画について、気候変動を考慮した見直しも検討したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、河川整備を進めるに当たりましては、河川が氾濫した場合の地域への影響の度合いですとか、近年に被害があった箇所などを中心にいたしまして、効果的な整備を進めてまいります。

以上でございます。

○池田委員＝今後の河川整備の取組についても今の答弁で分かりましたが、やはり住民の方の安全・安心のためにも、今後とも一日も早い河川整備をお願いしたいと思います。

それでは次に第二点目として、土砂災害防止施設の整備について伺います。

令和三年八月豪雨や令和五年七月九州北部豪雨では、県内各地で土砂災害が多数発生しています。防災・減災の観点から考えると、河川整備と同様に住民の安全・安心を考えると、土砂災害防止施設の整備についても県内全域で展開していく必要があると考えます。

そこで、次の点について伺います。

土砂災害危険箇所の整備状況について伺います。

県民の人命と財産を守っていくためには、砂防ダムや地滑り防止対策施設、急傾斜地対策施設などのハード整備が有効と考えています。県内の土砂災害危険箇所における整備状況はどのようになっているのか伺います。

○藤田河川砂防課長＝すみません、その前に先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

県単独事業では七河川で河川整備に取り組んでいると説明いたしましたけれども、七カ所の間違いです。申し訳ございませんでした。

それでは、土砂災害防止施設の整備状況についてお答えいたします。

県内には九千五百三十四カ所の土砂災害危険箇所がございます。このうち、被害想定区域内に人家が五戸以上、または官公署や学校、病院、社会福祉施設などの要配慮者利用施設が存在する三千六百十カ所を要対策箇所として位置づけて優先的に取り組んでいるところでございます。このうち、土石流対策として砂防ダムの整備、家の裏の崖崩れ対策として擁壁工やのり面対策工、地滑り対策として排水ボーリング工などの土砂災害防止対策を行っております。

令和七年度末までに千六カ所の整備が完了しておりまして、要対策箇所三千六百十カ所に対する土砂災害危険箇所の整備率は二七・九％となっております。

以上でございます。

○池田委員＝いろいろ事業的にはお金がかかるということもあります。特に、一カ所当たりの金額が非常に大きな金額にもなってくると思います。なかなか地元の要望どおりに進んでいない状況だとも思いますけれども、今後とも、本当に危険箇所から随時整備を進めていってもらいたいというふうに思っております。

それでは次に、令和八年度の土砂災害防止施設の取組状況について伺います。

令和八年度の事業箇所はどのようになっているのか伺います。

○藤田河川砂防課長＝土砂災害防止施設につきましても、河川と同様、補助事業や交付金事業など、国の国土強靭化予算を活用し、整備に取り組んでいるところでございます。

令和八年度は五十七カ所で土砂災害防止施設の整備を行っておりまして、事業費は約十三億六千万円を計上しているところでございます。

具体的な箇所といたしましては、砂防事業では土石流災害が発生しました佐賀市の原川第一や唐津市の今坂川第三、このほか、嬉野市の屯坂川第二、基山町の小倉川第十一、小城市の中村川など県内全域の四十七カ所で、砂防ダムや流路工の整備に取り組んでいるところでございます。

急傾斜地崩壊対策事業では嬉野市の庵の山地区など三カ所で、家の裏の擁壁工などの整備に取り組んでおります。

地滑り対策事業では多久市の横柴折地区、玄海町の諸浦地区など七カ所で、

集水井工や排水ボーリング工などの整備に取り組んでおります。
以上でございます。
○池田委員＝今の説明で令和八年度の取組状況については分かりました。
それでは、今後の土砂災害危険箇所の整備の取組についてどのようになっているのか伺います。
河川整備と同様に、土砂災害防止施設の整備についても日頃からの備えが重要であるというふうに思っております。県は今後、土砂災害防止施設の整備にどのように取り組んでいくのか伺います。
○藤田河川砂防課長＝県内では、令和三年八月豪雨や令和五年七月九州北部豪雨で大規模な土砂災害が発生しております。近年の気候変動により激甚化、頻発化する土砂災害から県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、土砂災害防止施設の整備を早急に進めていく必要があると考えております。
土砂災害防止施設の整備を進めるに当たりましては、渓流の荒廃状況、保全人家の戸数や要配慮者利用施設の有無、鉄道や道路といった公共施設への影響など、緊急性、必要性、効果といった観点から総合的に判断いたしまして、優先度の高いものから実施してまいります。
いずれにいたしましても、まずは現在実施している土砂災害防止施設の整備を着実に進め、早期完成を目指してまいります。
以上です。
○池田委員＝今の説明で整備の取組や今後の対応について、なかなか事業的には進んでいないようなところもあるというふうに思いましたけれども、それでは次に、地域と連携したソフト対策について伺います。
河川や土砂災害防止施設のハード整備は長い時間を要することから、地域の方々と連携してソフト対策を一体的に進めることも重要であると思います。私たちが住んでいる地域にも山や川がありますので、防災活動の対応についての打ち合わせ会を現在、地元や市と実施していくように計画中です。
現在の県としての取組状況はどのようになっているのか伺います。
○藤田河川砂防課長＝住民の避難に当たりましては、まずは住民が危険な状況にあることを認識することが必要でございます。災害発生のおそれがあるときなどは、的確な情報に基づき、地域に応じた迅速な避難行動を取ることが重要であります。そのため県では、「プロジェクトＩＦ」の取組の一つとして、「すい坊くん」や「防災ネットあんあん」を通して河川の水位や雨量などの情報を市町や住民等に提供いたしております。
また、住民がどんな場所に住んでいるのか認識することも重要でございます。洪水に対しましては、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るために、県は令和七年九月までに、管理する全ての河川について氾濫により浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表したところでございます。
土砂災害に対しましては、そのおそれがある区域を明らかにし、住民の迅速な避難の確保などにより土砂災害による被害の軽減を図る目的で指定する土砂災害警戒区域について、これまでに一万二千九百九カ所を指定してきたところでございます。
さらに、高精度な地形情報を活用いたしまして土砂災害のおそれがある箇所を新たに四千六百八十七カ所抽出いたしまして、現在、土砂災害警戒区域の指定を進めているところでございます。この新たな土砂災害のおそれがある箇所につきましては、住民の早期避難につなげることを目的といたしまして、一定の期間を要する土砂災害警戒区域の指定を待つことなく、令和七年六月に公表しているところでございます。
さらに、市町におかれましては、県が公表した洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域などを基に、具体的な避難場所や避難ルートを示したハザードマッ

プを作成されているところでございまして、県といたしましては、市町のハザードマップ作成を支援していっているところでございます。

豪雨災害から住民の命を守るためには迅速な避難が重要であることから、引き続き「プロジェクトＩＦ」の取組などにつきまして市町などの関係機関と連携し、住民の避難につながるソフト対策を進めてまいります。

以上でございます。

○池田委員＝今の御答弁のように、「プロジェクトＩＦ」とか、いろいろ大事なものがあるというふうに思っております。特にソフト対策ということで、要するに崩れやすいのは山間部なんですよね。山間部の地域に高齢者が多いというような状況もありますので、非常に重要だと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは最後に、今後の防災・減災への取組について伺います。

気候変動により、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化し、佐賀県においても、いつ何どき大きな災害が発生してもおかしくない状況であると思います。

このような中、県民の安全・安心な暮らしを構築するため、県は今後どのように防災・減災対策に取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○横尾県土整備部長＝近年の気候変動によりまして、線状降水帯、そしてまた台風も頻発する、そういったことで記録的な豪雨災害というのが全国各地で続いていると思っております。今年だけでも、千葉ですとか名古屋ですとか、本当に大規模な浸水被害もテレビのニュース等でも報道されているという状況でありますし、先ほど委員のほうからもありました石川県ですとか富山県、福井県など、本当に全国各地で大きな被害が出ているんだなというふうに受け止めております。

佐賀県でも平成三十年から四年連続で大雨特別警報が出て、その際には令和元年、令和三年、令和五年と大きな浸水被害、土砂災害等があって、本当に甚大な被害が出たということで、こうした豪雨災害、土砂災害に備えるといいますか、その対応をしっかりとやっていく、その重要性というのを我々としてもしっかりと受け止めているところでございます。

県では、先ほどありました「プロジェクトＩＦ」ですとか、様々な取組をハード、ソフト、いろんな形でやっているところでございます。ハードでは河川整備、土砂災害防止施設という形で、河道の拡幅ですとか築堤、砂防ダムの整備だとか、ハードをしっかりとやっていくということでございますし、あわせまして、どうしてもハード整備は時間がかかりますので、ソフト対策ということで、避難行動につながるような気象情報、水位情報、浸水情報等、そういった情報提供を併せてしっかりとやっていくことで避難につなげるといったソフト対策もしっかりとやっていくことでございます。

そういった整備にどうしても予算が必要だということでございますし、国のほうでは昨年、国土強靭化の実施中期計画という形で閣議決定されて、それに必要な予算も確保されております。例年、こういった予算は補正予算で予算措置されておりましたが、来年度につきましては必要な分は当初予算で予算措置するというような議論もされておりますので、そういった国の補助事業、交付金事業ですね、いろんな予算の確保に向けても、我々としてもしっかりと取り組んでいかなくてはいけないというふうに思っております。

国、市町、そういった関係機関ともしっかりと連携しながら、ハード、ソフト、洪水対策、土砂災害対策にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○池田委員＝いろいろと御答弁ありがとうございました。現在、全国的に大きな災害が発生していますので、佐賀県としても大きな災害にも対応できるよう、市町と連携しながら事業推進をよろしくお願いしていきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

第三問目として、地域おこし協力隊について伺います。

地域おこし協力隊は、二〇〇九年に総務省が創設した制度で、人口減少や地域の担い手不足に対応するため、都市部の人材に地域で活動していただく制度であり、県内においても多くの地域おこし協力隊員が各地域で活躍されていると聞いています。

地域おこし協力隊を導入するメリットとして、地域おこし協力隊が持つそれぞれの専門性や多様な視点による地域活性化の推進をはじめ、住民増加による経済効果などが挙げられます。また、地域住民との交流を通じ、地域コミュニティーに新たなつながりを生み出す可能性も高まります。私の地元小城市においても、江里山地区で活動している地域おこし協力隊員が、郷土料理である刺身こんにゃくに着目し、生産者や地域の人との交流を深めながらその承継や発信に取り組むなど、熱意ある行動力で地域を盛り上げ、すばらしい効果が生まれています。

一方で、この制度の意義は任期中の活動だけにとどまるものではなく、任期終了後もその地域に定住し、地域の担い手として活躍していただくことにあると考えます。地域おこし協力隊員の皆さんは人生の大きな決断をして佐賀に来られており、せっかく佐賀県を選び、地域のために活動していただいている以上、任期終了後も佐賀に残り、地域づくりに関わっていただくことが大事ではないかと思います。そのためには、地域おこし協力隊員一人一人が地域に根づき、定住につながるよう、任期中から任期後を見据えた支援に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

第一点目として、地域おこし協力隊の導入の状況について伺います。

県内で、多くの地域で地域おこし協力隊員が活躍していると思いますが、現在の導入状況はどのようになっているのか伺います。

○永田さが創生推進課長＝県内では現在、県で導入の四名、市町で導入の四十九名、合計で五十三名の隊員が活動されており、年齢構成は、三十歳未満が十八名で最も多く、続いて三十歳代が十名、四十歳代及び六十歳代以上がそれぞれ九名などとなっております。

また、転出元については、福岡県や熊本県などの九州圏内が最も多く、続いて東京都や神奈川県などの首都圏、そして、大阪府や兵庫県などの関西圏など、全国各地から着任していただいており、隊員は県内各地で農業、林業などの一次産業の振興をはじめ、離島の振興、サイクルツーリズムの推進など、地域それぞれの実情に対応した様々なミッションに従事されております。

以上でございます。

○池田委員＝地域おこし協力隊ということで、県のほうで四名、市町で四十九名、五十三名の地域おこし協力隊の方が導入されていると。

それでは次に第二点目として、県のこれまでの取組について伺います。

県は地域おこし協力隊の活用推進について、これまでどのような取組を行ってきたのか伺います。

○永田さが創生推進課長＝地域おこし協力隊は、導入する自治体ごとに活用推進されていくということが一般的でございますが、佐賀県においては、県と市町が一体となって推進しているというのが大きな特徴になっております。

令和六年度からは、副知事並びに県内自治体の副市長、副町長で構成されます「佐賀県地域おこし協力隊導入プロジェクト推進協議会」を設立。協力隊の積極的な活用に向けて、好事例の共有のほか、課題や対応策などについて意見交換等を行っております。

また、県内の協力隊のＯＢ、ＯＧで構成されます「一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク」とも連携。協力隊として活躍された際の知見を生

かし、協力隊を導入する自治体職員や現役団員に対して、効果的な伴走支援を行ってもらっております。

このような県、市町などの自治体職員、それから、過去の隊員、現役の隊員が連携した推進体制は、総務省が派遣する地域おこし協力隊アドバイザーの方からも、全国と比較して充実していると評価をいただいているところでございます。

このような体制の下、県ではこれまで、市町向けには、さらなる導入に向けて制度理解促進の働きかけ、隊員向けには、自信を持って活躍していただけるよう、スキルアップ研修会や隊員同士の情報交換会を開催するなど、市町職員や隊員に寄り添って支援、またこのほか、募集活動の一環として、県外での移住イベントへの出展や専門誌への掲載など、市町と一緒になって取組を進めてまいりました。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。当然市町のほうが多いということで、それについてはやはり県と連携しながら、市町のほうもしっかりやってもらいたいというふうに思います。

それでは次に第三問目として、地域おこし協力隊員の定住促進に向けた取組について伺います。

任期終了後の定住の状況について伺います。

任期を終えた地域おこし協力隊員の定住の状況はどのようになっているのか伺います。

○永田さが創生推進課長＝令和八年四月に総務省公表の令和七年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果によれば、全国で令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの五年間で任期を終了された隊員のうち、同一都道府県内に定住された隊員の割合は七〇・三％となっております。ちなみに佐賀県においては、県内に定住された隊員は六八・三％となっております。

以上でございます。

○池田委員＝全国で七〇・三％、佐賀県で六八・三％ということですけれども、定住された方、定住されなくて、出身地、前のところに戻られた方というふうにありますけれども、佐賀県に定住されなかったのはなぜなのかとか、そういう調査とか聞き取りなんかはされていますかね。

○永田さが創生推進課長＝これは対象が全員ではございませんけれども、退任後、佐賀県を離れて移住された方に、それから、佐賀県に定住されて残っている方にも当然お伺いしていますけれども、佐賀県を離れて移住された方については、地域おこし協力隊制度という制度のミッションそのものにやりがいを持たれて来られている方もいらっしゃるなと。佐賀県内でのミッションを終えて、それからまた新たなミッションを求めて全国に移住されるというようなケースもあったかなというふうに考えております。

一方で、佐賀県に定住して残られている方につきましては、もともと佐賀県への移住を検討する中で、地域おこし協力隊制度を活用しようというふうに考えていらっしゃる方が多いのかなと捉えています。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。

それでは、地域おこし協力隊の定住促進に向けた県の取組について伺います。

地域おこし協力隊の定住促進に向けて、県ではこれまでどのような取組を行ってきたのか伺います。当然市町も一緒だと思いますけれども、よろしくお願いします。

○永田さが創生推進課長＝協力隊員の方に退任後も地域に残りたいと思ってもらえるようにするためには、任期中の隊員が慣れない地域でも安心して活躍、活動できる地域の受け入れ体制や環境づくりを整えた上で、隊員に存分に活躍

してもらうことが重要であると考えております。そのことが結果として退任後の定住、定着にもつながっていくものと考えております。

このため、目指す地域の姿や活動内容について、募集段階から具体的に詳細に設定し、隊員とのミスマッチが生じないよう工夫しております。さらには、隊員が孤立することなく活動できるよう、丁寧な伴走支援を市町と連携して行っていくことが大変重要だと認識しております。

これまで県や市町では、「佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携し、着任後の業務内容や職場の雰囲気が具体的にイメージできるような募集要項の作成、それから、先ほど御紹介しましたとおり、隊員が気軽に相談できる窓口を設置いたしますとともに、隊員同士のネットワークを構築するための情報交換会の開催などのほか、定住に向けて、起業・事業承継に関する経費や空き家の改修に関する支援の取組なども行っているところでございます。

以上です。

○池田委員＝地域おこし協力隊の定住促進に向けた県の取組や市町との連携ということでも大変分かりました。本当にありがとうございました。

今後とも、地域おこし協力隊の活動及び定住促進に向けて、先ほどお話がありましたように市町とも連携しながら、よろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

第四問目として、「第四十四回全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」について伺います。

佐賀県は有明海と玄界灘という二つの海に面し、山や川、クリークが身近にあります。県では「森・川・海はひとつ」という思いで、この豊かな森、川、海を人が未来につなぐ「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」に取り組んでおられます。佐賀の山を源流として潤う佐賀の町では、人々の手により緑を増やし育て、花で地域を彩りもてなす活動や、豊かな緑を増やし育て、豊かな緑を生かした佐賀の本物のよさを体感する取組が各地域で進められています。

佐賀の花と緑の価値を未来につなぐ、こうした動きを推し進め、一人一人が自然との共生について考え、行動するきっかけとするために、国内最大級の花と緑の祭典、全国都市緑化フェアが開催されると聞いています。期間については、令和十年三月二十五日から五月二十八日までの間で予定をされている。全国都市緑化フェアについては佐賀県では初開催ということで、全国から多くの方の来県があると思っています。

せっかくの全国規模のイベントなので、県内市町も巻き込みながら県全体で盛り上げ、県内外の多くの方に佐賀の魅力を知ってもらう機会にすべきと思っており、「全ての人々に恩恵をもたらす森・川・海を未来へ」、「佐賀の花と緑の価値を未来につなぐ」を理念とし、自然との共生について考え行動するきっかけとし、自発の地域づくりにつなげる全国都市緑化フェアの成功に向け、事務局には積極的に準備に取り組んでほしいと思います。

そこで、次の点について質問していきたいと思います。

第一点目として、「全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」のメイン会場について伺います。

会場整備のコンセプトについて伺います。

「全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」は、吉野ヶ里歴史公園、森林公園、佐賀城公園をメイン会場として開催されますが、各会場の整備に向けたコンセプトはどのように考えているのか伺います。

○松尾政策企画監＝本県の都市緑化フェア、愛称は「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ２０２８」でございますけれども、基本構想におきまして「佐賀の過去・現在・未来を緑でつなぐ」というフェアの方向性を定めております。

そして、今年三月に策定しました基本計画におきまして、吉野ヶ里歴史公園

を「過去」、森林公園を「現在」、佐賀城公園を「未来」と位置づけ、それぞれのフィールドで異なる魅力を体感できる構成としているところでございます。

具体的な会場整備のコンセプトといたしましては、吉野ヶ里歴史公園を「本物の歴史と緑を体感するフィールド」、森林公園を「県民の多様な活動を発展させるフィールド」、それから、佐賀城公園を「まちと緑の新しいかたちを創出するフィールド」として設定をしているところでございます。

以上でございます。

○池田委員＝各会場の整備に向けたコンセプトについては今の答弁で分かりましたが、それでは次に、メイン会場整備の内容について伺います。

それぞれのメイン会場においては花と緑を活用した会場づくりを行っていくことになると思いますが、どのような会場整備を行っていくことになるのか伺います。

○松尾政策企画監＝三つのメイン会場につきましては、既存の公園を最大限に活用しながら、来場者を迎えるウエルカムスポットやシンボルガーデンを設けるなど、それぞれの公園の特徴を生かした会場づくりにしていきたいと考えております。

吉野ヶ里歴史公園では、県営エリアの西口をメインの入り口と想定しまして、入り口周辺へのウエルカムスポットの設置、それから、公園に入ったところでの物見櫓を背景に、唯一無二の広大な空間を生かした花の展示などを考えております。

それから森林公園では、豊かな自然や広大な芝生広場を生かした花と緑の展示、企業や自治体、学校などによる庭園や花壇の出展、バルーンや河川空間でのアクティビティーの体験づくりのための会場づくりなどを予定しております。

それから佐賀城公園では、佐賀城の歴史的な景観を生かした花と緑の展示に加えまして、愛好家などによりますコンテストを行うための出展用花壇の設置、佐賀の自然を未来につなぐための企画展示などを考えております。

あわせまして、佐賀駅から佐賀城公園まで続く中央大通りでは、歩いて楽しい空間の創出ということで、駅前広場でのウエルカムスポットを設置しまして、また、花と緑でお出迎えする空間づくりなんかも検討しているところでございます。

現在、それぞれの会場につきましては具体的な配置、展示内容などを議論しているところでございまして、策定を進めている実施計画の中で会場の具体的なイメージを作成していきたいと、そのように考えております。

○古賀和浩委員長＝池田委員、旗は大丈夫ですか。

○池田委員＝ああ、そうか。すみませんね、忘れていた。

○古賀和浩委員長＝申し入れがあっていましたので。

○池田委員＝やはりこういう旗、（実物を示す）非常にいい旗だというふうに思います。

会場整備の内容については分かりましたけれども、メイン会場整備のスケジュールについて伺いたいと思います。

令和十年三月二十五日から開催予定ですけれども、今後のメイン会場整備はどのようなスケジュールで進めていくのか伺いたいと思います。

○松尾政策企画監＝現在、三つのメイン会場及び中央大通りにつきまして、ゾーニングや花と緑の展示、それから必要となる会場施設など、具体的な会場計画を検討しております。今年度実施計画を策定する中で、会場の全体イメージを固めていきたいと考えております。その上で、令和九年度から、必要となる会場整備や花壇作りなどを順次進めていきます。そして、フェアで使用する植物につきましても、県内調達を基本として、生産者や関係団体と連携しながら計画的に準備をしてまいります。

また、開幕に近づくにつれまして花苗の植栽や会場装飾なども行いまして、

令和十年三月二十五日から多くの皆様をお出迎えできるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○池田委員＝メイン会場の整備内容ということで、今、実施計画を策定中ということで分かりましたが、次に第二点目として、パートナー会場について伺います。

パートナー会場の設置目的について伺いたいと思います。

パートナー会場はどのような目的で設置することにしたのか伺います。

○松尾政策企画監＝「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ２０２８」でございますが、全国から多くの来場者が見込まれるということでございまして、三つのメイン会場だけではなくて、県内各地を周遊してもらい、県内市町も一緒になって一体的に盛り上げることが大切だと考えております。このため、フェアの理念である「全ての人々に恩恵をもたらす森・川・海を未来へ」ということで、この理念に賛同いただく市町から手を挙げていただき、パートナー会場を設置することとしておりまして、現時点で十七市町三十二会場となっております。

この機会に、県民の皆様にもメイン会場とパートナー会場を巡っていただき、県全体でフェアを楽しんでもらいたいと考えております。

以上です。

○池田委員＝やはり今言われたように全国各地から来訪されますので、本当に県内各地も回っていただいたほうが、余計、県内各市町のほうもいいというふうに思っております。

それでは、設置目的については分かりましたけれども、次にパートナー会場の支援内容について伺いたいと思います。

市町のパートナー会場の設置に当たり、県からはどのような支援を考えているのか伺います。

○松尾政策企画監＝パートナー会場は、地域主体で自ら企画いただきまして、フェア開催後も持続的な活動として地域が盛り上がっていくことを期待しております。

県としましては、フェア会場としてホームページやパンフレットによる一体的な情報発信、それから、スタンプラリーなどによる周遊企画を通じて、市町と共に緑化フェアとの一体感をつくり上げていきたいと考えております。

また同時に、秋まで開催する「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ２０２８（山の博覧会）」でございますけれども、その周知ですとか参加につなげていくみたいな観点から、何らかの支援ができないかというのは検討しているところでございます。

以上です。

○池田委員＝分かりました。支援のほうについてもよろしくお願いしたいと思っております。

次に、パートナー会場の市町との連携について伺います。

県のメイン会場と各市町に設置されるパートナー会場がうまく連携して、「全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」で県全体を盛り上げてほしいと思います。

市町とはどのように連携して準備を進めていくのか伺います。

○松尾政策企画監＝パートナー会場につきましては、それぞれの地域の特色を生かした会場としていただくことが大切でございます。市町としっかりとコミュニケーションを取りながら準備を進めていきたいと考えております。

今年八月には市町の担当者会議を開催しまして、市町において検討する必要があると思われる項目、イベント・行事、会場装飾・整備、住民との協働などを共有しまして、具体的にそれぞれの会場でどのようなことをするのか考えていただいているというところでございます。今月末にもまた、各市町で検討した内容を持ち寄りまして、事例を共有する会議を開催することとしております。

それぞれ準備に遅れが出ないよう、全体として進めていくことが大事だと考えております。

今後は各パートナー会場の企画が具体化してくると思いますので、県と市町との情報共有をさらに密にしまして、広報、それから周遊企画、会場づくりなどについて、一緒になって検討を進めていきたいと考えています。

○池田委員＝分かりました。パートナー会場との連携もよろしくお願いします。

それでは第三点目として、県民への周知について伺います。

「全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」では、県外からも多くの来場者があると思いますし、この機会に県民の方々にもフェアを楽しんでもらい、盛り上がってもらいたいと思います。そのためには、県民への期待感も徐々に高めていく必要があると思いますが、「全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」の県民への周知についてどのように考えているのか伺います。

○松尾政策企画監＝県民への周知については、県内におきまして、令和十年三月から佐賀で「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ２０２８（全国都市緑化フェア）」が開催されるという認知度は、まだ低いと認識しております。まずは多くの皆さんに知っていただくことが必要だというふうに考えています。

今年度、四月に山博・緑化フェア事務局を設置しまして、「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ」とあわせてホームページや広報ツール、今、委員のほうの旗なんかも作りました。また、先月、八月二十五日には、知事をトップとして、国交省や公益財団法人都市緑化機構の方、それから、県内の造園・緑化、花卉・園芸、産業、教育関係者など百三十五名による実行委員会も立ち上げたところでございます。その際にも、実行委員会の各メンバーの皆様にポスター、のぼり旗をお配りしまして、緑化フェアの気運醸成をお願いしたところです。

来月十月には、緑化フェアでの協働による花壇作りを想定しまして、森林公園において地元園児との協働での花壇作り、また、専門家によります種子から花壇を作っていくみたいな、そういった講習会も予定しております。そういったことを通じて、緑化フェアへの機運を高めていきたいと考えています。

また、来年三月には一年前の機運醸成イベントも必要だろうと思って議論をしております。

こうしたことも含め、今後はフェア開催までの機運醸成イベント、それから、ＳＮＳ、テレビなどメディアの露出を通じて、県民への認知度向上を図り、フェアへの期待感や参加意欲を高めていきたいと考えています。

以上です。

○池田委員＝やはり県民への周知を高めてもらいたいというふうに思っております。今までの答弁、ありがとうございました。

令和十年三月まで、まだ期間はありますが、市町との連携を密にし、すばらしい開催になり、いつまでも、誰にでも思い出に残る「第四十四回全国都市緑化フェア　ｆｒｏｍ　ＳＡＧＡ」にしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○中本委員＝皆さんおはようございます。公明党の中本正一でございます。

今回、地域交流・県土整備常任委員会の所管事項につきまして、大きく三つのテーマで質問させていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに大きな項目の一つ目として、九州新幹線西九州ルート二者合意後の取組について質問をいたします。

令和八年七月十七日、国土交通省と佐賀県は九州新幹線西九州ルートについて、環境アセスに向けた事前調査を令和八年度末までに完了し、令和九年度から環境アセスを実施すること、また、財政負担、在来線、地域振興が論点とし

て整理され、今後、県がフル規格整備を合意する場合には、これら論点の具体化とともに、ルート決定に伴う新たな事項を含めた新たな合意を前提とするということを確認いたしました。

私、この合意を、これまで停滞していた協議が前に進むことになるものとして大変高く評価しておりますし、また、水嶋前事務次官と山口知事の御努力に敬意を表するところであります。

今回の合意は、フル規格整備そのものへの合意ではなく、環境アセスを進め、課題を具体的に検証していくための合意であります。そして、地方負担は幾らになるのか、佐賀県と長崎県の負担割合はどうなるのか、在来線の本数と利便性は守られるのか、地域振興は新幹線整備との関連をどのように整理していくかなど、これらを曖昧にしたまま、環境アセスだけが先行するようなことがあってはならないものと考えます。

そうした観点から、二者合意後の取組について、以下、順番に質問をしてまいります。

まず、環境アセスに向けた事前調査と技術検討会の進め方についてお伺いいたします。

事前調査は今後の環境アセスの基礎となるものであり、特に地盤の構成や各地層の物性、地震動に対する地盤特性、支持地盤の状況など、トンネルや構造物の安全性だけでなく、鹿児島ルートからの分岐やルート、建設費、工期、周辺地域への影響にも関わる大変重要な情報となってまいります。事前調査の実施及び結果の評価は、国土交通省と鉄道・運輸機構、佐賀県とで構成する技術検討会の検証を経て実施されることになります。

そこで、調査箇所や調査方法、調査項目、データの評価方法についてどのような基準で協議し、県として何を確認するのかお伺いいたします。特に、調査箇所を十カ所程度とする考え方について、地形や地質、断層、河川、軟弱地盤など、どのような条件を踏まえて選定するのか。また、調査箇所の数が十分でない場合に、県から追加調査を求めるような仕組みとなっているのかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝事前調査及び技術検討会につきましては、当時の水嶋国土交通事務次官と山口知事との二者協議におきまして、水嶋次官から軟弱地盤などの技術的な課題の話があったため、技術的な話は技術の専門ラインで議論しようということとなりまして、国土交通省、鉄道・運輸機構、佐賀県の技術の専門ラインが連携して技術的な課題を検討、検証していくこととなったものです。

事前調査は、令和九年度からの環境アセスの実施に向けて、佐賀平野の軟弱地盤や九州新幹線鹿児島ルートからの分岐等の技術的な課題につきまして、ボーリング調査等の必要な現地調査を行い、技術的な課題の検討や評価を行うものであり、令和八年度末までに完了するよう実施していく予定としております。事前調査の実施及び結果の評価につきましては、国土交通省、鉄道・運輸機構、佐賀県で構成する技術検討会の検討、検証を経て行うこととなっております。

国土交通省などと協議する際や調査結果を評価する際の基準につきましては、今後、国側から示される考え方やデータを踏まえ判断することとなりますので、現段階で一概にお答えできる状況にはございませんが、佐賀県といたしましては、国側が示す調査方法や調査結果の評価につきまして、その根拠を求め、妥当性や合理性を確認することとしております。

先月二十六日、第一回環境アセスに向けた技術検討会が開催されております。その際、鉄道・運輸機構からは、ボーリング調査につきましては、国土地盤情報データベースで公開されております既存のボーリング調査結果のデータを確認するほか、新たに十カ所程度の追加調査を行うとの方針が示されております。

技術検討会は国と県が連携して検討、検証していく場であり、お互いの意見を出し合いながら進めていくものでございます。

先日の技術検討会におきましては、県から、何を目的として調査するか次第で調査内容や調査箇所数等も変わってくるので、国側に対しまして調査内容の目的や考え方を示すこと、その上で、必要箇所数等の根拠を明確にすることや、新たなボーリング調査につきましては調査すべきと考える箇所を意見しており、これらを踏まえて、現在、国土交通省と鉄道・運輸機構で調査箇所などを再度検討されているところでございます。

次回開催予定は十月となっておりますけれども、第二回技術検討会でその結果が示され、調査方法等の合理性などが確認されれば、調査内容を決定し、鉄道・運輸機構が現地調査に着手する予定となっております。

以上になります。

○中本委員＝技術的な課題を検証していくための様々な調査の実施方法等については今後示されることになるということだったと思いますけれども、県としても、必要な調査が適切に行われるよう、専門家等の意見を聞きながら進めていくことが大事だと思います。

本九月定例会には、環境アセスに向けた技術検討会対応費として一千七十四万円が計上され、事前調査の内容や技術的課題の妥当性の確認のための支援業務委託であったり、大学教授など学識経験者からの助言の聴取等に用いると、このように示されています。

そこで、県が委託先や学識経験者に求める技術や専門分野とはどういったものなのか。また、県が受けた意見や助言等について、それらの内容を公表するという考えはあるのかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝国土交通省からは、技術的な課題につきまして、佐賀平野の軟弱地盤や鹿児島ルートとの分岐等の説明があっていることから、専門的な技術に関し、助言をする分野につきましては、委託先のコンサルタントとか学識経験者等について、地盤や橋梁等の構造の分野に精通されている方にお願いしたいと考えております。学識経験者等からの意見や助言を踏まえまして、佐賀県としての意見を技術検討会の中で示していくことと考えております。

技術検討会の検証内容につきましては、県民の皆様にも見える化しながら進めたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝十月ですかね、二回目の技術検討会が開催をされるということでありますが、今後、この技術検討会、非公開ということもあり得るのかなというふうには思っております。ただ、そうした場合でも、この議事概要や、そこで提出をされた資料、また、委員の主な意見等について、県民が確認できるような形で、その点はしっかり公表されると考えていいのか確認させていただきます。

○岩橋交通政策課長＝先月、八月二十六日に開催されました第一回技術検討会の内容につきましては、会議終了後に国土交通省と佐賀県と合同で、会議の内容につきまして報道機関に対して説明を行っております。そしてさらに、現在、国土交通省及び佐賀県の双方のホームページにおきまして、会議の資料や結果の概要を掲載しております。引き続き、同様に会議の内容につきましてはお伝えしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝しっかり県民に公表していくということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

その上で、仮に今回の事前調査の結果について、国土交通省や鉄道・運輸機構、佐賀県の三者の見解が一致しないという場合には、どのような取り扱いになってくるのかお伺いいたします。

また、県が技術的な妥当性に疑問を持った場合には、調査のやり直しであったり、追加調査を求めることができるのか。県が納得できないまま、次のプロセスである環境アセスの手続に進むことがないのか、確認をさせていただきます。

○岩橋交通政策課長＝まず、県の意見をしっかりお伝えするのかというところでございますけれども、今年度の事前調査及び技術検討会につきましては、来年度からの環境アセスの実施に向けて、国と県が連携して技術的な課題を検証するものとなっております。

先ほど申し上げましたけれども、先日の第一回の技術検討会におきましては、国が示した内容に対しまして、佐賀県として意見し、現在、その意見を踏まえて国土交通省と鉄道運輸機構のほうで検討を行っていただいております。技術検討会は、技術的な課題につきまして、その妥当性や合理性が確認できるかについて、国と県とで検証する場となっております。県としましては、しっかり意見を伝えていきたいというふうに考えております。

また、環境アセスについての御意見もございました。

環境アセスは、議論を深めていくために国交省と今回合意をいたしております二者合意におきましては、来年度から実施する環境アセスについては、技術検討会の検証結果を踏まえまして、国土交通省と佐賀県の協議に基づき決定するという形となっております。

先ほど申し上げましたとおり、技術検討会の場で佐賀県としての考えをしっかり意見して、議論が深まる形で進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝ありがとうございます。事前調査と技術検討会の検証は、結論を導くための形式的な手続ではなく、県民が判断するための基礎資料とも言えますので、調査の独立性と再検証の可能性、そして、情報公開をしっかり確保するなど、客観性、透明性を持ってしっかり取り組んでいただくよう求めておきたいと思います。

次に、佐賀県の地方負担の上限と長崎県との協議についてお伺いいたします。

二者合意では、佐賀県の地方負担について、国土交通省は一定の上限を設ける等、特別の配慮を行うとともに、長崎県と佐賀県が受益の程度等を踏まえて共同して負担することが適当として、国の特別の配慮も踏まえ、両県で協議の上決定し、国土交通省もこれを尊重するということになっています。

県はこれまで、通常の整備新幹線の整備スキームでは一千四百億円以上の負担となり、県財政を毀損することになると説明してきましたが、県民が最も懸念しているのは、二者合意を踏まえ、最終的に県が幾ら負担することになるのか、関連事業費を含めて将来の負担がどこまで膨らむかという点であります。二者合意では佐賀県の地方負担について一定の上限を設ける考え方が示されていますが、上限の基準、対象となる費用、将来の事業費上昇への対応が、県民にとって十分明確になっているとは言えません。

そこで、地方負担の上限とは建設費だけを指すのか、それとも駅周辺整備やアクセス道路、将来の更新費用等をどこまで含むのか、現時点での見解をお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝今回の二者合意によりまして、これまでの論点を分かりやすく整理し、見える化されましたので、これから国、長崎県、ＪＲ九州のそれぞれで論点の具体化に向けた議論が始まることとなります。佐賀県の地方負担の上限等の特別の配慮についても、これから国土交通省で具体的な内容を検討されることとなりますので、現時点で具体的に決まった内容はなく、今後の議論となります。

二者合意は、これから関係者で議論を深めていくために論点を明確化したものでありますので、これから議論を深めていきたいというふうに考えておりま

す。

以上になります。

○中本委員＝地方負担の上限については、まさにこれからの議論だということでありますけれども、仮に建設費が上振れした場合、その上振れ分を佐賀県が自動的に負担するということになるのであれば、これは一定の上限とは言えないものと考えます。佐賀県の負担が一定の金額を超える場合に、国やその他の関係者が上振れ分を追加負担するということか、これは明確ではないという状況です。

そこで、一定の上限について、改めてどのように認識をされているかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝まず、一般的な上限という形で御説明をさせていただきますけれども、一般的な考え方の上限としましては、委員がおっしゃるとおり、建設費が上振れした場合も、佐賀県の地方負担の上限は変わることがないというふうにして認識をしておりますけれども、一定の上限等の特別な配慮につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これから国土交通省において具体的な内容が検討されますので、現時点で決まったものはなく、今後の議論になるというふうに考えております。

○中本委員＝これからの議論ということで、これ以上聞いてもお答えは出てこないと思いますので、次に移らせていただきます。

長崎県との協議についてお伺いいたします。

二者協議により、これまでの通過距離に応じた一律の負担、いわゆる属地主義ではなく、整備により受ける実質的な負担の程度に応じて共同して負担するという点は、まさに画期的なものと大変評価するところであります。

しかしながら、平田長崎県知事は、二者合意を尊重しつつも、判断は別と述べられており、長崎県が共同して負担することに対して、これから長崎県内において反発も予想をされます。

また、山口知事は一般質問での答弁で、あまり急いではいけないと。それぞれ論点を深めるため、ある程度の時間は必要との認識を示されており、私もこれから県内での議論が始まる長崎県に対しては十分な配慮が必要と考えます。

その上で、長崎県との協議に向き合う姿勢、また、スケジュール感についてどのように考えるかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝二者合意におきましては、佐賀県区間の地方負担は、長崎県と佐賀県が受益の程度等を踏まえて共同して負担することが適当であり、両者の負担の考え方については、国の特別の配慮も踏まえ、別途、両県で協議の上決定し、国土交通省は当該決定を尊重するという形で明記をされております。

先月二十七日になりますけれども、山口知事のほうから長崎県の平田知事へ直接、二者合意の内容について説明が行われ、二者合意を尊重し、二者合意で示された論点につきまして、今後、継続的に協議を行うというところが両者で確認をされております。

また、スケジュール感についてということでございますけれども、まずは長崎県におきまして、二者合意で整理された論点について、長崎県の議会での議論や長崎県民の皆様の意見を踏まえるなど、長崎県の議論の熟度を高める時間も必要であるというふうに考えております。

佐賀県といたしましては、三年から五年、必ず必要となります環境アセスの期間を有効に活用しまして、丁寧に議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝確認ですけれども、国や長崎県との地方負担の協議、まさに今から始まっていくわけでありますけれども、県として、この協議が調わない状況

の中でフル規格での整備に同意するようなことはあり得るのか、確認をさせていただきます。

○岩橋交通政策課長＝今回の二者合意の大きなポイントは、環境アセスの合意の後に、第二弾目として、仮にフル規格整備に関して佐賀県が合意する場合には、論点を具体化した新たな合意が必要というところに合意しているということがポイントになります。今後、この議論が前に進むかどうかにつきましては、関係者の相互の理解と、協力し合えるかというところが鍵となってくるかと思っております。今後、論点が深まらず、新たな合意がまとまらない場合は、前に進むことは厳しいのではないかというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝この地方負担の問題は、県民にとってセンシティブな、一番懸念するところでありますので、県民が将来の財政状況をしっかり見渡すことができますよう、国や長崎県との協議が今から始まるわけでありますが、この上限の考え方、また、上限を超えない仕組みについて、しっかり文書化し、国や長崎県と共有できるよう求めておきたいというふうに思います。

次に、在来線の利便性確保とＪＲ九州との協議についてお伺いいたします。

西九州ルートの開業後、武雄温泉駅や嬉野温泉駅周辺では、開業効果とともに利便性向上が図られた一方、鹿島・太良方面など長崎本線沿線地域では、上下分離方式へ移行し、特急列車が大幅に減少するなど、県民生活に大きな負の影響が生じています。二者合意では、現行の経営形態を維持することを念頭に、佐賀駅を通るルートとなる場合、長崎本線、または佐世保線について特急列車及び普通列車の開業前の本数を確保する方向で、国土交通省はＪＲ九州に要請することが示されています。

そこで、二者合意の「開業前の本数を確保する」とは、どの時点の本数を基準とするのかお伺いいたします。

また、列車の本数だけでなく、停車駅や運行時間帯、所要時間、乗り換え回数、運賃、さらに言うならば、車両の快適性や、災害や事故発生時の代替輸送まで含めて、利便性というのは評価をすべきではないかとも考えます。県の見解をお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝中本委員のほうからも御紹介ありましたけれども、二者合意につきまして在来線の部分を御説明させていただきますと、二者合意におきましては、在来線について、「長崎本線及び佐世保線について、国土交通省は、佐賀県と連携・調整して、ＪＲ九州に対して、現行の経営形態を維持することを念頭に、佐賀駅を通るルートとなる場合には、長崎本線又は佐世保線を区間に含む特急列車及び普通列車のそれぞれについて、開業前の本数を確保する内容でＪＲ九州と佐賀県の間の合意を成立させるよう、ＪＲ九州に対して要請する。」という形となっております。

二者合意は国土交通省と佐賀県の合意であり、今後、ＪＲ九州において議論が行われるということになります。

今後のＪＲ九州の議論については、現時点で見通すことはできませんけれども、委員御指摘ありました列車本数以外の利便性の確保などとかという観点も参考に、一つ一つ丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝ＪＲ九州との協議もこれからということでありますけれども、先ほど申し上げましたように、特急列車の本数が確保されても、運賃が上がる、停車駅が減る、朝夕の通勤通学時間帯に運行がされないのであれば、県民にとって利便性が確保されたとは言えないと考えます。

県はＪＲ九州との今後の協議において、列車本数以外の利便性について、具体的な指標であったり、最低限確保すべき水準等もしっかり持ち合わせながら協議に臨んでいただくよう求めておきたいというふうに思います。

次に、ＪＲ九州との協議についてお伺いいたします。

在来線については、国土交通省がＪＲ九州に対して佐賀県との合意を成立させるよう要請するということになっており、今後、佐賀県とＪＲ九州との協議が本格化することになりますが、ＪＲ九州も民間事業者として経営判断するということになりますので、協議は簡単には進まないといいますか、非常に難航するのではないかとも考えます。

そこで、ＪＲ九州との協議に当たり、単なる要請や努力目標にとどめず、県とＪＲ九州との合意書を交わすなど、将来にわたって検証可能な形で残すことも求めておきたいと考えますが、どのような姿勢で協議に臨む考えかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝委員御指摘ありましたとおり、ＪＲ九州と確認した内容が将来にわたりまして担保されるためにどのような形があるのかという視点は重要かと考えております。

今回の二者合意によりまして論点を分かりやすく整理し、見える化することができましたので、これからＪＲ九州において、論点の具体化に向けた議論が始まることとなります。

先月、八月二十八日には、ＪＲ九州の古宮社長に対しまして山口から直接、二者合意についての説明がなされ、二者合意を尊重し、二者合意で示された論点について、今後、継続的に協議をするということが両者で共有されております。知事も今回の提案事項説明や一般質問でもお答えしておりますとおり、二者合意で示された論点について、今後、関係者の相互理解と協力がいかに積み重なるかが重要となってきます。

県としましては、三年から五年、必ず必要となります環境アセスの期間を有効に活用しながら、議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝新幹線の整備効果を語る際には、沿線全体の利便性を評価する必要もあると私は考えます。新幹線を整備する地域だけでなく、在来線を利用する地域の暮らしと産業を守ることを前提にＪＲ九州との協議にはぜひ臨んでいただくよう求めておきたいと思います。

次に、県民への分かりやすい情報提供についてお伺いいたします。

この点は一般質問でも議論が行われ、山口知事から大変前向きな答弁が出ているところであります。二者合意によって論点が明確になったことから、県民の理解を深め、県民の中でこの議論が活発となるよう、分かりやすい情報提供が求められるものと考えます。特に専門用語の多い資料だけでは理解が難しいため、概要版や図解、また、動画の活用、必要に応じて県民説明会や意見募集など、県民だよりへの掲載だけでなく、複数の手段を用いて、分かりやすく説明をしていくべきだと考えます。

そこで、県民への分かりやすい情報提供に向け、具体的にどのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝今回の二者合意によりまして、財政負担、在来線、地域振興などの論点を分かりやすく整理し、見える化し、関係者が議論を深めていける形で整理されております。今後議論していく論点が明確になったことで、県民の皆様にも分かりやすくなったというふうに考えております。県としましては、県民の皆様に分かりやすくお伝えし、理解を深めていただけるよう、県民だよりをはじめとしまして、様々な広報ツールや伝え方などを工夫しながら取り組んでいく所存でございます。

七月十七日の二者合意の締結以降、山口知事だけでなく、地域交流部としましても、地域や経済団体から二者合意の説明をしてほしいという依頼を受けまして、説明に出向いております。まずは県民の皆様に関心を持ってもらうということが重要と考えており、引き続き様々な機会や手段で情報提供や発信を

行っていくこととしています。そして、そこで出た意見につきまして、どのようにすれば県民の皆様により分かりやすく伝えていけるのかというところを考えていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝それでは次に、新たな合意に向けた今後の協議の工程についてお伺いいたします。

二者合意では、令和八年度末までに事前調査や技術的課題を検証し、令和九年度から環境アセスを実施するとしており、三年から五年かかる環境アセスの期間でルートを決定し、財政負担、在来線、地域振興などが協議され、新たな合意に向けた判断が行われることになります。事前調査が令和八年度中に完了する方向であっても、調査結果を踏まえた県の判断時期や新たな合意の時期が示されなければ、県民から見ると終わりの見えない協議に映るのではないかと危惧をいたします。

そこで、県として、新たな合意に向けた協議の工程表、ロードマップを作成するなど、見える化し、定期的に協議の進捗状況を議会や県民にしっかり報告をしていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝繰り返しとなりますけれども、二者合意を受けまして、これからまさに関係者の議論が始まっていくこととなります。国土交通省からは、環境アセスには三年から五年の期間が必ず必要となるというふうに聞いております。この期間を活用しながら、関係者と各論点につきまして議論を深めていくということになりますが、この議論が前に進むかどうかは関係者の相互理解と協力し合えるかどうかが鍵となってきます。

相手があることでございますので、現時点で今後の工程などの考えをお示しするということができる状況にはございませんけれども、引き続き県議会や県民の皆様には丁寧に、また、分かりやすい情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝二者合意後の取組の最初の第一歩となる事前協議は、合意に向けた出発点だと私も考えます。調査を実施すること自体を目的化せず、県民の安全や生活、県の財政を守るための条件を確認する手続として、まずはしっかり進めていただきたいと思います。

また、国や長崎県、ＪＲ九州との協議では、相手に十分配慮しつつも、佐賀県が一方的に負担や不利益を引き受けることがないよう、そして、地方負担の上限、在来線の利便性確保、調査結果の公開、県議会や県民への説明を新たな合意を判断する上での前提条件として位置づけていただくよう求めまして、この質問を終わります。

それでは次に、大きな項目の二つ目として令和八年熊本地震による県内観光業への影響と対応について質問をいたします。

改めて熊本地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の復旧復興に尽力をされている県、市町の派遣職員、ＮＧＯの皆さん、関係者の皆様に深く敬意を表します。

今回の熊本地震では、九州全域で宿泊予約のキャンセルが続出するなど、九州全体の観光業に大変大きな影響を及ぼしています。九州地方で強い地震という報道であったり、イオンモール熊本の映像を見て、九州全域の安全性に不安を感じ、旅行そのものを取りやめられたり、宿泊先を変更するなどの動きも多かったものと考えます。

本県では、八月十八日時点の推計で県内の旅館、ホテルにおける宿泊予約のキャンセルが約一万二千泊に及び、その影響額が約一億三千万円に相当することが公表されています。観光業は、宿泊施設だけでなく、飲食、交通、土産物、

観光施設、農林水産物の販売など地域経済の幅広い分野に及んでいることから、熊本地震による影響額はさらに膨らむものと考えます。

国においては、九州地方における観光需要を回復することを目的に九州ふっこう応援割による宿泊支援を実施することから、本県においてもふっこう割の効果的な実施と併せ、観光需要を早急に回復させるとともに、今後の状況変化に対応できる持続的な誘客策を戦略的に取り組んでいく必要があると考え、質問をさせていただくことにいたしました。

そこで、以下、順番に質問をしてまいります。

まず、県内観光業への影響についてお伺いいたします。

九州経済調査協会によると、スマートフォンのＧＰＳ位置情報に基づく観光人流データ、デジタル観光統計の分析では、地震後の八月一日から七日までの七日間の佐賀県の来訪者数は四百二十九万四千人と対前年増減比でマイナス七・五％、宿泊者数は四十一万九千人とマイナス一四・四％となっており、特に宿泊者数については、熊本を除く九州六県では長崎県のマイナス一九・九％、鹿児島県のマイナス一五・四％に次ぐ減少率となっています。このように、データの上でも本県への観光人流に大きな影響を及ぼしていることが示されています。また、先ほど御紹介したように、県内宿泊予約のキャンセルは約一万二千泊で、影響額は約一億三千万円となっています。

そこで、熊本地震による本県の観光業への影響について、県はどのように考えているかお伺いいたします。

○太田観光課長＝今回の熊本地震に関しましては、県内の観光地や宿泊施設に目立った被害は確認されておらず、発災直後も含めて通常どおり営業されている状況でございます。当課において県内の宿泊施設にヒアリングをしたところ、特に地震発生直後は宿泊予約キャンセルが相次いで発生しておりました。九州新幹線、高速道路などの一部区間で運休、通行止めが生じていたこともあり、特に熊本、鹿児島方面からのキャンセルが多かった模様です。

委員言及のとおり、県では八月十八日時点の佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査結果を基に、県内の宿泊キャンセルが約一万二千人泊、影響額が約一億三千万円と推計したところです。その後の県内の宿泊施設及び利用者の多いオンライン旅行会社等へのヒアリングをした結果を踏まえますと、地震発生後、一時的に宿泊キャンセルが増加したものの、その後、現在は落ち着いてきているという状況になっております。

○中本委員＝震災直後はキャンセルが相次いだけれども、その後、今は落ち着きつつあるというような答弁であったかと思います。

そこで、正確な情報発信と風評被害の払拭について伺っていきたいと思います。

地震発生後は安全に関する情報が不足をすることによって、被災地以外の地域まで危険であるかのように受け止められ、いわゆる風評被害が発生し、長期化することが懸念をされます。観光客が安心して旅行先を選ぶためには、交通の状況や、宿泊施設や、観光施設の受け入れ状況などを迅速かつ分かりやすく情報発信していくことが重要であります。

佐賀県内は通常どおり安全に観光や移動が可能であることについて、国や九州各県、観光関係団体、交通事業者、旅行会社などと連携して正確な情報を発信するなど、風評被害の払拭にも努めていくことが求められます。

そこで、今回の熊本地震ではどのように対応されたのか。また、今回の対応を踏まえ、今後どのように対応していく考えかお伺いいたします。

○太田観光課長＝現在、県内の観光地、宿泊施設、飲食店等は通常どおり営業しております。しかしながら、九州は国内外の旅行者から一つの観光圏として捉えられていることから、過度な旅行控えにつながらないよう正確な情報を伝えることが重要と認識しております。

県としましても、佐賀県文化観光連盟と連携しまして、発災一週間を経過した八月四日に、佐賀県内の観光地や宿泊施設、飲食店は通常どおり営業しており、交通機関も通常運行しているというメッセージをホームページにて発信いたしました。また、県内観光事業者の皆様が国内外の宿泊予約者、旅行会社等へ通常運営のお知らせとして送信可能なメッセージのひな形を英語、中国語、韓国語の多言語で作成し、市町観光協会等を通じて周知いたしました。

さらに、八月十九日には、文化・観光局長から観光庁、国土交通省、財務省などの国へ観光需要喚起対策の支援と国内外への正確な情報伝達を要望したところです。国や九州各県、九州観光機構とも連携し、九州各県の状況についての正確な情報発信に御協力をいただいております。引き続き、県内及び九州エリアの観光需要や宿泊予約の動向を注視しながら、関係機関と連携して必要な対応を迅速に行ってまいります。

○中本委員＝正確な情報発信、そして、風評被害の払拭についてもしっかり取り組まれてきたということであります。

それでは次に、九州ふっこう応援割についてお伺いをしていきたいと思います。

先週、九月十日に先議議案として繰り上げ採決が行われ、既に可決成立をしたところでありますが、改めて九州ふっこう応援割の事業の概要についてお伺いいたします。

○太田観光課長＝八月二十八日に観光庁が発表しました九州ふっこう応援割は、令和八年熊本地震により影響を受けた九州地方の観光需要をいち早く喚起することを目的に実施するものとなっております。

要件につきましては国で定められており、九州地方における一泊以上の宿泊旅行商品を対象に旅行・宿泊料金を支援するものです。補助率は旅行・宿泊料金の五〇％、特にキャンセルによる観光への影響が大きい熊本県、鹿児島県は六〇％、限度額は一泊の宿泊のみの単体商品や交通付宿泊旅行商品で二万円、二泊以上の交通付宿泊旅行商品で三万円、宿泊地が二県以上の周遊型旅行商品で三万五千円となっておりまして、実施期間は令和八年十月一日宿泊分からとなっております。

○中本委員＝皆様、今朝の新聞、地元紙を見られましたかね。（実物を示す）熊本県の九州ふっこう応援割の受付が今日から開始をされるということで、このように一面を使って大々的に掲載をされているところであります。ぜひ佐賀県、そして、県民の皆さんと一緒に熊本を応援していきたいと思いますし、また、佐賀も負けないように取り組んでいただくよう求めておきたいというふうに思います。

九州ふっこう応援割、この総額は約百五十五億円であります。そして、被害状況に応じて九州七県へ配分され、本県の場合、配分額は約二億三千三百万円となっています。総額百五十五億円のうち、熊本県が約六十九億円、そして、鹿児島県が約三十二億円に対して、佐賀県は百五十五億円の僅か一・五％ということで、少し少な過ぎるような気もするところでありますけれども、この事業スキームは、観光庁が各県に補助金を交付し、佐賀県の場合、先ほど御答弁いただきました、県の文化観光連盟が旅行業者や宿泊予約サイト、宿泊事業者を通じて割引価格での販売を支援するというスキームになっています。

終期が日付ではなく、原資の消化で決まる、いわゆる先着消化型の設計であることから、宿泊施設側の準備については、いつまで利用できるかではなく、どれだけ早く消化されるかを前提に組んでいく必要があります。この制度を実効性のあるものにするためには、利用者にとってはより分かりやすく、また、中小の宿泊事業者には参加しやすい仕組みが必要になってくるものと考えます。

そこで、販売開始日や予約方法、対象となる旅行商品、割引の適用単価など、佐賀県の制度設計はどのようになっているかお伺いいたします。

○太田観光課長＝まず、販売開始日についてですが、オンライン予約サイトについては九月二十四日から、そのほかにつきましては十月二日と、準備が整い次第、予約受付が開始される予定になっております。

予約方法につきましては、まず、本キャンペーンの対象商品を販売する各オンライン予約サイトや旅行会社の窓口からの予約受付を中心に予定しておりまして、そのほかの予約方法につきましては調整を進めておりますので、順次お知らせしていきたいと思っております。幅広い宿泊事業者の皆様にも参加いただきやすいものにしてまいります。

対象となる旅行商品は、宿泊単体のみの予約、宿泊を伴う交通付旅行商品、九州内の二県以上での宿泊を伴う交通付周遊型旅行商品の三パターンとなります。割引の適用単位は一旅行予約一名当たりであり、期間中の回数の制限はございません。利用者への周知に関しましては、九月十八日から公開するキャンペーン特設サイトや各種ＳＮＳを活用してまいります。特設サイトでは予約方法や対象旅行会社等をお知らせするとともに、九月十四日からはコールセンターも開設しておりまして、個別の問い合わせにも対応しております。

予算がなくなった場合の周知方法につきましては、キャンペーンの特設サイトにおいて、予約受付を終了したところが一目で分かるように情報提供を行う予定です。

○中本委員＝御答弁いただきありがとうございました。

今回の場合、特にオンラインでの宿泊予約サイトについて事業者の拡充が行われているとも聞いておりますけれども、その状況についてお伺いできますか。

○太田観光課長＝オンライン予約サイトにつきましては、複数社と今選定を進めて調整を進めておりまして、幅広い方々が参加できるよう調整しているところです。

○中本委員＝それでは、この九州ふっこう応援割さがキャンペーンによる需要喚起と効果検証についてお伺いをいたします。

九州ふっこう応援割さがキャンペーンにつきましては、国が決めた制度の中で実施をしていかなければなりませんが、できるだけ県内消費を生み出すものにしてほしいと考えます。

そのためには、県内の観光施設や飲食店、交通機関、地域産品の購入につながる周遊型の商品の造成といったものが大切になってくるものと考えます。宿泊割引だけでは宿に泊まって終わりになりがちなことから、観光産業全般にお金が流れるような工夫といったものは考えていないのかお伺いいたします。

○太田観光課長＝本キャンペーンをきっかけとして多くの方に佐賀にお越しいただくことになる絶好の機会でありますので、佐賀ならではの食や体験、豊かな自然、歴史、文化などの魅力を存分に楽しんでいただき、また来たいと思っていただけるような満足度の高い滞在につなげていきたいと思っております。

そのため、キャンペーン特設サイトで県内の観光スポットや飲食店、体験コンテンツ等の情報を積極的に発信するとともに、市町や観光関係団体や今回のキャンペーンに参加される旅行会社とも連携しながら周遊を促進し、宿泊以外の消費にもつなげてまいります。

○中本委員＝それでは次に、効果検証についてお伺いをいたします。

九州ふっこう応援割さがキャンペーンの終了後には、利用件数だけではなく、ふっこう応援割がなければ来なかった追加需要、いわゆる誘発効果や県内直接消費額を把握できる検証手法の検討や地域別の利用状況などを検証するなど、今後の観光政策に生かすべきではないかと考えます。

そこで県では、九州ふっこう応援割さがキャンペーンに取り組むに当たり、どのようなＫＰＩを設定し、どのような効果検証を行っていく考えなのかお伺いいたします。

○太田観光課長＝九州ふっこう応援割は、熊本地震により影響を受けた九州地

方の観光需要をいち早く喚起することを目的に実施しております。本事業において、国からＫＰＩの設定は求められていないものの、試算では約二万人泊の宿泊者数の増加を見込んでおりまして、これは県で推計した宿泊キャンセル約一万二千人泊を上回るものとなっております。

また、キャンペーン終了後には、宿泊者数の実績や地域別の利用状況、人流データの分析、関係者へのヒアリングなどを行って効果検証を行うとともに、ここで得られた知見を今後の観光施策にも生かしてまいります。

○中本委員＝今回の九州ふっこう応援割を活用して、一・二万人のキャンセル分を十分取り返す二万泊の誘発効果を目標とするということでありますので、しっかり目標達成できるように取組をぜひお願いいたしたいと思います。

最後に、中長期的な観光誘客についてお伺いをいたします。

九州ふっこう応援割は緊急的な需要喚起策として大変重要でありますが、割引期間が終了した後も観光需要を維持し、佐賀県を選んでもらうための取組が必要となってまいります。本県では、歴史や文化、温泉、食、焼き物、自然、祭りなど、多様で魅力的な観光資源が大変豊富にあります。そして、これらを単独で発信するだけでなく、県内各地域を周遊する旅行商品の造成や九州各県と連携した広域観光ルートとして、さらに磨き上げていく必要があるものと考えます。

そこで、九州ふっこう応援割さがキャンペーンを一過性のものとすることなく、終了後も多くのリピーターの獲得につながる観光振興を図ってほしいと考えますが、文化・観光局長の所見をお伺いいたします。

○宮原文化・観光局長＝まず初めに、八月二十八日、政府におきまして予備費を活用した支援パッケージが閣議決定されました。それを受けまして、本県においても九月定例県議会で補正予算案を追加提案させていただきました。そして、議会の皆様の御協力を得て、九月十日に繰り上げ採決いただいたことで速やかに事業に着手することができ、翌十一日には事業内容等をプレスリリースすることができました。改めまして議員の皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。

さて、九州ふっこう応援割さがキャンペーンは、九州一体となって取り組む観光需要の回復を佐賀県でも取り組む緊急的な需要喚起策であり、多くの方々に佐賀を訪れていただくきっかけになるものと考えています。

委員御指摘のとおり、観光振興において重要なのは、一過性の誘客に終わらせることなく、訪れていただいた方にまた来たい、次は別の地域も巡ってみたいと感じていただき、継続的な来訪につなげていくことで、そのためには佐賀ならではの地域資源を、委員からも御指摘がありましたとおり、周遊につながる体験コンテンツへと磨き上げるとともに、情報発信や受け入れ環境の整備などを一体的に進め、旅行者の満足度を高めていくことが重要と考えています。

今後も、県全体の周遊を意識しながら、例えば、県内を巡るバスツアーの造成支援に加え、唐津・玄海エリアをつなぐ「ルート・グランブルーツーリズム事業」、世界に誇る焼き物文化を発信する「ＡＲＩＴＡプロジェクト」など、佐賀ならではの体験コンテンツの創出やブランディングなど多面的に取り組むことでリピーター獲得につなげてまいります。

また、中本委員も中心になって検討された「ふるさと佐賀への誇りを育む観光条例」にも記載されていますが、佐賀ファンを増やしていくためには、条例に規定されているように、県内に住む私たち一人一人が暮らしている地域の魅力を高め、旅行者を温かく迎え入れ、心に響く情報を届けることが求められていると考えています。

県民に対してはそのような意識の浸透を図りつつ、県といたしましては引き続き地域や関係機関と共に地域資源を磨き上げ、佐賀での時間が心に残り、再び足を運んでいただきたくなる体験を増やすことで県内外のファンを増やして

いきたいと考えています。地域の誇りや活力、そして、未来へつながる観光振興に力を尽くしてまいります。

私からは以上です。

○古賀和浩委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十九分　休憩

午後一時　開議

○古賀和浩委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○中本委員＝それでは次に、大きな項目の三つ目として、主要地方道佐賀川久保鳥栖線高木瀬工区の早期整備について質問をいたします。

佐賀川久保鳥栖線は、佐賀市から鳥栖市に至るまで周辺自治体を結び、通勤通学や物流、救急搬送等を支える大変重要な幹線道路であります。起点となる佐賀市高木瀬地区では、朝夕の交通集中による渋滞や生活道路への流入、歩行者等の安全確保が長年の課題となってきました。こうした課題を解消し、周辺道路の渋滞緩和や地域間交通の円滑化を図るため、平成三十年度に高木瀬工区としてバイパス整備事業に着手をされたところであります。

また、本工区は、高木瀬地区の経営体育成基盤整備事業、いわゆる圃場整備事業に併せて、一体的に整備が進められています。圃場整備事業は当初の計画より遅れてはいるものの、令和八年度中に面整備が完了することから、本工区の早期整備に向けた取組について質問させていただくことにいたしました。

そこで、以下、順番に質問をしてまいります。

まず、整備計画の概要についてお伺いいたします。

高木瀬工区の起点、区間、延長、幅員、構造など、整備計画の概要はどのようになっているかお伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

主要地方道佐賀川久保鳥栖線は佐賀市高木瀬町を起点としまして鳥栖市本町に至る路線でありまして、国道三十四号と並ぶ佐賀市と鳥栖市を結ぶ幹線道路として非常に多くの交通量を有しております。

主要地方道佐賀川久保鳥栖線の高木瀬工区は、国道三十四号と県道佐賀環状東線が接続する西渕交差点を起点に北上し、市道千布薬師丸線に至る延長約二・三キロメートルのバイパスとして平成三十年度から事業に着手しているところでございます。道路の幅員は総幅が十三メートルとなっておりまして、車道が三・二五メートルの二車線で六・五メートル、歩道が両側に二・五メートル、それに車道と歩道の間に七十五センチの路肩を配置する計画としております。高木瀬工区のうち約一・二キロメートルは、高木瀬地区の圃場整備事業の区域内を通過することから、圃場整備と連携しながら県道の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝今、整備計画の概要についてお示しをいただきました。

高木瀬地区の圃場整備区域内では、県が進める南北方向のバイパス整備と併せて、佐賀市による東西方向の市道の整備が進められています。

そこで、可能な範囲で結構でありますので、この市道整備の計画の概要についてお伺いいたします。

○天本道路課長＝佐賀市におきましては、圃場整備事業に併せて、区域内を東西につなぐ新たな道路として市道上高木東渕線及び市道長瀬東高木線の整備が進められているところでございます。

市道上高木東渕線は事業中の高木瀬工区との交差点から東に延長百七十メートルの区間で現道を拡幅する事業でありまして、道路の総幅員は十三メートル、車道が二車線分で六・五メートル、歩道が両側に二・五メートル、それに路肩を両側に七十五センチ配置する計画とされております。

また、市道長瀬東高木線は事業中の高木瀬工区との交差点から西側に延長約一・三キロメートルの道路を新設する事業でございまして、道路の総幅員が十二・五メートル、車道が二車線分で六メートル、歩道が両側に二・五メートル及び路肩が両側に七十五センチ配置する計画とされております。

これらの市道は、南北方向の高木瀬工区と接続することで圃場整備区域内の

道路ネットワークを形成するとともに、東西交通の確保にも寄与するものと認識しております。

以上でございます。

○中本委員＝道路拡幅事業、そして、新設道路事業ということで、二つの市道が整備されているということで答弁をいただきました。

高木瀬工区の整備は、平成二十六年五月に佐賀市から県に対して高木瀬工区の圃場整備に伴う道路整備の要望が行われたことを契機といたしております。当時、私は佐賀の市会議員を務めておりまして、地元校区、自治会から強い要望を受けて、このバイパス整備事業についての要望活動を行っていたところであります。この要望を行った際、市道千布薬師丸線の一部を県道に編入し、また、あわせて県道佐賀川久保鳥栖線の一部を市道に編入するなど、佐賀市から道路網の再編に向けた提案が行われていたものと承知をしております。

そこで、道路網再編について、その後の佐賀市との協議はどのような状況になっているかお伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

平成二十六年度に佐賀市から県へ道路整備の要望がなされた後に、平成三十年十月には、当該路線を含めました佐賀市内における道路網再編協議を佐賀市と行っております。高木瀬工区に係る再編の手続につきましては、平成三十一年三月に下高木交差点から平尾東交差点までの県道佐賀川久保鳥栖線をはじめとする路線が市道に認定されまして、四月には佐賀市から旧道を引き受ける旨の回答を得ているところでございます。

なお、佐賀市への移管の時期は、高木瀬工区の整備完了後に速やかに行う予定としているところです。

以上でございます。

○中本委員＝佐賀市との道路再編についての協議はしっかり議論ができていて、この道路整備完了後には引き継がれると、こういう認識だというふうに思います。

それでは次に、この整備効果についてお伺いをいたします。

佐賀市の日の出地区から兵庫町藤木地区については、平成二十五年一月に佐賀県交通渋滞対策協議会で選定された地域の主な渋滞箇所において、県内の渋滞箇所の代表例として示されていますように、今日に至るまで慢性的な渋滞が発生をしております。高木瀬工区の整備により、佐賀市北部から市街地へ流入する交通の分散が図られ、国道二百六十三号のＳＡＧＡアリーナ前交差点や国道三十四号の佐賀北警察署前交差点など、慢性的な交通渋滞の緩和にもつながってくるものと考えます。

そこで、高木瀬工区の整備により、どのような効果が見込まれているのか、県の見解をお伺いいたします。

○天本道路課長＝委員お話しになりましたとおり、高木瀬工区の周辺では大型商業施設の立地や宅地開発の進展などによりまして交通量が増加し、国道二百六十三号ＳＡＧＡアリーナ前交差点や国道三十四号佐賀北警察署前交差点などで慢性的な交通渋滞が発生しているところでございます。高木瀬工区の整備によりまして、新たな南北交通軸が形成されることで、佐賀市北部からの流入を受け持つ国道二百六十三号などに集中する交通の分散が図られ、周辺道路の交通渋滞の緩和が期待されるところでございます。

あわせまして、九州横断自動車道や有明海沿岸道路と連絡する国道二百六十三号を補完する機能を持つ道路となりますので、人や物の広域的な交流や物流の促進にも寄与するものと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝交通渋滞の緩和等に大きく貢献するという認識であったと思います。

それでは次に、この事業の進捗状況についてお伺いいたします。

高木瀬工区の整備は、国の社会資本整備総合交付金事業に採択され、平成三十年度に事業着手されていますが、予算及び執行状況はどのようになっているかお伺いいたします。

○天本道路課長＝高木瀬工区の現在の総事業費は約二十三億円となっておりまして、令和七年度までに約十六・六億円を執行し、令和八年度の予算は一億五千六百万円となっているところでございます。

なお、昨今の物価上昇などのほか、現在進めている国道三十四号の交差点協議の結果などによりまして、事業費の増加が見込まれるところでございます。

こうしたことから、残事業費につきましては精査が必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝それでは、具体的な整備の進捗についてお伺いをいたします。

当初、高木瀬工区は平成三十年度から令和六年度までの事業計画期間と伺っていましたが、進捗が遅れているようであります。整備に当たっては、南側の西渕地区と圃場整備区域、そして、北側の金立地区の三つの区間に分けて事業を進められていますが、整備の進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

○天本道路課長＝高木瀬工区は全体で二・三キロメートルございますけれども、委員御案内のとおり、西側の西渕地区、圃場整備を行っている区間、それから、北側の金立地区の三つの区間でそれぞれ事業を進めているところでございます。

まず、南側の西渕地区でございますが、ここは約〇・八キロメートルございます。令和八年度までに用地買収を完了させる見込みとなっております。

工事につきましては、北側圃場整備側から工事を進めてきておりまして、今年度は函渠工事及び国道三十四号側の埋蔵文化財調査を実施予定としております。

圃場整備区間、こちらは約一・二キロメートルございますけれども、こちらにつきましては、令和四年度から行ってきました埋蔵文化財調査の現地作業が令和七年度までに完了したところでございます。今年度は道路改良工事を進めることとしております。

また、北側の金立地区は約〇・三キロメートルございます。こちらにつきましては、令和七年度に用地買収が完了し、佐賀市の東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センターの整備にあわせまして、現道部を中心に暫定的な改良工事を終えたところでございます。今年度は部分的に歩道舗装を実施予定としております。

なお、高木瀬工区につきましては、当初、令和六年度までの事業期間を想定しておりましたが、道路事業単独ではなく、圃場整備事業と一体的に進める必要がある区間を含んでおりまして、圃場整備事業の進捗に合わせた工程調整が必要であったことに加えまして、埋蔵文化財調査や用地の取得、関係機関との協議などに一定の時間を要したことにより、事業期間が延びているところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝三つの区間ごとに整備状況について御答弁をいただきました。

若干この進捗に遅れがあるようでありますけれども、今後の整備における課題についてはどのように考えておられるかお伺いいたします。

○天本道路課長＝高木瀬工区の整備を進めるに当たっては、残る用地取得を着実に進めることに加えまして、埋蔵文化財調査や国道三十四号との接続に関する取り付け協議を円滑に行っていくことが重要だと考えております。また、地域の皆様や関係機関の理解と協力を得ながら事業を進めていくことも必要となります。引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○中本委員＝それでは最後に、今後の取組についてお伺いいたします。

高木瀬工区の整備は、先ほど御紹介したように、地元自治会及び佐賀市による高木瀬地区の圃場整備に伴う道路整備の要望を受け、県の新規事業評価を経て採択され、事業が進められてきたものと認識をしています。そして、圃場整備事業は今年度をもって面整備を終え、令和九年度の換地、そして、登記に向けた事業が進められています。しかしながら、圃場整備事業が完成しても幹線道路がつながらない状況では、地域全体としての期待される整備効果を十分に発揮することはできません。道路、農地、水路、歩行者の安全、周辺の土地利用等を一体的に捉えながらも、長年待ち望まれてきた高木瀬工区バイパス事業も遅れることなく、可能な限り早期に全線供用できるよう最大限の御努力を傾けていただきたいと強く求めます。

そこで、目標完成年度について、どのように考えるかお伺いいたします。

○天本道路課長＝お答えいたします。

事業完了に向けましては、埋蔵文化財調査や函渠等の構造物の施工が残っていることに加えまして、交通量の多い国道三十四号の交差点改良工事では切り替えながらの施工手順を踏むこととなることから、一定の工事期間が必要になると考えております。

今後の調査結果や工事の進捗等により事業期間が左右されるため、現時点で完成年度をお示しすることが難しいところですが、残る調査や関係機関調整を進めまして、事業完了の見通しが立った段階でお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員＝今現在としてはなかなか工事完成年度については答弁しづらいということだと思いますけれども、今回、この高木瀬工区の整備につきましては、地元での――圃場整備地区もそうでありますけれども、大変な協力をいただきながら実施をされていると思います。例えば、西渕地区におきましては期成会をつくっていただいて、そこの全面的な協力の下でこの事業が実施をされているわけでありますので、遅れている理由については、ぜひ地元に丁寧に説明していただき、少なくとも何年度中までには整備を進めていきたいという時期も示すべきではないかというふうに考えるところであります。

それでは、この高木瀬工区の早期整備、そして、計画的な予算の確保に向けて、どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○天本道路課長＝現在の計画では、圃場整備事業につきましては令和九年度の換地、登記に向けて進められていると聞いております。用地買収につきましては、圃場整備区域内の土地が換地後に買収できるということを前提とすると、現在九八％完了しております。残る用地も市の協力を得ながら交渉を進めているところでございます。

国道三十四号との接続に関します交差点の取り付け協議につきましては、事業化当初からの役割分担から、佐賀市が主体となって現在進めているところでございます。県としましては、用地取得、工事及び関係機関との調整を計画的に進めながら、できる限り早期の全線供用を目指して事業を進めてまいります。同時に、事業進捗に必要な予算の確保につきましても、適宜政策提案などを行いながら予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員＝先ほど御答弁をいただきましたように、この圃場整備区域内には二つの市道が走っております。一つは上高木東渕線、これは県道との接続部分を除いて既に整備が完工していますね。そして、長瀬東高木瀬線についても令和九年度中に整備が完了する見通しと伺っています。

東西方向の二つの市道と南北方向の県道、圃場整備区域内の高木瀬工区を接続することができれば、圃場整備区域内における部分供用が可能となるほか、

佐賀川久保鳥栖線と薬師丸佐賀停車場線を結ぶ東西交通の確保にもつながってまいります。少なくとも、圃場整備区域内の部分供用、そして、東西交通の接続は、県が責任を持って早期に進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○天本道路課長＝委員お話しされておりますとおり、圃場整備区域内におきましては、市道上高木東渕線と市道長瀬東高木線とを今回の高木瀬工区を介して接続することによりまして、交通ネットワークの形成や利便性向上が期待されるところでございます。県としましても、本工区の整備効果を早期に発現させることは重要であると認識しているところです。

今後の事業進捗や関係機関との協議状況を踏まえながら、委員がお話しされております部分供用の可能性も含めまして、より効果的な整備の進め方について前向きに検討していきたいと考えております。引き続き佐賀市とも連携を図りながら、早期の整備効果発現に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中本委員＝ぜひ東西間の部分供用を令和九年度中に進めていただきますよう強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○留守委員＝私、三番バッターですが、四問設問しておりますけれども、トップバッターの池田議員が二項目はかぶっておりまして、皆さん方の誠意ある答弁で納得するところもありますし、少しは角度を変えて簡潔にやりたいというふうに思っております。

まず、都市緑化フェア・「山の博覧会」についてですけれども、この都市緑化フェアは、私どもからすると念願、待望久しい、県にとってもビッグイベントでありまして、当初は国スポ前に何とか都市緑化フェア、そして、花と緑で盛り上げて国スポにというような議論もかつてやってきました。しかしながら、当時、財政上の課題で、まずは国スポだということで令和十年開催になったということで、あと一年半を残しております。随時整備も進んでおりますけれども、一年半後にこのビッグイベントでありますから、検証もしながら、ああ、よかったなというような都市緑化フェア、そして、「山の博覧会」になったらいいなという思いで質問をいたしたいと思います。

コンセプトでありますけれども、これは池田委員のときも質問がなされました。そのコンセプト、松尾政策企画監、三つの会場、「過去」、「現在」、「未来」というところの中でのコンセプトが披瀝されましたが、その辺もう一回、コンセプトについてお触れください。

○松尾政策企画監＝緑化フェアの会場整備のコンセプトでございますが、「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ２０２８」でございます。「佐賀の過去・現在・未来を緑でつなぐ」という方向性の下、吉野ヶ里公園を「過去」と位置づけまして、「本物の歴史と緑を体感するフィールド」、それから、森林公園を「現在」、「県民の多様な活動を発展させるフィールド」、そして、佐賀城公園を「未来」としまして、「まちと緑の新しいかたちを創出するフィールド」というコンセプトを設定しまして、歴史、自然、景観など、それぞれの公園が持つ特徴を生かした会場づくりをしていくことにしております。

以上です。

○留守委員＝調子よく「過去」、「現在」、「未来」ということを設定されて、このコンセプトを設定されました。その中の三つの会場で、メイン会場が三つなんですけれども、未来のことを考えると、その三つの中でも佐賀城本丸歴史館周辺の佐賀城内公園かなという気がしております。その主たるイベントが開催当日に皇族も見えて式典があろうかと思いますけれども、これはもう定まっているんですかね。

○松尾政策企画監＝都市緑化フェアでは、大きな目玉としまして皇族出席の行事、いわゆる緑化祭というのも開催されます。緑化祭の開催場所につきまして

は、今、局内で検討中という状況でございます。

○留守委員＝検討中ということでございます。もう実行委員会も動いていると思いますけど、午前中の答弁でも実行委員会、総勢百三十五名の実行委員、陣容を見ますと、そうそうたるメンバーで実行委員会を立ち上げて抜かりなくやっていただいております。これから実施計画の中でどんどん形になしていただくものと思いますが、ちょっと私がここで気になることがあります。これは二番目の街路樹の問題です。

皆さん方も車で行き来するときに、県内至るところに街路樹が植栽されております。この佐賀市内においても、国道、県道、市道がありますけれども、至るところに街路樹があるわけですけれども、注意深く街路樹を見て通られると分かると思いますけれども、木の種類によってなんですが、至るところに欠落と申しましょうかね、欠如している街路樹が市内でも多々あります。これは木の種類によって全然違うんですけれども、街路樹で一番育っていないのが私の考えではハナミズキかなと。一番しっかりしているのはイチョウの並木ですね。

そういう状況の中で、一年半後に都市緑化フェア開催と。じゃ、全国から来場者を迎えるときに、佐賀県は今、都市緑化フェアをしているけれども、街路樹は欠落して、ぽんぽん飛んでいる。これは街路樹を植樹するますはそのままにして、それで、この都市緑化フェアなるものが本当に意味をしているのかねとか、いろんな捉え方をされるんじゃないかなというふうに私は思います。

もう一年半後に迫っておりますけれども、国道、県道、市道とありますが、これを何とか欠落した部分の再植樹と申しましょうか、できれば可能な限り再植樹をして、そして来場者を迎えるということにならんと、都市緑化フェアとは名ばかりやっかというようなことを言われんようにしなきゃいかんと私は思いますが、いかがでしょうか。

○村井道路安全推進室長＝街路樹はこれまで市街地などを中心に、良好な道路景観の形成や木陰の提供による快適な歩行空間の確保などを目的とし、植栽を行ってきたところでございます。しかしながら、近年は街路樹の高齢化に伴う倒木のリスクや、根の盛り上がりによる舗装の凹凸が車の通行や歩道のバリアフリーに支障が生じることへの対応など、維持管理の負担は大きくなってきているところでございます。また、落ち葉や集まってくる鳥の鳴き声、ふん害による沿線住民の生活環境への苦情も増えてきているところでございます。実際に、植栽を計画した箇所においても地元協議の結果において植栽できなかった事例もございます。

さらに、枯損により伐採した街路樹の植え替えについては、根株の除去に伴う道路の掘削が必要となり、交通への影響や費用を要することとなります。このことから、街路樹が枯損した箇所の対応については、周辺状況など様々な要因を踏まえて判断しているところでございます。

緑化フェアへの対応については、メイン会場周辺の道路など、現地の状況を十分に確認した上で、どのような対応ができるか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○留守委員＝今、村井道路安全推進室長から答弁いただきました。

この指摘は私は――道路安全推進室長からすると今の答弁に尽きるかなと思いますけれども、主宰する局長、この問題をどう捉えますか。ちょっとあなたの見解を聞いてから。

○江島山博・緑化フェア事務局長＝御指摘いただきました道路の街路樹の欠損、枯損の部分ですね。私も通勤するときも、いろいろ車を運転するときも気にはなっております。実際に、今御答弁を県土整備部のほうから申し上げたとおり、維持管理の面とか、いろんなことで負担が生じているということの状況も踏まえまして、我々、緑化フェアの主宰者としても、そこは県土整備部と一緒に、

全国からお客様をお迎えするに当たってどういったことができるのかというのを前向きに検討していきたいと思っております。

○留守委員＝局長ね、これは気になっているぐらいのことじゃないよ。県民、市民からしても、来場者ばかりじゃない。都市緑化フェアという名の下にビッグイベントをやるわけだから、財政上もそれは幾らかかかりますよ。ここら辺りは知事としっかりやって、財政的な措置もして、そして、補充できることはしてくださいよ。どうですか。

○江島山博・緑化フェア事務局長＝開催に向けて、まずは会場整備、三つのメイン会場ですね、それから、その周辺の道路についても、県土整備部と一緒に検討していきたいと思っております。

○留守委員＝しっかり受け止めていただきたいと思います。

次に、緑化フェアの企画内容、これも午前中にお触れになったと思いますが、もう一回、この企画内容について。

○松尾政策企画監＝緑化フェアの企画内容についてでございますが、三つのメイン会場につきましてはウエルカムスポットやシンボルガーデンを設けまして、それぞれの公園の特徴を生かした会場づくりを行ってまいります。

吉野ヶ里歴史公園では、本物の歴史的価値と広大な空間を生かし、歴史と自然の融合による体験型のプログラムの展開、それから、これまでの緑化フェアにはなかった新たなチャレンジとしまして、夕方から夜にかけてのイベントも企画したいと考えております。

森林公園では、自然体験や環境学習、芝生広場を活用した佐賀らしいバルーンの係留や河川空間でのアクティビティプログラムなども企画しまして、佐賀の暮らしと自然が体感できる場を創出していきたいと考えております。

佐賀城公園では、県民との協働で作る花壇の設置、それから、自然との共生・花と緑をテーマとした展示などに取り組みまして、町と緑の新しい形を提案していくような企画を考えていきたいと考えています。

加えまして、県内市町にもパートナー会場を設置していただきまして、それぞれの市町が誇る公園や自然、歴史、文化などの特色を生かした企画、それから、住民との協働による会場づくりなどにも取り組んでもらい、多くの方々に県内各地に周遊してもらうことで、県内全域でフェアを盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○留守委員＝企画内容をお示しいただきました。

日頃から知事ともこの問題を議論した中で、他県にないような都市緑化フェアを開催しますよとずっと言ってきております。他県にないような都市緑化フェア、都市緑化フェアプラス「山の博覧会」かということも捉えられるんですけれども、この緑化フェアが二カ月、そして、あとの四カ月が「山の博覧会」かな。この緑化フェアと「山の博覧会」の連携、どのように連携させて一体的に展開をしていくのか、そこら辺りの考えを述べてください。

○堀岡山博・緑化フェア事務局政策総括監＝山は、山に暮らす人だけでなく、沿岸部や平野部に暮らす全ての人々に恩恵をもたらす源流であり、畏敬の念を抱く対象でございます。県は平成二十九年の九州北部豪雨を契機に、「森・川・海はひとつ」として、山をはじめとした佐賀の豊かな自然環境を未来につなげる「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」を始動いたしました。さらに、令和二年からは、山の未来を語り合い、考える「山の会議（仮）」を県内全域で展開しております。山や地域を思う人々がつながり、地域づくりのムーブメントが広がっているところでございます。

こうした思いや活動に光を当てまして、推し進める大事な跳躍点としまして、「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ２０２８（全国都市緑化フェア）」と「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ２０２８（山の博覧会）」を開催することといたしました。この

二つのプロジェクトは、「全ての人々に恩恵をもたらす森・川・海を未来へ」という共通理念の下、「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ」は令和十年三月から五月までの二カ月間、「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ」は令和十年三月から十一月までの約八カ月間開催するものでございます。大きな流れとしましては、「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ」を入り口、起爆剤にいたしまして、多くの人々の関心や参加を促し、その後、秋まで開催される「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ」への周知と誘客へつなげることで相乗効果を演出したいと考えているところでございます。

具体的な連携につきましては、それぞれのプロジェクトのロゴマークに加え、二つのプロジェクトの共同ロゴを作成しております。ホームページにおきましては、利用者が両方のプロジェクトの情報へスムーズにアクセスできるよう、入り口を一つにし、それぞれのサイトに展開できる構成となっております。また、県内外で今後行われるイベント等においてもブース出展をいたしまして、二つのプロジェクトを一体的にＰＲしてまいります。さらに、開幕日も同じ期日、令和十年三月二十五日にしたことから、連携したオープニングを現在検討しております。

このほかにも、相互の情報発信や来場促進、参加者の周遊につながる連携した企画や取組を引き続き検討しているところでございます。二つのプロジェクトの連携を進めることで相乗効果を最大限発揮していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝それで、「山の博覧会」、もともとのきっかけは、知事の下で「山の会議」かな、「山の会議」は山口知事が就任して最初やったのが多分三瀬から始まったと思いますが、何カ所ぐらい「山の会議」はあったのかな。

○堀岡山博・緑化フェア事務局政策総括監＝「山の会議」ですが、県内八ブロックですね。（○頁で訂正）一番最初は脊振山系ブロックということで、その中に三瀬等も含まれている状況でございます。

○留守委員＝それで、実行委員会のメンバーを見ると、それぞれの地区のまさにオピニオンリーダー二十名設定されております。それで、もともと「山の博覧会」はソフト事業でやるということですから、この連携でもって他県にないような都市緑化フェアということだろうと思います。

今年は私どもも、十月四日やったかな、視察に行くんですけど、京都丹波の亀岡で都市緑化フェアが開催されます。県議団の中の七、八名行くようになっております。

ここで問いたいのは、国スポに次ぐビッグイベント、さて、この都市緑化フェア・「山の博覧会」でもっての相乗効果を出して、来場者数を一体どのくらいもくろんでいるのかなということが私も気になるところですけれども、来場者の目標設定なんかはしていますか。

○松尾政策企画監＝都市緑化フェアの来場目標者数についてでございますが、そこにつきましては、三つのメイン会場のゾーニング、企画展示などを今具体的な内容を検討しているということでございまして、現時点での来場者目標までは行っておりません。実施計画の策定と並行して目標来場者数についても議論、検討していきたいと考えております。

以上です。

○留守委員＝議論、検討して目標をちゃんと設定しないと駄目よ。過去の歴史を言うと、近年でいくと、これは山口県のときに私も行ったけれども、平成三十年、百三十六万人、このときは五十二日間開催された。それから、近隣では熊本県が令和三年、これは市内一円で花壇なんかをこうしてやったんだけど、これは百六十八万人です、六十五日間。それから、令和五年、おととしですけれども、これは仙台であったんですね。そのときが百十五万人と。これは私が数値を調べておりますが、そういうことを考えると、佐賀の開催もやっぱり百

万人以上は入場者が来てくれたというような結果を私は期待しております。

だから、そういう数値目標も設定をしながら抜かりなく準備を進めて、そして、県民だけじゃなくて、全国ですから、これは主催が都市緑化機構との連携になるんですけれども、先ほどＰＲ、啓蒙の話も出ておりました。ぜひそこら辺りの目標設定もやって、そして、成功裏に開催できるように期待するものですけれども、どうですか。堀岡政策総括監から答弁、局長でもいいけれども、どっちでもいいよ。

○江島山博・緑化フェア事務局長＝目標の設定につきましては、先ほど政策企画監が御答弁申し上げたとおり検討はしておりますけれども、委員のほうから最低百万人という数字も出ました。直近の、京都の前までの実績を見てみると、大体おおよそ人口規模程度の目標が設定してあって、それでいくと我々佐賀県では八十万人ぐらいが目標になるかと思うんですけども、ちょっとそれだと私も個人的には、できれば百万人いきたいなと思っておりますので、あとはソフト事業と併せてどうやって集客できていくのかというのを今後詰めていきたいというふうに思っております。

○留守委員＝目標は高くという言葉もありますけれども、あんまり低くしていたら、それで追及されないかというようなこともあるけど、少し高く目標を設定していいと思うよ。それで佐賀県を売り込むわけだから。そこは期待しておきます。

都市緑化フェア関係で最後に、これはレガシー、してよかったなと、そして、後はまた県民が花と緑に親しむという、このレガシーというものが一番大事なところですけれども、そのレガシーについての考え方は。

○堀岡山博・緑化フェア事務局政策総括監＝すみません、先ほどの答弁で「山の会議」のブロックですが、八ブロックではなく十一ブロックでした。訂正させていただきます。すみませんでした。

緑化フェア・山博のレガシーについてでございますが、この二つのプロジェクトは、源流への感謝、自発の地域づくり、佐賀から世界を変えるという同じ活動指針で開催いたします。県内各地で取り組まれている自発の地域づくりを通じまして、源流である畏れ敬う対象である山の大切さや自然との共生について気づき、考え、行動変容につなげていくことが開催の目的でございます。

このことから、まず、「ＳＡＧＡ　ＧＲＥＥＮ　ＪＡＭ」では、県内外の皆さんをはじめ、特に県内の子供たちに花や緑の展示を通じまして佐賀の豊かな自然の大切さやすばらしさを伝えまして、来場者の皆さんが佐賀の花と緑の価値を未来につなぐという思いを醸成させることが大事だと考えております。そして、そうした思いを「ＳＡＧＡ　ＪＡＭ」が受け継ぎ、来場者の皆さんが、秋、十一月頃まで県内各地で開催される自発の取組に触れまして、畏れ敬う対象である山の大切さや自然との共生に気づき、佐賀の豊かな自然を未来へつないでいくことがレガシーになるものと考えているところでございます。

レガシーにつながる具体的な仕掛けや取組につきましては、現在作成しております計画の中で作成中でございます。今後も引き続き、局内でしっかり議論してまいります。

以上でございます。

○留守委員＝しっかりレガシーになるように頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

豪雨災害への対応についてであります。

これも池田議員とかぶるところがありましたけれども、今、全国各地でまさに線状降水帯の居座り、これはまさに気候変動の象徴たるものが起こっております。災害は忘れた頃やってくるという言葉にあるとおり、この問題に触れたいと思いますけれども、今年は、今、渇水対策で水の足らんで伊万里なんかは節水対策もやっているときにこういう質問はどうかという方もおられると思い

ますけれども、私はやっぱりいつ何どきどこのエリアにか線状降水帯が居座るというのは顕著な、日本列島どこかに発生するようなことが起こると私は思っておりますので、そういうことを考えると、四十七都道府県全てがそこは喫緊の課題として危機感を捉えておると思います。

ですから、先ほどの答弁にもありましたけれども、佐賀県も河川氾濫と土石流関係の災害があります。これは私は分けて考えたいと思うんですが、先ほどの答弁の中で、河川は五一・八％の整備をしていると。まだ要整備が五百カ所以上あるということでありますけれども。

さて、この土石流関係は非常に整備が進んでおりません、土砂災害防止。これを考えると、土砂災害箇所の整備率がまだ二七・九％ということですから、それぐらいしか整備していないんだという再認識をしておりますが、やっぱり県内くまなく、佐賀県は県土としては小さいんですけれども、今の気候変動の中で、あなたたちもプロだから、それなりのいろんなデータ等々も分析をして予算も執行されておると思うんですけれども、国は国土強靭化実施中期計画、二十兆円強の予算を全国に配備しておりますので、そこら辺りは抜かりなく予算を獲得して手だてをしないと、あれっということが起こってしまってからでは、今、人命もさらうような甚大な被害が出ておる状況ですから、ぜひここはしっかりと捉えてほしいと。

それから、今年の十一月に新たな防災庁ができて、私が聞くところによると、自治体ＯＢから――自治体ＯＢというのは、その地域の自治体に一番詳しい、地の利を得た詳しい人たちから成るふるさと防災職員というものを防災庁も考えている。だから、そんなことが計画されておりまして、佐賀県もそこには抜かりなくしっかりと対応してほしいというふうに思うところです。

そういう視点に立って、河川の氾濫、浸水対策、これはいろいろあってきました。近年の浸水被害の発生状況をもう一回再認識したいと思いますので、県内の近年の豪雨災害、どのような状況だったかを思い起こしてください。

○藤田河川砂防課長＝近年、豪雨災害が激甚化、頻発化しておりまして、特に令和元年佐賀豪雨や令和三年八月豪雨では、平野部を中心に、家屋の浸水や道路の冠水など大規模な浸水被害が発生したところでございます。

令和五年七月の豪雨では、九州北部に停滞した前線の影響で、山間部を中心に河川や道路などの多くの公共施設被害が発生し、平野部でも浸水被害が発生したところでございます。この雨により、嘉瀬川や城原川では観測史上最高水位を記録しております。

本年も、六月二十二日からの断続的な降雨に続き、七月二日には佐賀県南西部で線状降水帯が発生する大雨となりました。県内では河川水位が上昇し、道路の冠水が発生するなど各地で警戒を要する状況となりまして、武雄市橘地区をはじめ、嬉野市塩田町などで道路や農地が浸水いたしました。

以上でございます。

○留守委員＝思い起こすと、その年その年、甚大な浸水被害等々も過去県内でもありました。

そういう状況の中で、その都度災害が再発しないような手だてをやってきたと思いますけれども、浸水対策、先ほど治水対策として五一％弱の整備率ということがありましたけれども、今の状況でいくと、もっともっと整備率が上がらないと、線状降水帯が居座ったら、どこかにやっぱり被害が出るよなという想像もつくんですね。

そんなことを考えると、今後の手だてとしてどのようなことを考えているのかお伺いします。

○藤田河川砂防課長＝近年の浸水被害を受けまして県では、被害の軽減に向けた内水対策プロジェクト「プロジェクトＩＦ」を令和三年九月に立ち上げまして、人命等を守る、内水をためる、内水を流すを三つの柱として、流域全体で

一丸となってできることから取り組んでおります。

人命を守る取組につきましては、迅速な避難行動につなげることを目的に、河川や道路、ため池などへの内水監視カメラや水位計、浸水センサーの設置などにより、タイムリーに防災情報を発信すること、また、河川の氾濫により浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定、公表することなどのソフト対策を行っております。

内水をためる取組につきましては、ダムやため池、クリークの事前排水や田んぼダムの取組を行っているところでございます。続きまして、内水を流す取組におきましては、河川内に土砂が堆積している箇所に対しまして、これまでに四百十二カ所、約三十七万立米のしゅんせつを行い、今年度は百三十四カ所、約十八万立米のしゅんせつを行うことで、流下能力の確保に努めているところでございます。

河川整備の中でも特に喫緊の対策といたしまして、令和元年佐賀豪雨で被害を受けた武雄市の広田川や武雄川、多久市の山犬原川におきまして、河川激甚災害対策特別緊急事業により予算を集中的に投資し、河川改修に取り組んできたところでございます。

また、令和元年や令和三年の豪雨により、一部の排水機場が浸水し、機能が停止したことを受けまして、操作盤や発電機といった機器類のかさ上げ、止水盤の設置などの排水機場の耐水化にも取り組んでいるところでございまして、これらに対する早急的かつ重点的な取組により被害軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝しっかりとこの河川の場合は整備率を上げるように努力をしてください。

次に土砂災害防止の取組ですけれども、近年の豪雨による土砂災害の発生状況はどうなっていますか。

○藤田河川砂防課長＝土砂災害の発生状況について御説明いたします。

令和三年八月豪雨では、佐賀市大和町の名尾地区におきまして土石流、嬉野市大舟地区では地滑りなどが発生したところでございます。

令和五年七月豪雨では、県内に線状降水帯が発生し、唐津市浜玉町では七月七日からの四日間で総雨量が四百五十ミリを超える雨が降り、七月十日の朝には大規模な土砂災害が発生したところでございます。

土石流や崖崩れなどの土砂災害の発生状況につきましては、平成二十九年度までは毎年七件程度でございましたけれども、令和元年度で七十六件、令和三年度で五十五件、令和五年度で九十件、令和八年度は現時点で二十四件と、近年増加傾向にございます。

以上でございます。

○留守委員＝浸水被害にしても、土砂災害にしても、災害が起こったら、まず激甚災害指定を受けるか受けないか。激甚災害の指定を受けて短期的に整備をやっているという状況かと思います。

今後のことに移ります。

今後、土石流にしても、土砂災害にしても、浸水もそうですけれども、事前防災という言葉がありますとおり、やっぱり災害が起こる前に手だて、用意周到じゃないですけれども、そういうものが私は肝要だというふうに思います。緊急性、必要性からしてもですね。

この豪雨による土砂災害、今後、対策をしっかり打たないかんというふうに思いますが、どう捉えますか。

○藤田河川砂防課長＝土砂災害防止施設に関しましては、土砂災害のおそれがあり、整備が必要な箇所が多く残っております。まずは現在実施している土砂災害防止施設の整備を着実に進め、早期完成を目指してまいります。

土砂災害防止施設の整備を進めるに当たりましては、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所やその範囲などを設定した土砂災害警戒区域の情報を基にしまして、渓流の荒廃状況、保全人家の戸数や要配慮施設の有無、鉄道や道路といった公共施設の影響など、緊急性、必要性、効果といった観点から総合的に判断して、優先度の高いものから実施をしてまいります。また、これまで整備してきた既存施設につきましても、施設の損傷や劣化などの点検を行いまして、施設機能の維持と確保に必要な補修に取り組んでまいります。

また一方、ハード整備には多くの時間や予算が必要であることから、ソフト対策も大事と考えておりまして、警戒区域に指定されている一万二千九百九カ所に加えまして、高精度な地形情報を活用し、土砂災害のおそれがある箇所を新たに抽出し、警戒区域の指定を進めているところでございます。この新たな土砂災害のおそれがある箇所につきましては、住民の早期避難につなげるため、一定期間を要する土砂災害警戒区域の指定を待つことなく、令和七年度に公表しているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝今後のことだけれども、やっぱり予算獲得が大事と思います。国土強靱化の予算も言いました。ぜひともこういう予算というものはしっかりと国からいただいて、そして事前防災に寄与する、それから減災・防災に寄与するということが大事と思いますが、いかがですか。

○藤田河川砂防課長＝近年の気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化に対応するため、防災・減災、国土強靱化のための三カ年緊急対策、防災・減災、国土強靱化のための五カ年加速化対策などの予算を活用いたしまして、これまで河川の整備や土砂災害防止施設の整備を行ってきたところでございます。これらの整備によりまして、浸水被害や土砂災害の被害軽減に一定の効果を発揮しているところでございます。

ハード対策を進めるに当たりましては、委員御指摘のとおり、予算の確保が重要であると考えております。今後も政策提案などの様々な機会を捉えまして、国に対し国土強靱化など予算の確保をしっかり働きかけてまいりたいと考えております。また、県が単独事業として実施しております維持管理の取組につきましても、緊急浚渫推進事業債などの有利な地方債の制度を活用するなどしまして、効率的な事業の推進に努めているところでございます。

県といたしましては、予算の確保に努めるとともに、「プロジェクトＩＦ」や土砂災害防止施設の整備など、流域での取組が相まって、浸水や土砂災害による被害が少しでも小さくなったと実感できますよう、国、市町等の関係機関と連携しながら、ハード、ソフト一体となった効果的な防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上になります。

○留守委員＝この問題は四十七都道府県、本当に喫緊の課題として捉えていますよ。だから、予算の分捕り合戦。だから、ここは我々も一緒になって、何としても事前防災に寄与するということは予算だから、その獲得に向けて、横尾部長を先頭にやっていると思いますので、ぜひひとつ汗をかいていただきたいと思います。

次に触れます。

三番目は、県道佐賀外環状線の交通渋滞対策についてです。

先ほども中本委員から県道の問題が出ておりました。これは私の地元のことですけれども、慢性渋滞化している現状をここで触れたいと思います。

県道佐賀外環状線というのは、高速道路の南側の沿線をずっと平行して走っている道路です。ですから、おのずと東西に行き来する、例えば運送高速トラックとか運送屋みたいな、そういう大きい車両が行き来しております。有料よりも無料ということもあろうかと思うので、そうなっている状況かなと。

今の状況は、縦の線の国道二六三号と交差をしておるところの東西の道路だけれども、私の地元のそばの尼寺南小路交差点かいわいのことですけれども、それから、東には金立、西には、それこそ大和から三日月の境までぐらい、朝一時間ぐらい渋滞ですね。

これはどういうことで渋滞かといいますと、一つには、大和中とか川上小があって、そこに横断歩道があって、その通行自体がまた重なって交通が麻痺するということもあります。それからもう一つは、それだけ車両が多く通っている。何年か前に交通量調査もしていただいたんですが、本当に万年化、常態化している交通渋滞の現状ですね。それから、コロニー跡の産業団地がこれから分譲にかかると思いますけど、その工場が立地をして、そこにはまた何百人か、千人まではいかんやろうけれども、七、八百人の従業員とか工場で働く人たちが行き来するとなると、これはどうなることかなと、バイパスがまた必要になりゃせんかなという思いがしております。

バイパスのことはこれからの問題として、まずは局部的に交通混雑解消のために、今、手をつけておるのが尼寺南小路交差点の問題だと思います。これも今までなかなか進まなかった、これは地権者の方の問題があったんですけれども、この路線に関して、まず交通渋滞の状況をお聞かせください。

○村井道路安全推進室長＝交通渋滞の状況について説明をさせてもらいます。

尼寺南小路交差点は、東西方向の県道佐賀外環状線と南北方向の国道二百六十三号が交わる交差点であります。交通量が多く、朝夕の通勤通学の時間帯を中心に混雑し、特に夕方に混雑が発生しているところでございます。

令和三年度に実施した交通量調査によれば、昼間十二時間の交通量は、県道佐賀外環状線では尼寺南小路交差点東側の福島バス停付近では約一万三千三百台、国道二百六十三号では交差点北側の佐賀信用金庫尼寺支店前では約一万六百台となっております。

また、令和元年には、交差点における交通渋滞による車列の高さを示す渋滞長調査を行っております。県道佐賀外環状線では、神埼市から小城市方面へ、東から西へ向かう方向で、夕方に最大渋滞長四百メーターの渋滞が発生しているところでございます。また、反対側の西から東へ向かう方向では、交差点での信号待ちの車の滞留はあるものの、一回の信号で通過できており、渋滞は発生していないと結果が出ているところでございます。交差する国道二百六十三号では、佐賀市街地からの佐賀大和インターチェンジ方面へ、南から北へ向かう方向で、夕方に最大渋滞長百九十メートルの渋滞が発生しております。また、反対側の北側から南へ向かう方向では、夕方に最大渋滞長五十メーターの渋滞が発生しているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝南北線はいいんです、私は地元におるから一番分かっている。東西線なんですよ。渋滞が四百メーターぐらいあると、そんなものじゃない。それから、夕方にと言うけど、朝来てみなさいよ、朝八時頃、もう一キロぐらい、一キロ以上渋滞ですよ。これが一時間程度だけれども、それで、ちょうど通勤状況のときと、それから、生徒の登校自体が重なって余計こうなっていると思います。

そういうことも踏まえながら、局部的じゃないけど、まずはどこからかというと尼寺南小路交差点の改良ということで、用地等々で動いておると思いますけれども、この原因はそれでいいですから、今の取組状況を教えてください。

○村井道路安全推進室長＝県道佐賀外環状線の尼寺南小路交差点における交通渋滞の改善を図るため、交通量に応じた右折車線を設置する交差点の改良を計画し、令和七年度に事業化を行ったところでございます。

これまでに現地の地形測量や道路設計、用地測量を実施しております。この交差点は交通量が多いため、十分な工程管理と安全対策が必要になりまして、

今年度は工事実施に当たっての施工計画を検討しているところでございます。また、交差点の改良工事に伴い必要となる水路の函渠設計も行っております。用地については、事業区間内で国土調査時に用地境界が定まらなかった一部の箇所において、今年七月に境界が確定したところでございます。事業区間内の用地測量がおおむね完了したと認識しているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝用地測量が完了したと。

じゃ、今後スムーズに用地が確保できて、工事着手の見通しはどのように考えておるのかお伺いをします。

○村井道路安全推進室長＝今後は、現在行っている水路の函渠設計に必要な調査ボーリングや、支障となる家屋などの補償調査を行うこととしております。来年度は補償調査完了後に、地権者と用地取得に向けて協議を進めていきたいと考えているところでございます。

また、尼寺南小路交差点周辺は埋蔵文化財包蔵地でもあることから、佐賀市の文化財関係機関との協議、調整をしていくこととしております。工事着手に当たっては、まとまった用地の確保が必要なことや埋蔵文化財調査の実施も必要となります。よって、一定の時間を要すると考えております。

このため、工事着手時期については現時点でお示しすることが難しいですが、早期着工に向けて、引き続き地権者や関係者の御理解、御協力を得ながら事業の進捗を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○留守委員＝早期着工に向けて御尽力ください。お願いします。

では、最後の質問に移ります。

四番目、円滑な社会資本整備に向けた不調・不落対策についてです。

これは各土木事務所、県発注工事等々で発注がなされて、非常に不調、不落の傾向がある。何でそうなるのということになるわけだけども、要因はいろいろあろうかと思います。

そういう中で、専門業種等々の業者さんからちょっと聞く機会もあったんですけれども、いろんなところに人材不足が今発生しておりますが、この業界でも現場代理人を要するというところなんかが非常に手が足りないというようなことも今起こっております。そういうことを考えたときに、不調、不落の要因になっているということになると、これは何とか改善、あるいは要件緩和とか、いろんなことが問われてくるわけですね。

そういうことを考えると、今の県発注工事における不調、不落の状況はどのようになっているのかお示しください。

○黒嶋建設・技術課長＝県発注工事における直近三カ年の不調・不落率については、令和五年度が四・六％、令和六年度が六・三％、令和七年度が四・八％となっております。

なお、令和八年度につきましては、八月末時点で三・二％となっております。

以上です。

○留守委員＝それで、私ども自民党県連で毎年、政策的な要望をいろんな団体から聞く機会があります。そんな中で県庁に問題提起されたのが電気工事。電気工事関係の業者さんからの要望だったのが、この不調、不落が非常に今頻繁にあっておるというような状況でした。

その電気工事での不調、不落の状況は今どうなっているのかお伺いします。

○黒嶋建設・技術課長＝県発注工事における直近三カ年の電気工事の不調・不落率につきましては、同じく令和五年度が五・三％、令和六年度が一〇・六％、令和七年度が一七・五％となっております。

令和八年度につきましては、同じく八月末時点ですけれども、一五・〇％となっておりまして、先ほど申し上げました全体と比べますと、電気工事につい

ては高い水準となっているところでございます。

以上です。

○留守委員＝今お示しいただいた三カ年の中で、直近で一七・五％まで不調、不落があっておると。

この要因はどう考えているんですか。

○黒嶋建設・技術課長＝要因ですけれども、県では工事発注に当たりまして、余裕期間――フレックスの導入であったり、主要資材単価の毎月改定などを行っておりまして、適正な工期の設定、適切な予定価格の設定に努めているところではございますが、応札する業者様のほうで見積もられる工事費用や現場の状況、また、下請業者等を含めた技術者の確保などを考える中で、条件が整わずに応札されないなど、様々な理由から不調、不落になっているものと考えているところでございます。

なお、電気工事につきましては、関係団体との意見交換会の中で、受注意欲があっても、人手不足によりまして技術者や現場代理人等を配置できないといった声も聞いております。そういったことから入札への参加が見送られているものと考えているところでございます。

以上です。

○留守委員＝今、課長から原因、要因を披瀝いただきました。まさに人手不足の影響を被っているということが今言われたんですけれども。

さて、現場代理人の要件についてですけれども、まず、現場代理人の役割。現場代理人とはどのような役割を担っているのか、ここでお尋ねをしておきます。

○黒嶋建設・技術課長＝現場代理人の役割になります。

まずもって現場代理人ですけれども、現場代理人につきましては佐賀県建設工事請負契約約款、いわゆる契約約款と言われるものですけれども、その規定によりまして請負契約ごとに配置を求められているところでございます。

現場代理人の役割ですけれども、請負契約の的確な履行を確保するために工事現場の運営とか取り締まりを行うこと、そして、工事施工及び契約事務に関する事項を処理することとなっておりまして、いわゆる現場の運営、施工、安全対策及び品質の管理といった観点から、現場に常駐することが基本となっているところでございます。

以上でございます。

○留守委員＝役割について今披瀝いただきました。

次に、現場代理人の兼任要件。兼任要件なるものがあると思いますが、その兼任要件なるものはどうなっているんですか。

○黒嶋建設・技術課長＝先ほど答弁いたしましたとおり、現場代理人につきましては、契約約款の規定によりまして、現場に常駐するということが求められているところでございます。その一方で、契約約款におきまして、現場代理人の工事現場における運営、取り締まり及びその権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合につきましては、工事現場における常駐を要しない、つまり、ほかの工事の現場代理人と兼務ができることを定めているところでございます。

もう少し具体的な部分になりますけれども、具体的な兼任要件につきましては、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」というもので定めておりまして、複数ございますが、まず、発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができる。また、発注者または監督員が求めた場合には速やかに当該工事現場に向かうなどの対応ができることということが定められております。このほか、兼任できる工事は三件までで、原則として県発注工事に限るということも定められております。そして、兼任する工事は全て同一土木事務所管内。ただし、東部土木事務所及び杵藤土木事務所は再編前の土木事務所管内

となっております。そして、兼任する工事の請負金額の合計は当初契約額で九千万円未満と、具体的に定められているところでございます。

以上です。

○留守委員＝今、課長が言った、兼任する工事は全て同一土木事務所管内ということですよね。

そこで、縛りじゃないけれども、そこまでの兼任要件ということでありますが、にもかかわらず、人手不足だからそれに足りていない。それは同一土木事務所管内というものをもう少し緩和するようなことは技術的にできないんですか。

○黒嶋建設・技術課長＝現場代理人が兼任する工事の同一土木事務所管内ということで、県のほうで定めているところではございます。ただ、この契約約款にも書いてあるんですけれども、そのベースになります国の通知によりまして、基本的に現場代理人は、お声かけしたらすぐ現場のほうに行ける、それの管内ということで、国のほうの通知の中でイメージとして出されているのが同一市町村内ということで通知のほうで書かれております。その部分を県としても受け止めて、基本的には市町村圏内という、今でいうと土木事務所管内ということで定めているところでございます。

以上です。

○留守委員＝同一土木事務所、イコール市町村という話がありましたけれども、これは今、スピードを持ってそれぞれの現場代理人にしても活躍してくれていると思います。ですから、発注者にとっては、発注した工事が良好な製品で納まるか納まらないかということがあろうかと思います。そういうのに支障を来したらどうしようもないわけだけれども、ここは今の不調、不落の要因にもなっておるということを鑑みて、今後の検討課題としていいですけれども、何とか知恵を絞って、発注した側からすると完成商品に問題がないということであれば、何かいい対策が出てこないか、知恵を絞っていただきたい。いいですか。答弁で終わり。

○黒嶋建設・技術課長＝今後の対応についてお答えしたいと思っております。

社会資本整備を今後も円滑に進めるためには、不調・不落率が下がって、そういうことが発生しないようにしていくことが重要かなというふうに思っております。県はこれまでも、何度も申し上げましたフレックス――余裕期間の導入であったり、市場実勢価格を反映した予定価格の設定であったり、施工時期の平準化といったことで不調、不落の対応をしてきたところでございます。

一方で、建設業においても、その技術者、技能者というものが減少しているといった課題があることは重々承知しております。その限られた人材の中で効率的に現場を運営できるよう、入札制度の見直しなどもこれまで行ってきておりますが、現場代理人の兼任要件の緩和もその一つでございます。ただ、現場代理人の兼任要件の緩和というものが、緩和し過ぎるあまりに、本来の目的でございます工事の品質や安全性の低下、こういったものにつながってはならないということも考えております。

委員御指摘がありました現場代理人が兼任する工事、全ては同一事務所管内でというところの要件につきましても、国の通知の中で、先ほど申し上げましたとおり、兼任が可能な範囲は、工事現場間の距離とか移動時間などを踏まえて、例えば市町村内というのが示されているところではございますけれども、まず、実際何かが起きたときに緊急に速やかに現場に対応できる範囲で運用する必要があることから、要件を緩和する際は、適切な施工体制が確保できるといったところを踏まえて検討する必要があるのかなというふうに思っております。

現場代理人の兼任要件の緩和など入札制度を見直すに当たりまして、工事現場の運営、施工、安全対策及び管理のほか、いわゆる業界への影響なども十分

考慮する必要があるかと思っております。こういう団体の方々、関連する業界の皆様とも十分意見交換を行って、こうした見直し制度につきましても引き続き検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝皆様お疲れさまでございます。少し体を動かしてください。一時間半たっておりますので、少しリラックスをして、血栓が詰まるといけませんので、体を少し動かして、トイレも我慢しないでください。

それでは、九月議会の地域交流・県土整備常任委員会質疑、最後となります。委員長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は、お手元にございますとおり、五問質問をさせていただきます。前回の六月議会では六問、三時間に迫ろうかとする長時間の質疑に丁寧かつ真摯にお答えをいただきました執行部の皆様には大変感謝をしております。今回も変わらず、武雄市民や県民の皆様の代弁者としてここに立たせていただいておりますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、皆様に逆に質問です。佐賀県には国宝が何点あるとお思いでしょうか。委員の皆様、正解の方には何も用意していません。

それでは、国宝が佐賀県には一点ございます。（モニターを示す）モニターに用意させていただいておりますが、たまたまこの話をしておりましたら、十月十日から十二月二十日まで「佐賀のたから」ということで徴古館で開催をされますということ。この右下のほうに催馬楽譜という一冊の本のような、辞典のようなものがございますが、これが佐賀の唯一、一点のお宝、国宝になるということをちょうど文化財の方から教えていただいているところでこのお知らせをいただきまして、皆様にお示しをしたところでもございます。

この催馬楽譜というのは、平安後期に、今でいうはやり歌を集めて、そして本にしたものでございます。皆様よく御存じの後白河法皇が、あれは梁塵秘抄というものを、今様を編さんしたものが大変有名でございますが、それも平安後期でございますので、この催馬楽譜がひょっとして後白河法皇の今様の梁塵秘抄と何か関係があるのかなというふうに思い、今からわくわくしているところでもございます。すみません、ちょっと蛇足になりますが、これをぜひまた皆様と一緒にというか、十一月議会もすぐありますけれども、そういったときに委員の皆様、また視察ができればいいなというふうに思っているところでもございました。

それでは、問いの一の吉野ヶ里遺跡について質問をさせていただきます。

私は、文化財、特に仏像や仏教、仏教美術、神社仏閣、城郭などの歴史に触れることを大変好み、関心を持っている者の一人でもございます。主に奈良や京都、滋賀などで特別展などがあれば、機会を捉え訪問し、本物の美しさや偉大ないにしえ人の作品に触れ、感動をいただいております。子供の頃にニュースで見た高松塚古墳で発見された極彩色の壁画の何とも言えない美しさに子供ながらに感動と衝撃を覚え、わくわくしたことを今でも鮮明に覚えていて、飛鳥・奈良・平安時代好きのきっかけになったような気がいたしております。

私の地元武雄市にも、国の重要文化財に指定されております広福護国禅寺四天王立像がございますが、凛としていて、それでいて何とも華麗なお姿に魅了されまして、改めて文化財は宝、守り、不易なものとして後世に伝えていく使命が私どもにはございますし、好き嫌いの範疇を超えて大切にしていかなければなりません。

そして、皆様御存じであります佐賀県には、遺跡の国宝とも言われる特別史跡が全国に六十六ある中、県内には三つもあり、まさに本県は文化財の宝庫でもございます。名護屋城跡並びに陣跡、基肄城跡、そして、吉野ヶ里遺跡でございます。

この中でも、特に吉野ヶ里遺跡は知名度が高く、「謎のエリア」は非常にミ

ステリアスで、今後の発掘調査での新たな発見にとても期待しているところでもございます。吉野ヶ里遺跡という文化財を守り、継承するとともに、今後さらに本物の価値や魅力を県内外に発信し、ひいては交流人口アップやさらなる観光振興にもぜひつなげていただきたいと思っております。そして、何より子供たちにわくわくどきどきしてもらって、考古学や佐賀県のルーツに触れ、興味や関心を抱いてほしいと切に願っているところでもございます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず初めに、「弥生文化再発見プロジェクト」についてお尋ねをいたします。

令和八年七月十五日、弥生時代の遺跡を有する鳥取県、岡山県、佐賀県の三県の知事による「弥生文化再発見プロジェクト」の連携協定締結式が鳥取県で行われたということでございます。三県で連携して遺跡の研究や魅力発信を行うというのは、例のない画期的な取組だと思いますし、吉野ヶ里遺跡にとってどのような成果が出てくるのか、どのような学びの場が提供されるのか、大変興味深く、楽しみにしているところでございます。

次の点についてお伺いをいたします。

まず、経緯についてお伺いをいたします。

「弥生文化再発見プロジェクト」に取り組むことになった経緯をお尋ねいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝鳥取県には弥生人の脳、脳みそとか、弥生人骨、多数の人骨が発掘されておりまして、地下の弥生博物館とも呼ばれている青谷上寺地遺跡というのがございます。令和七年二月に鳥取県から、弥生遺跡への関心度アップの目的ということで、全国的な知名度を誇る吉野ヶ里遺跡と連携事業をやりたいという打診があったことがきっかけになります。本県のほか、鳥取県は、中国地方で最も古い年代の水田、集落が同時に発見されたことで有名な津島遺跡というのがあるんですけれども、これを有する岡山県にも参加を打診されております。

県としては、弥生時代の代表的な遺跡である鳥取、岡山、佐賀の三県が連携することによって、吉野ヶ里遺跡の価値や知名度をさらにアップすることができると考えまして、この事業に取り組むこととといたしました。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では、目的についてでございますが、このプロジェクトの目的をお尋ねいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝「弥生文化再発見プロジェクト」では、三県が連携して調査研究を行い、その成果を生かしたシンポジウムや各種プロモーション活動を行うことで、弥生文化や遺跡の魅力発信を行うことを目的としております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

それでは、事業内容についてお尋ねをいたします。

「弥生文化再発見プロジェクト」はどのような事業内容なのか。まず、この事業が生む成果なるものはどのようなものと捉えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝本プロジェクトは、まず、三つの地域の弥生文化の違いや共通点を比較する共同研究、それと、それぞれの遺跡の魅力を情報発信するプロモート事業、この二本柱で構成されております。

今年度は共同研究のテーマとして「弥生時代の墳墓」、お墓ですね。「弥生時代の墳墓」というものをテーマとして設定しまして、弥生時代の権力や階層を明らかにすべく研究を進めているところでございます。二月には、佐賀県で開催するシンポジウムにおいて共同研究の成果を三県の担当者が発表するほか、それぞれの遺跡の紹介など、情報発信を実施することとしております。

県としては、これらの事業を通じて吉野ヶ里遺跡の歴史的価値をさらに際立たせ、高めていきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。二月にシンポジウムが行われるということでございます。ぜひ県民の皆様にもひとしく参加をしていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「魅せる収蔵庫」について次にお尋ねをいたします。

今議会でも八谷議員が質問をされておりましたけれども、吉野ヶ里歴史公園に「魅せる収蔵庫」、この「魅せる」というのが、魅惑の魅、魅力の魅の「魅せる収蔵庫」ということでございますので、それが整備されることになって、私は、文化財のすばらしさを改めて認識する施設であって、これまでにない画期的な施設になるということで、とても楽しみにしている一人でもございます。「魅せる収蔵庫」には県内外から多くの来場者が訪れていただきたい、わくわくしていただきたいと思っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、東京大学総合研究博物館との連携協定についてでございます。

「魅せる収蔵庫」の整備検討に当たり、東京大学総合研究博物館と締結した連携協定の目的や内容はどうなっているのかお知らせください。

○長﨑文化財保護・活用室長＝「魅せる収蔵庫」は、膨大な量の価値ある出土品がいわば眠ったままの状態であるという課題を解決するために、収蔵したままを魅せる、国内には例のない新たな収蔵庫の在り方をつくり出す、創造するものでございます。

そこで、展示手法を研究し、高度な専門知識、設備、研究力を持ち、収蔵展示に係る国内随一の実績がある東京大学総合研究博物館と連携協定を締結しました。

東京大学総合研究博物館からも、出土品の収蔵庫不足は全国の自治体の課題であって、その解決につながるモデルをぜひ佐賀県と共に創造したいということ、もう一つは、学術的価値が非常に高い吉野ヶ里遺跡の出土品を将来にわたり研究に活用したいという申し出があったところです。両方、両者がそれぞれのメリットがあったということです。

連携協定の内容については、「魅せる収蔵庫」の基本構想、基本計画の受託研究、それと、考古学の継続的な研究への吉野ヶ里遺跡の出土品の情報提供というふうになっております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。これができれば、やはり研究といえば京都とか奈良というふうな感じがいたしますけれども、研究者たちが佐賀県に集まって研究が進むということも行われるということで、さらに楽しみであろうかと思っておりますし、何より子供たちにぜひ通っていただきたいと思っているところでもございます。

「魅せる収蔵庫」の整備についてお尋ねをいたします。

集約する施設についてお尋ねをいたします。

「魅せる収蔵庫」には、現在ある四つの施設に分散して収蔵している出土品を集約するとお聞きしておりますが、分散している四つの施設について、これらの施設にはどのようなものが収蔵されているのかお尋ねをいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝集約する四つの施設は吉野ヶ里町と神埼市に分散しており、これらの施設に吉野ヶ里遺跡をはじめ、県が発掘調査を行った遺跡の出土品のほか、遺跡の調査に関係する図面や写真など、記録類も収蔵しております。

以上です。

○猪村委員＝吉野ヶ里と神埼で四カ所。（「そうですね」と呼ぶ者あり）分か

りました。ありがとうございます。

集約する出土品についてでございます。

聞くところによりますと、五万点ほどあるというふうにお聞きしておりますが、「魅せる収蔵庫」を吉野ヶ里歴史公園内に計画しておられますが、収蔵されるのは吉野ヶ里遺跡以外の出土品も集約されるということの理解でよろしかったでしょうか。

○長﨑文化財保護・活用室長＝先ほどと重複しますが、集約する施設には吉野ヶ里遺跡以外でも県が発掘調査をした出土品も多数収蔵されております。これらの出土品も「魅せる収蔵庫」に集約することにしております。

○猪村委員＝ありがとうございます。吉野ヶ里で発掘されたものばかりではなくて、県内一円のものが集約されて、展示で見ることができるということですね。ありがとうございます。

それでは、基本構想、基本計画の検討状況についてでございます。

この四月から基本構想、基本計画に着手いたしましたということでございますが、現時点での検討状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝四月から基本構想の検討に着手し、参考となる先進事例、先進施設の調査を実施しました。また、収蔵資料の状況や作業内容を把握しました。そこから見えてきた現状の課題の抽出、施設の基本的な方向性の検討、必要な機能、規模、その構成の検討を行って、魅せる収蔵の計画案の策定に向けて作業を進めているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

それでは、施設の方向性についてお尋ねをいたします。

「魅せる収蔵庫」はどのような施設を県は目指しているのか、お考えをお尋ねいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝佐賀の財産である膨大な量の出土品を収蔵したまま見せ、圧倒的な量と本物の価値で来場者を魅了する施設を目指しております。

そして、「魅せる収蔵庫」では、吉野ヶ里遺跡で続けている学術的な調査や研究の様子を公開することで、来場者が歴史解明のプロセス、その瞬間に立ち会うことができるようにしたいと考えております。加えて、来場者がバックヤードに入り込み、二千年前の弥生時代に思いをはせながら巡る、まるで宝探しのようなわくわくする仕掛けなどができないかということを考えております。「魅せる収蔵庫」を、人々を魅了し心震わせるような輝く施設とすべく、整備していきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

「魅せる収蔵庫」の場所は、皆様御存じのとおり、（資料を示す）この歴史公園センター東口、これをモニターに出しそびれてしまったんですけれども、ちょうど入り口の横に、これは二万平米ぐらいあるとおっしゃっていましたですよね、広さ。違いますか、室長。

○古賀和浩委員長＝答弁してもらいますか。大丈夫ですか。答弁してもらいましょうか。（「お願いします」と猪村委員呼ぶ）

○長﨑文化財保護・活用室長＝県有地はあります。県有地がございまして、その博物館施設、今、発掘調査事務所というところがあって、建設予定地もまた隣に別でありますので、明確な、何平米をそこに充てるというのはまだ検討中でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。県有地を生かして、ここに建てられるということであります。ちょうど入り口もいいところで、来場者の方にも分かりやすいのではないかなと思っております。一日も早く完成しないかなというふ

うに思っているところでもございます。

吉野ヶ里遺跡のさらなる活用について、最後にお尋ねをさせていただきます。

「スノーピーク　グラウンズ吉野ヶ里」が今年三月に開園したこともあり、令和七年度の来場者が過去最高を記録し、四月以降も順調に推移していると伺っております。そこに「魅せる収蔵庫」が新たに加わることで、県内外から大きな反響があると私は思っております。吉野ヶ里遺跡が多くの人々を呼び込み、観光資源としてもきらきらと輝くよう、さらなる活用を図ってほしいと私は思っておりますが、県のお考えをお尋ねいたします。

○長﨑文化財保護・活用室長＝令和四年度に吉野ヶ里遺跡「謎のエリア」の発掘調査開始を契機に、例えば、発掘調査現場のリアルタイム配信、ライブ配信、あるいはファミリー層向け、子供と親御さんを対象にしました発掘体験会を開催したり、あるいは「謎のエリア」で発見された石棺墓、現在は保護のために、保存のために石棺墓は埋め戻しておりますけれども、精巧なレプリカの制作、展示など、遺跡を活用した魅力発信事業に取り組んでまいりました。

今年三月には吉野ヶ里歴史公園に「スノーピーク　グラウンズ吉野ヶ里」がオープンし、令和七年度の来場者数は過去最高を記録しました。その後も順調に推移しており、これは「スノーピーク　グラウンズ吉野ヶ里」と吉野ヶ里遺跡の相乗効果によるものと考えております。

このような追い風の中、「魅せる収蔵庫」が加われば、学術的価値がある圧倒的な量の本物の出土品を目の当たりにすることで、吉野ヶ里遺跡の本質的価値に気づき、驚き、感動が生まれると思います。そして、本物の展示公開はさることながら、斬新な収蔵展示の手法、展示の仕方そのものについても貴重な観光資源となり得るものと思います。

今後は、「魅せる収蔵庫」を輝くものにすることで吉野ヶ里歴史公園が周遊の拠点となって、人々の流れを生み出して周辺地域にも波及させることができるように、引き続き関係機関と協力しながらしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。佐賀県は遊園地とかが、神野公園には遊ぶところがちょっとございますが、遊園地等々ありません。子供たちが学んで、そして体験ができる、遊んで学べる施設になると思っております。親子で遊ぶ、一日中遊べる、そして学べる、そういったところをしっかりとつくっていただきたいというふうに思っております。楽しみにしております。よろしくお願い申し上げます。

○古賀和浩委員長＝暫時休憩します。十五時十分をめどに委員会を再開いたします。

午後二時五十二分　休憩

午後三時十分　開議

○古賀和浩委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○猪村委員＝よろしくお願いいたします。

二問目、道路の維持管理について質問をさせていただきます。

県民の日常生活や地域経済活動を支える重要な社会基盤の一つが道路であり、その機能を適切に維持していくことは県民の安全・安心を確保する上で極めて重要でございます。また、良好な道路を維持していくためには、行政による取組だけではなく、地域を守る地域住民の協力が不可欠であり、地域住民と行政が連携することは、自発的な地域づくりや地域コミュニティーの活性化にもつながると考えております。

県においても、道路除草の地元委託をはじめ、地域住民から寄せられる情報を道路管理に活用するなど、地域と協力しながら道路の維持に努めるとともに、建設業者に委託した道路パトロールを実施し、道路の異状の早期発見や安全な通行環境の確保に努められているところでもございます。

一方で、道路パトロールなどにより道路の異状を把握する体制は整えられているものの、その後の対応が長期間そのままにされているということも見受けられます。中でも、区画線の劣化をはじめ、道路利用者の目から見ても異状が明らかな箇所が改善されていない状況を見ると、把握された異状への対応が適切かつ迅速に行われているのかを時折疑問に感じるところでもございます。私のところにも声が寄せられる一番多いものが、道路、それから除草、河川、そういったものでもございますものですから、また今回も質問をさせていただいております。

今後、人口減少や高齢化の進行により、地域を取り巻く環境が一層厳しくなることが見込まれる中、良好な道路を維持していくためには、行政だけでなく、地域との連携や協力がこれまで以上に必要になるものと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず初めに、道路パトロールについてお尋ねをいたします。

道路パトロールの目的について、目的は一体何なのかお知らせください。

○村井道路安全推進室長＝道路パトロールの目的については、道路利用者の安全と円滑な交通を確保するため、道路の異状や損傷などを早期に発見し、適切な維持管理を行うことを目的として実施しているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝そうですよね、もちろんそうでございます。道路パトロールの委託を業者にも頼まれているということでございますが、建設業者に道路パトロールをどのくらい委託されているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝道路パトロールの委託先については、建設業法に基づく土木一式工事、または舗装工事の許可を有する県内建設業者としておるところでございます。

また、委託の発注に当たっては、佐賀県建設工事等入札参加資格を有し、発注者が定める等級や地域要件などの入札参加条件を満たす業者であることを条件としているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

道路パトロールの回数をお尋ねいたしますが、大体、道路パトロールはどのくらいの頻度で行っていただいているのかお尋ねいたします。

○村井道路安全推進室長＝道路パトロールは、県が管理する国道においては全区間対象に週二回、県道においては交通量が一日当たり三万台以上の区間で週三回、五千台以上の区間で週二回、その他の区間は週一回の頻度で実施をしているところでございます。

また、これら全ての区間において、夜間における道路照明灯など、道路附属物の状況などを確認するためのパトロールを月に一回、詳細な状況を確認するための徒歩によるパトロールを年に二回実施しているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。三万台以上が週三回ということで、台数によって頻度が変わるということでございますが、モニターを提示させていただきました。（モニターを示す）これは私の前の県道三十五号線でございまして、左側は線路でございます。線路の脇の側溝から県道に草がはみ出しているところが何キロと続いております。この車のちょっと先にバス停があるんですけれども、私の母校、山内東小学校の子供たちが武雄方面に乗るバス停がございまして、そこは刈り取られていますが、フェンスもあります。しかしながら、こういう状態がずっと続いております。これは線路の中から出てきておりますので、武雄温泉駅から西は長崎工務所が担当しておりますので、ＪＲ九州に電話をかけて春先、出水期前に一回刈っていただきまして、除草作業を行っているにもかかわらず、このような状況になるということでございます。

道路パトロールで把握した異状への対応はどのように行われているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝道路パトロールにおいて道路の異状を把握した場合、ポットホールや落下物、動物死骸、通行に支障となる小規模な倒木など、道路利用者の安全な通行を確保するため、緊急な対応を要するものについては道路パトロール業者において即時に対応を行っているところでございます。

一方、区画線の劣化やガードレールの損傷、雑草の繁茂など、現場での即時対応が困難なものについては、道路パトロール業者が異状内容を記録し、土木事務所へ報告しているところでございます。

また、道路パトロールで把握した異状のうち、横断歩道など道路管理者以外が管理する施設等に関するものについては、当該施設の管理者へ情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。縦割りではなくて、異常を見つけたら所管が違っても連絡をしてくださっているということでよろしいですか。

それにもかかわらずなんですけれども、この状況が何カ月と続いていて、草は県道のほうに伸びてきております。そして、白い外側線が見えておりますが、こちらはバス停がすぐありますので、中央線もしっかり引いていただいております。しかし、この反対側、南側の外側線は消えております。そのところを六月に土木事務所、それから、県警の担当課さんに来ていただいて、何キロにもわたる道路を、県道を見ていただいております。何カ月どころじゃなくて、何年も消えっ放しの横断歩道が私の家の付近もたくさんございます。武雄市内もあります。

道路パトロールで異常を見つけたらその所管外でも連絡をしてくださっているということでありますが、なかなかそうは思えない。そうであれば、もう危険な、本当に横断歩道が消えている、全く見えなくなっているような横断歩道があっても、すぐ対応していただけたりはしておりません。本当に一生懸命やってくださっているとは思うんですけれども、こういう状況です。御覧のとおりです。

もっと写真を提示したいところでもございましたが、県道と線路に寸断されている町の状況はこのようになっているところでもございますので、ここはしっかりともう一度協議、そして、話し合いをしていただいて、各土木事務所一体となって、本課も一体となって、縦割りではなくて横串を刺していただいて、横断歩道が消えておるけん県警さんのほうに言っていただくとか、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

佐賀のほうも――申し訳ございませんが、私は西のほうから佐賀のほうに参りますので、そういったところがたくさんございます。国道にしろ、県道にしろ、市町道にしろですね。本当に手つかずのところが西のほうは大変多ございますので、しっかりとここを連携していただいて、お願いしてよろしいでしょうか。再度御答弁お願い申し上げます。

○村井道路安全推進室長＝そのような関係機関等が違う横のつながりにおいても、各土木事務所に再度周知を徹底しまして、今後このような対応にならないように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○猪村委員＝室長、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

先ほどの留守委員のお話もございましたけれども、植栽もですけれども、この草ですね、本当に大変な状況でございます。例えば、北九州市だったと思うんですけれども、有識者、市の担当職員さん、それから、地元の方と一緒に検討会を立ち上げられて、公園とか道路、河川の除草の問題を取り組まれているというような記事も以前目にしたところでもございました。本気になって、道路と言わず保全を、町の保全、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に行かせていただきます。

次も同じような質問になりますが、道路除草の地元委託についてでございます。地元委託の現状について、地元委託の取組状況はどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝県では、道路の維持管理として、路肩やのり面の除草を行っております。

道路除草の委託方法としましては、民間企業へ委託、または地元自治体などへの地元委託がございます。地元委託は、地域の方々が除草作業を協力して行うことで、地域の絆が強くなり、自発の地域づくりの後押しとなるとともに、地域の方々の道路への愛着が形成されるものと考えております。

このため県では、道路除草の地元委託を積極的に進めており、令和八年度は道路除草委託百三十九件のうち七十九件を地元自治体へ委託しているところでございます。

また、地元委託件数については、令和六年度の七十四件、令和七年度の七十六件から令和八年度は七十九件となるなど、徐々に増加しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。（モニターを示す）このチラシを室長からいただきまして、「私たちの町を、自分たちの手できれいに」ということで、裏面にこのような記載がございます。こういうものはホームページでも見たことがあったんですけれども、こういうかわいいチラシを作っていただいているのは初めて見たところでもございました。しかしながら、私の地元の区長さんとかにお尋ねをいたしますと、こがんこと知らんよと言われまして、一体どういうことなのかというふうに思うところでもございました。

やはり土木事務所管内でいろいろ職員さんも替わられますし、地元の区長会に、たくさんございますので、そういったところに出向いてお願いしますと言うことがなかなか難しいかもしれませんが、全体の市の区長会とか、例えば、武雄市の区長会とかでも結構ですので、こういうチラシを区長さんのほうとか自治会長さんのほうに届ければ、ここから住民の皆様に周知されますので、それで自分たちもやってみようというふうに、自分たちの町は自分たちで守らんばいかんよねというところで頑張ってみようかというような気持ちになってくださるところもあるかもしれません。

先ほど室長おっしゃいましたけれども、令和六年が百三十四件のうち、地元委託が七十四件、令和七年度が全体で百三十六件、うち地元委託が七十六件、

令和八年度、全体百三十九件のうち、地元委託七十九件、これは増えているようで微増ですよね。本当に二件とか三件とかであります。増えていることには間違いありませんけれども、もうちょっと頑張っていただくということが肝要かなというふうに思っております。

地元への制度の周知はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝地元委託制度の周知については、昨年度、制度の概要や委託内容を掲載したチラシを作成するとともに、県ホームページへの掲載も行っているところでございます。また、委員が御指摘のとおり、作成したチラシについては、区長会の機会を活用してチラシを配布している事務所もございます。

こうした取組を通じて、地域の皆様に地元委託制度に関する周知を行っているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。繰り返しになりますが、知っている地域と知っていない地域。土木事務所管内で、この土木事務所はチラシを配っています、周知できています。こっちはできていません、これは非常にお仕事としてというか、どうなのかなというふうに思っております。まだまだやれるぞというところが私たちのところにも、地域にも、村井さん一緒でございますので、やれますので、まだそういう方たちがたくさん残っていらっしゃいますので、ぜひ周知をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今後の活用推進でございますが、今後どのように地元委託を周知し、活用促進を図っていくのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝地元委託の周知に向けては、今後も引き続き各土木事務所において、区長会などの機会を活用した制度の紹介や、問い合わせをいただいた地域への丁寧な説明を行うなどの取組を進めてまいります。

また、自治会に限らず、地域活動を行われている民間団体もあるということでありますので、こうした団体に対しても周知し、制度の認知度向上及び参加団体の確保に取り組み、周知や取組の好事例などについては土木事務所で情報共有をしながら制度の活用を図ってまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは三番目、地元要望への対応についてでございます。

地元要望の内容について、道路の維持管理については地元住民から様々な要望や相談が寄せられていると思います。私も本当に土木事務所の皆様に大変お世話になっております。どのような内容の要望が寄せられているのかお示しください。

○村井道路安全推進室長＝道路の維持管理に関しては、区画線や横断歩道の劣化や路面の損傷に関するもの、さらには道路脇から繁茂する雑草の伐採に関するものなど、地域の皆様から様々な要望や御相談が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝全く私と一緒ですね。私に寄せられる声も全くそのようでございます。（モニターを示す）今モニターでお示しをしているところは、自分たちで刈りたくても刈れないんですよ。刈っていたらお尻に自動車が走ってまいりますし、ガードレールで、下は側溝で、これは切った木は線路のほうに押し倒すしかないんですよね。本当にこういったところも見かけられたら、工務所とかＪＲのほうにぜひ伝えていただきたいというふうに思っております。私も一生懸命頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

地元要望の取り扱いについてでございますが、要望を受けた後、土木事務所

のほうではどのように取り扱いをされているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝地域の方から要望や相談を受けた際には、まずその内容を記録し、関係する職員間で情報共有を行っているところでございます。あわせて、現地確認や関係資料の確認などを行い、要望内容や現地の状況を踏まえながら対応について検討しているところでございます。要望への対応の検討に当たっては、必要性、緊急性、地域の状況などを踏まえ、総合的に判断しているところでございます。

なお、道路の通行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、緊急性の高い案件については速やかな対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。速やかに対応していただいているということでございますが、なかなか難しいところも、土木事務所管内は広くございますから、たくさんの要望がありますから、大変だと思いますけれども、例えば、引き継ぎとか引継書はしっかりとしていただく。それから、地域から要望を受けたものはしっかり地域に返していただく。今こうなっています、ちょっと今年度は難しいかもしれませんが一生懸命頑張りますとか、何でもいいですので、どうなっているのかというのをしっかり地域に返していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

地元要望への回答についてでございますが、要望への回答や途中経過、今申し上げましたけれども、どのように取り組んでおられるのか。そして、これから課題があれば取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝地域の方々からいただいた要望や相談については、原則として要望者へ回答を行うように努めているところでございます。回答に当たっては、電話や文書による説明に加え、必要に応じて現地での立会などを行い、対応内容や考え方について説明を行っているところでございます。また、要望や相談への対応状況については記録を行い、担当者が替わった場合においても適切に引き継ぎを行っているところでございます。さらに、対応の検討や工事の実施までに時間を要する案件については、要望者に対して途中経過を含め、丁寧な説明に努めているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ぜひよろしくお願いを申し上げます。繰り返しになりますが、地域ごと、その土木事務所ごとでお仕事の内容が違ってまいりますと、県の損失にもなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この問いの最後になります。道の相談室についてでございます。

道の相談室の概要についてお尋ねをいたします。

道の相談室はどのような目的で設置をされているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝道の相談室、いわゆる道路緊急ダイヤルは、道路利用者や地域の方々からの道路の異状に関する通報をはじめ、道路全般に関わる意見や相談を二十四時間受け付ける総合窓口制度であります。この制度は、区画線の劣化やポットホール、陥没などの道路の異状、道路への落下物など通行の支障となる情報をワンストップで受け付け、その情報を道路管理者に伝え、迅速な対応につなげることにより、道路利用者の安全を確保することを目的としております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

それでは、利用状況についてお尋ねをいたします。

道の相談室の利用状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○村井道路安全推進室長＝道の相談室へは、道路の異状や落下物、倒木、倒竹などの通報のほか、除草の相談、道路管理者への問い合わせ、要望など、様々な情報が寄せられております。佐賀県が管理する道路においては、令和七年度

に千件を超える通報や情報があっておるところでございます。
　以上でございます。
○猪村委員＝ありがとうございます。この道の相談室のことを私は全く存じ上げませんで、道路の維持管理の話を担当課さんと意見交換させていただいているときに教えていただいたもので、道路の上に大きいモニターで、写してくればよかったんですけど、「道路の異状は道路緊急ダイヤル＃９９１０へ」というのが大きく出ているところもございます。そういったところが、例えば落下物だったり、動物の死骸とか、そういったものを二十四時間受け付けていただいている。それは県の職員さんが受け付けていただいているということの理解でよろしいでしょうか。
○村井道路安全推進室長＝道の相談室に問い合わせがあった場合においては、国の情報機関である道の相談室から県庁の担当者のほうに直通で連絡があるようなシステムを講じておるところでございます。また、県の担当者が各土木事務所に詳細について、再度取り扱いの報告を行っているところでございます。
　以上でございます。
○猪村委員＝それでは、二十四時間体制ということは国からの連絡がいつ来るかも分からないということで、県の職員さんは携帯電話を持って、そして二十四時間体制で、寝ているときも、起きているときも、ルルルかピピピか分かりませんが、鳴ったら起きて、市道だったり、県道だったら自分が連絡するというようなことになっているんでしょうか。それが一人で対応されているんでしょうか、お尋ねをいたします。
○村井道路安全推進室長＝委員御意見のとおり、今現在、一人の担当者のほうで道の相談室の受付は行っているところでございます。
　しかしながら、各土木事務所への連絡においては、通行者が危険と判断する場合においては即時に対応しますけれども、通行に支障が及ばない場合においては朝方連絡をしたりしている場合もございます。
　以上でございます。
○猪村委員＝それにしても、やはりその担当になられます方は大変な業務だと思っております。頑張っていただきたいというふうに思うしかございませんが、二十四時間体制で職員さんが頑張ってくださっているということを知って私も驚いたところでもございましたし、敬意を表するところでもございます。ありがとうございます。ぜひともこういう、先ほどの「私たちの町を、自分たちの手できれいに」というようなチラシも含めて、道の相談室とかの周知もぜひしていただければというふうに思っております。
　お尋ねをいたしましたところ、佐賀市が一番――もちろん道路も多く通っておりますので件数も多いですが、年間千件を超える電話がかかってきている、対応していただいているということで、本当に敬意を表するところでもございます。ありがとうございます。
　最後にでございますが、先ほども申し上げましたけれども、有効な制度である一方、まだ十分認知をされていない、今後どのように周知をしていくのかお尋ねをいたします。
○村井道路安全推進室長＝道の相談室は現在、国のホームページや直轄国道に設置されている道路情報板などで広く周知を行われているところでございます。
　より多くの道路利用者や地域の方々に道の相談室を活用してもらうことで、道路異状に関する速やかな情報提供が図られるとともに、道路に関する様々な意見や要望の把握にもつながり、道路利用者の利便性や安全性の向上に寄与することから、今後は県においてもホームページや道路情報板、ＳＮＳなどの各種媒体を活用しながら、制度の周知に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
　以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。緊急性のあるもの、それから、少し時間をかけて保全をしていくもの、そういったものの対応、いろいろ大変でございますが、頑張っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に参ります。

問三、県民の暮らしと地域の発展を支える交通政策についてお尋ねをいたします。前回もお尋ねをいたしましたが、よろしくお願い申し上げます。

地域交通は県民の暮らしに直結する重要な社会基盤でございます。特に高齢者や学生など、自ら車を運転することができない方々にとって、地域交通は通院や通学、お買い物など、暮らしに欠かせないものでございます。

以前、ある研修会で、京都大学大学院の藤井聡教授から、国家という言葉は国と家と書くが、君たちは国と家、どちらが大事だと思いますかと尋ねられたことがございました。私は両方だなというふうに思っていたんですが、藤井教授ははっきりと、家が大事であるとおっしゃいました。国の隅々まで人が住み、暮らしてこその国家でありますと言葉が返ってまいりまして、今でも私の心に強く深く残っております。

佐賀県は県内各地に分散して人々が住んでおられることから、生まれ育ったそれぞれの地域で住み続けることができるよう、暮らしを支える交通を守っていくことが特に重要だと私は考えております。さらに、地域の発展を支えるという観点も重要でございます。新幹線や在来線特急といった他県からの移動を県内の様々な場所につなげる地域交通は、交流人口を増やし、観光や企業活動を支える重要な役割を果たしていると認識してございます。佐賀県の隅々まで県民が住み、暮らし続けることができ、そこに新たな人の流れや活力を生み出せるよう、暮らしを支える交通、地域の発展を支える交通、この二つの視点で交通政策を考えることが重要であるのではないかと私は思っております。

前回六月議会でもお尋ねをいたしましたが、現在、県では佐賀県地域公共交通計画の策定が進められているとお聞きしております。こうした二つの視点もさらに計画に反映していただき、机上の空論に終わらせることなく、県民目線、また、県益を捉えた取組を進めていってほしいと考え、今回も質問をさせていただくことといたしました。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

暮らしを支える交通についてでございます。課題についてお尋ねをいたします。

暮らしを支える交通の主な利用者は、免許のない高齢者や学生さんであります。しっかり支えなければなりません。安心して利用していただくための課題認識、そして、それを把握しておられるのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長＝高齢者、学生が日常の移動手段として利用します路線バスを例に挙げますと、地域によっては自宅からバス停までの距離が遠い、バスで買い物に行くと、帰りに重い荷物を家まで運ぶのが大変、近くのスーパーが閉店してしまい、隣町まで行かなければならなくなったが、乗り継ぎが必要といった利用者の声を伺っており、利便性の面で課題があることを認識しております。

さらに近年では、利用者の減少に加え、運転士不足という要因も重なり、減便や路線の再編がなされる地域もあります。こうしたことなどによりまして、ちょうどいい時間に利用できる便がなく、場合によっては、病院に通うなどの際に家族の送迎に頼らざるを得ないといった声も聞かれ、運転士の確保や路線見直しの際には、代わりとなる移動手段の確保も課題であると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

課題に対する取組についてお尋ねをいたしますが、こうした課題についてどう取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長＝地域交通における課題につきましては、県や市町がそれぞれの役割に応じて取組を行っております。

県は、広域的な観点から、市町をまたがる幹線バス路線といった県全体の交通政策を考え、市町などとの調整を行うほか、市町の取組に対して助言や財政支援を行っております。一方、市町は、それぞれの地域の実情に応じまして、コミュニティーバスやデマンドタクシーの運行など、主体的に地域内の交通の確保に取り組んでおります。

例えば、全県的な課題への対応としまして、県は、路線再編の動きがあれば、交通事業者や市町など、関係者全体での協議の場を設定し、代替手段の確保や利便性の確保についての調整を行ったり、運転士確保に向け、バス専門の就職イベントへの出展などを行ったりしております。

さらに、現在策定を進めております次期地域公共交通計画におきましては、通学通勤、通院、買い物などの様々な移動につきまして、できるだけ不便なく利用できるよう、市町や交通事業者等と議論しているところでございます。

市町の主体的な取組とそれに対する県の支援としましては、例えば、武雄市の武内町では、これまで決まったルート、時間でコミュニティーバスを運行していましたが、地域のニーズを改めて調査したところ、地域のスーパーが閉店し、買い物は町外に行かざるを得ない、バス停まで遠いといった声が聞かれたことから、武雄市におかれまして、自宅から隣の山内町のスーパーや病院などにおけるデマンドタクシーの実証運行をちょうど行っているところでございます。県は、この武雄市の取組に対しまして、運行に係る費用や周知に要する費用について補助を行っております。

このように、県と市町が一緒になりまして、県全体の課題、それぞれの地域の課題に対応しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。しっかり連携をしていただいているというところで、非常に心強く思っております。

武雄市の例を挙げていただきましたけれども、何回も申し上げておりますが、地域包括ケアシステムでバス運行を地元でできるようになりまして、そこに補助金等々もいただきまして、地元で地元の方をお買い物に連れていったり、病院に連れていったりする、その実証運行も各地域で始まっております。そういったところも県でお支えをいただいております。ありがとうございます。

こういうものがどんどん進んでいって、やはり自発の地域づくりではありませんが、自分たちの町は自分たちで何とかやっていこう、できるだけやっていこうという姿勢を支える、そういった取組を県でしていただくということが私としては何よりかなというふうに思っております。

国から財政も引っ張っていただくこともぜひともお願いしたいのですが、そういった取組を県も支えていただくことをこれからも期待しております。よろしくお願い申し上げます。

それから次でございますが、地域の発展を支える交通についてでございます。

課題についてでございますが、地域の発展を支える交通に対し、県はどのような課題があると認識しておられるのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長＝飛行機や新幹線、鉄道などで県内に来訪された方々が目的地まで円滑に移動するためには、まずは空港や駅からの二次交通が確保されていることが重要であると考えております。その上で、観光地など複数の目的地を巡る際には、目的地間を結ぶ交通の接続がうまくいかない、バスの時間がない、乗り継ぎの待ち時間が長いといった理由で、目的地での滞在時間が限られ、周遊しにくいといった課題もございます。

また、バス乗り場の案内表示や乗り継ぎ情報などが分かりにくいことも、来訪者にとっては地域交通を利用しづらい要因の一つであると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

私、先ほども申し上げましたが、西のほうから佐賀のほうに一時間ちょっとかけて毎日来るわけでもございますが、そのときよく思うんですけれども、最近、特に夏は暑うございますね。でも、バス停はすごく手が加わっていないなというふうにいつも思っています。昔はもっとベンチがあったり、屋根があったり、そういったものも劣化して、強風でぼろぼろになったり、椅子もぼろぼろになったり、そういったところでやはりバスを待とうというような気持ちにはならないと思うところもございます。そういった環境を整えるのも非常に大事かなというふうに思うところがございます。

この前、七月二十五日の「ＷＯＭＡＮ　ＥＸＰＯ」のときに、すごい暑かったんですけど、間に合わなかったから駅からタクシーで行って、帰りはバスで駅まで戻ったんです。車を止めているところに戻ったんですけど、アリーナのところのバス停は今できたばっかりですごくきれいなんですけど、座るところが少なかった。そのときはもちろん大人数でございましたので、日差しをよけるところも、日傘で皆さんよけられていらっしゃいましたが、数十人並んでバスを待つというようなこともございました。やっぱりバスに乗ってもらうためには、バス停の整備も必要かなと思うところもございます。そういった環境も対策に載せていただければというふうに思うところでもございます。

課題に対する取組について、こうした課題について、これからどう取り組んでいこうとお思いなのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長＝二次交通を確保する上でも、運転士不足は大きな課題となっておりまして、県ではバスやタクシー事業者の運転士確保の取組を支援しているところでございます。また、市町が運行するコミュニティーバスやデマンドタクシーといった移動手段につきましても、その導入費用に対して補助を行っております。さらに、交通手段やサービスを組み合わせ、検索から予約、決済までをアプリなどで一括して行えるＭａａＳの仕組みがございます。県はこの仕組みを活用しまして、一枚の切符で複数のバスに乗れたり、観光地で利用できるクーポンも組み合わせたりしたお得なデジタル切符を造成することで、県内の周遊促進や利便性の向上に取り組んでおります。加えまして、今までばらばらで分かりづらかった複数のバス事業者の時刻表や路線図を一つにまとめるなど、来訪者の利便性向上にも取り組んでいるところでございます。

次期交通計画の策定に当たりましては、観光やビジネスを目的とした移動につきましても、円滑な乗り継ぎや滞在時間の確保などに着目し議論しているところでございまして、地域の発展を支えるという観点からも、交通の充実に取り組むこととしております。

なお、交通計画の策定の進捗状況につきましては、現在、市町や交通事業者、利用者、県庁内の関係各課と共に、佐賀県の交通の目指す姿、基本的な取組方針や目標などについて意見を出し合っているところでございます。その後、地域ごとにグループを分け、それぞれのエリアが抱える課題に対してどういった取組が必要か、地域の実情に応じた具体的な議論をしていくこととしております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。大変きめ細やかに計画をつくっていただいていることを、県民の皆様に届くように、この計画が、その思いが県民の皆様に届くように、ぜひお願いしたいというふうに思っております。それと、市町との連携もさらなる対策でよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

地域交通の利用促進についてでございますが、地域交通を守っていくために利便性を確保することも大切でございますが、皆さんに利用してもらう、乗ってもらう、そういった工夫も大事だと思っております。

県は、これまでにどのような利用促進に取り組んでこられたのか。

それから、最後の問いと一緒になりますが、交通政策をどのように進めていこうとされているのかお尋ねをいたします。

○今田地域交通システム室長＝地域交通を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、委員のおっしゃいますとおり、多くの方に利用していただくことが重要であります。

県では、過度なマイカー依存から、無理のない範囲で地域交通の利用を促す歩くライフスタイルの推進に取り組んでおりまして、鉄道や路線バスなど、乗って支えるという県民の意識醸成や行動変容を図っております。

例えば、地域交通を利用するきっかけづくりとしまして、イベント時にバスの運賃を無料にする取組のほか、子供を対象とした路線バスで好きな場所を巡るシールラリーや、親子で楽しめる列車乗車体験会の開催、通学に鉄道を利用するきっかけづくりとしまして、定期券を新規で購入する方への補助、これは当初は県が主体で実施しておりましたが、今年度は市町が主体的に実施し、県は市町に補助する形になっております。

このほか、ＪＲ九州の特別列車「かわせみ　やませみ」による焼き物や佐賀の食、日本酒を堪能できる企画列車の運行、こども未来課が実施しておりますゼロ歳から二歳児の子育て世帯へのタクシー利用券配布と連携しました「子育てし大県〝さが〟タクシー」の普及など、こうした取組を通じまして、様々な形で地域交通を利用する機会の確保、拡充を図っております。

地域交通の利用促進と利便性の維持向上、この二つを両輪で進めていく必要性を意識しながら、市町や交通事業者と一緒になって一つ一つ取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。これからもぜひとも県民に寄り添って、隅々まで住み暮らせる佐賀県であるために、公共交通政策、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後から二番目になります九州新幹線西九州ルートについてでございますが、これは午前中、中本委員からも質問がございまして、環境アセスについて、るる御説明をいただきました。ありがとうございました。

二者合意について重点的にお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。横尾部長、寺田部長、岩橋課長、交通政策課の皆様、二者合意、お疲れさまでございます。

私は、新幹線を含む高速交通網は、地域にとって、国全体のことを考えても必要なインフラだと考えております。現在の西九州ルートは間が切れており、フル規格新幹線という高速交通ネットワークにつながっていないことはとても残念でございます。全国からも、なぜ整備しないのかという声が多く寄せられていまして、私も毎回質問をさせていただいておりますが、このような中、七月十七日に二者合意がなされたわけで、新幹線西九州ルートの在り方に関する二者合意が締結されました。来年度から環境アセスが実施されることで、西九州ルートのフル規格整備の議論は新たな段階に入ったと受け止めてはいるものの、一方で、もっと早く合意ができなかったかと一般質問の中でもございましたけれども、私も全く同感でございます。

現在の状況を招いたのは、フリーゲージトレインを断念した国の責任であることは私も県と同じ認識で質問をしておりますが、一方で、県がフル規格整備を求めていないとする立場を取ってきた結果、議論が膠着した状況となり、これだけの時間を要したのではないかと私も思っております。

来年度から鉄道・運輸機構が環境アセスを実施することとされておりますが、県民の皆様からは、具体的に何をされるのか、どのような流れで進むのか、公表されるのか、県民の意見が反映されるのかなどといった疑問の声が聞かれ、県民にとっては縁遠い手続であるし、私もそうですけれども、あまり理解がされていないと思っております。また、環境アセスについては一般質問でも、三年から五年かかり、この期間を利用して関係者と議論をしていくとの答弁がございました。

私は、八月に新幹線・地域交通問題対策等特別委員会の視察において、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム――与党ＰＴ（西九州ルート）検討委員会の森山委員長に初めてお会いをいたしました。森山委員長からは、東九州新幹線をとにかく急ぎたい、そのために西九州ルートを早く解決したいんですとのお話もございました。西九州ルートについて非常に意欲を持っておられました。県にはスピード感を持って関係者との協議を進めていっていただきたい、さらにスピードを早めていただきたいというふうに思っております。

環境アセスについては中本委員の質問もございましたので、二者合意についてお尋ねをさせていただきます。

昨年十月から、水嶋事務次官と山口知事との二者協議が開始され、七月十七日に二者合意が締結されました。これは皆さん御存じのことです。フル規格整備へ一歩前進したものの、私は、県からフル規格整備の課題を解決するための条件や要望を積極的に国へ提示しながら交渉していけば、もっと早く合意までたどり着けたのではないかと思う一人でもございます。

また、今後については、一般質問においても、環境アセスの期間を利用して関係者と議論をしていくとの答弁がございました。県にはぜひスピード感を持って関係者との協議を進めていっていただきたいと思っております。

二者協議の会談場所についてお尋ねをいたします。

水嶋次官との二者協議について、報道や知事の発言によると、初回協議の会談場所がＳＡＧＡアリーナで二人で面会したと知事も答弁されていらっしゃいました。なぜあの大規模なアリーナで会う必要があったのか、どうしてかなと知事の答弁を聞きながら思っておりましたので、ここで質問をさせていただきます。お尋ねいたします。

○岩橋交通政策課長＝昨年十月の当時の水嶋国土交通事務次官と山口知事との面会につきましては、水嶋次官が別の用務で佐賀、福岡に来られるということで、山口知事に会いませんかという打診があったため面会となったもので、水嶋次官から新幹線の議論をしようと打診があって面会したものではございません。

なぜＳＡＧＡアリーナで会う必要があったかということですけれども、ＳＡＧＡアリーナは単なるスポーツやイベント会場の施設ではなく、町の雰囲気や人の流れ、さらには土地利用の在り方についても変化をもたらしている施設でございます。委員御承知のとおり、国土交通省は鉄道だけではなく、道路、河川、まちづくり、観光など、国土交通行政及び観光行政全般を所管している部署でございます。その事務方トップである水嶋国土交通事務次官に、このアリーナという施設及びアリーナの整備に込めた佐賀県の考え、思いを知ってもらうためにＳＡＧＡアリーナを御案内したものでございます。

以上になります。

○猪村委員＝ありがとうございます。アリーナを見ていただくためではなくて、お話し合いをするために来られたと思うんですけれども、アリーナで、あの大きな施設でお話し合いをされたんですか。

○岩橋交通政策課長＝先ほどお伝えしましたとおり、国土交通事務次官として佐賀県に来られて、佐賀県としてアリーナの施設を御紹介したということになります。アリーナにつきましては会議室がございますので、そこで打ち合わせ

をさせていただいております。
以上になります。
○猪村委員＝分かりました。ありがとうございます。
締結のタイミングについてお尋ねをいたします。
二者合意はなぜ今回のタイミングとなったのか。もっと早く国と合意することができなかったのか。新幹線フル規格整備を望む多くの県民は、この二者合意の文字を見られて、こういうことをもっと早くやってほしかった、こういうことが条件闘争、バーターであると。このような条件を県に提示して、そして議論をしてほしかったというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいました。もちろん私も市議のときに、こういう条件闘争といいましょうか、バーターで話をしてくだされば前に進むんじゃないかというようなことを市議会でも話をしておりました。
なぜ今のタイミングになったのかお尋ねをいたします。
○寺田地域交流部長＝お答えいたします。
もっと早く合意できたのではないかという御意見でございましたが、一般質問でも質問がありまして、既に知事から答弁があったとおりでございます。
果たしてその当時にそのような状況にあったのでしょうか。本当にそのようなことができたのかと。私はそうは思わないです。これまで佐賀県として、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備につきましては全く新しい話として議論を閉ざすことなく、国土交通省の「幅広い協議」など、国の求めに応じて様々なチャンネルで真摯に対話を続けてきました。しかし国は、佐賀駅を通るルートでのフル規格整備が適当との立場で、財政負担や在来線といった佐賀県が抱える課題、佐賀県が説明を何度もしてきた課題に対して具体的な打開策を示すことはなかったわけでございます。長崎県、ＪＲなどの関係者の中で最も大きな影響を受ける課題を抱えている佐賀県、その佐賀県の立場、特殊な事情を抱える佐賀県に対して、何か配慮されるようなことはなかったというふうに考えております。
そうした中、水嶋次官からの呼びかけで協議が始まったわけでございます。一般質問で山口知事も申し上げておりますが、決して最初から二者合意を目指していたわけではございません。水嶋次官と山口知事が旧知の仲であったとはいえ、本来この両者が先の見えない交渉をすること自体が本当に異例なことだったというふうに考えております。
二者合意では、国の責任、これを出発点としまして、平行線をたどるような時期も、平行線が続く時期もございましたけれども、水嶋次官と山口知事の双方が努力と対話を積み重ねていった結果だと思っております。その間、さらに信頼関係を深められたのではないかなと思っております。そして、佐賀県の特殊事情を水嶋次官に受け止めていただいた。水嶋次官が次官というお立場であったということも非常に大きかったのではないかというふうに思っております。そして、困難な、本当に困難な交渉の末に、二者合意という形で結実したものでございます。
もっと早くできたのではないかと委員の御指摘でございますけれども、これまでの国交省との議論や水嶋次官の御努力、御尽力を考えますと、水嶋次官に対しても礼を失するものではないかと、軽々に申し上げるべきものではないと考えております。今回の二者合意は、もっと早くできたのではないかと一言で片づけられるものでは決してないというふうに考えております。
以上です。
○猪村委員＝ありがとうございます。私はそうは思いません。テーブルに着き方があると思います。礼の尽くし方があると思います。水嶋事務次官だったから知事を受け止めてくださった、知事の思いを酌んでくださったというふうに私は思います。

そしたら知事は、例えば令和二年、アセスをやらないかと国から申し入れがあったときに、それを受けていらっしゃいません。知事を受け止める方がいらっしゃった、それはありがたいことです。でも、知事は誰かを受け入れようとされてきたんですか。国に行って、国の方と、そして長崎の方と、そしてＪＲの方と、いろんな協議をしてきてくださっております。水嶋事務次官には大変感謝をしております。佐賀県を受け止めてくださったこと、そして、西九州新幹線を整備新幹線から外さず待っていてくださった、寛大な措置をしてくださったと思っております。しかしながら、知事は水嶋事務次官のような心持ちであられたんでしょうか。そしたら少しは前に進んでいたのではないかと私は申し上げたいというふうに思っております。

今後の協議の進め方についてでございます。

二者合意で示された財政負担や在来線などの課題について、国、長崎県、ＪＲ九州との協議をどのように進めようとされているのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長＝今回の二者合意により、論点を分かりやすく整理し、見える化したことで、これから国、長崎県、ＪＲ九州のそれぞれで論点の具体化に向けた議論が始まります。

八月二十七日に長崎県の平田知事、翌二十八日にはＪＲ九州の古宮社長に対して、山口知事から直接二者合意について説明がなされ、お二人、平田知事、古宮社長ともに山口知事と二者合意を尊重するということを共有されております。これにより、国、長崎県、ＪＲ九州、佐賀県の四者が同じ方向を向いて議論する環境が整ったということになり、国による平成三十年のフリーゲージトレイン新幹線の導入断念以降、なかなかこのような状況にならなかったということを踏まえますと、大変大きなことと考えております。

国土交通省は、環境アセスには三年から五年の期間が必要と説明しております。三年から五年、必ず必要となる環境アセスの期間も有効に使いながら、国、長崎県、ＪＲ九州と一つ一つ丁寧に議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○猪村委員＝ありがとうございます。水嶋事務次官は会見で、人口減少の時代に幹線高速鉄道で地域間を結ぶことが最後にして最大の希望だと思う、新幹線により生活の質が改善すると思っているとも述べられていらっしゃいます。ぜひ県民、国民の期待に呼応し、取組を前へ前へと進めていただきますことをお願いし、次の質問に入らせていただきます。

最後の質問になります。最後の質問は、ＳＡＧＡアリーナの運営についてでございます。

ＳＡＧＡアリーナは、「ＳＡＧＡ２０２４」の国スポ・全障スポの佐賀県開催の決定を契機に、その後の未来を見据え建設されたことは私も存じ上げております。しかしながら、私が県議会に参りましたときにはもう建設が終わりまして、オープニングセレモニーから参加をさせていただいたことになります。その議論には加わっておりませんので残念だなと今思っておりますが、ＳＡＧＡアリーナの建設に当たっては、入札の不落による建設費の増額もあり、その費用対効果などについて、県議会ではかんかんがくがくの議論もあったと先輩議員からお聞きをしております。

ＳＡＧＡアリーナを含むＳＡＧＡサンライズパークは、民間のノウハウを活用した指定管理によって運営されており、その指定管理委託料は十年半の指定管理期間で約五十億円が支払われる予定になっております。令和五年のオープンから三年が経過し、バスケットボールやバレーボール、プロスポーツを本当に間近に見て興奮しております。コンサートやアイスショーなど、多くの県民を魅了する様々なイベントが開催されているところでもございます。

お尋ねは、まず一点目にＳＡＧＡアリーナの現状、課題について、それから、

効果についてのお尋ねでございます。

ＳＡＧＡアリーナの現状認識についてお尋ねをいたします。

ＳＡＧＡアリーナがオープンして三年が経過した今、ＳＡＧＡアリーナの運営状況をどのように認識しておられるのか、まずざっくりお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナは全国に先駆けまして、多目的に利用できるエンターテインメントアリーナとして令和五年五月にオープンしたところでございます。

このアリーナは、これまでの国体仕様のいわゆる体育館ではなく、国スポ後のさらにその先を見据えまして、「観る」、「稼ぐ」場所という視点を大事にしながら整備を行ってまいりました。

多目的アリーナとして整備したことで、プロスポーツの試合だけでなく、トップアーティストによるコンサートや日本青年会議所全国大会といった一万人規模の大会も開催されているところでございます。十一月にはミセス・グリーン・アップルやミスター・チルドレン、羽生結弦さんのスケートショーなど、一カ月のうちに立て続けに公演が控えておりまして、大都市圏でしか体験できなかった一流のエンターテインメントが楽しめるようになりました。また、これまで佐賀県で開催できなかった大規模な学会や大会が開催できるようになりまして、非日常のにぎわいを身近に体験ができるようになりました。

このような状況を見ますと、当初のイメージに近い形で利用されているものと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。るる御説明をいただきました。

お尋ねをいたしますが、利用収益は年間お幾らぐらい上がっておりますか、お尋ねいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝利用料に関しましては、五億円の利用料が上がっております。

以上でございます。

○猪村委員＝年間収益が、利用料が五億円、それから、指定管理委託料が十年半で約五十億円、年間約五億円。そしたら、指定管理に年間約十億円渡っているということでありますか。

○下平コンベンションチームリーダー＝そういうことでございます。

○猪村委員＝利用料で年間約五億円収益が上がっているということでございますね。

それでは、アリーナの指定管理会社は現在何社ほどございましたでしょうか。

○下平コンベンションチームリーダー＝指定管理者に関しましては特別目的会社をつくっておりまして、「ＳＡＧＡサンシャインフォレスト」でございますが、十四社が一つになった会社でございます。

○猪村委員＝それはＳＡＧＡサンライズパーク全体で十四社という理解でよろしいですか。

○下平コンベンションチームリーダー＝そのとおりでございます。

○猪村委員＝それでは、アリーナの指定管理は何社ですか。

○下平コンベンションチームリーダー＝アリーナの指定管理者というわけではなくて、全てサンライズパークということで指定管理を出しておりますので、全ての十四社が関わって、指定管理をサンライズパーク全体でしているところでございます。

○猪村委員＝お聞きしたときには、ＳＡＧＡスタ、セカスタ、ボールフィールド、シューティングレンジ、テニスフィールド、馬術場はシンコースポーツ九州さんで、アリーナは電通、コングレ、メンテは西鉄ビルマネジメントで、サガテレビさん、マベックさん、そのように聞いておりましたけれども、違うんですか。ＳＡＧＡプラザはイトマンスポーツウエルネスさん。何か説明が違う

ような感じがいたしますが、私が間違っておりますか。

○下平コンベンションチームリーダー＝指定管理をしているといいますと、サンライズパーク全体を特別目的会社で請け負っておりますので、十四社で請け負っております。それぞれ各施設の運営に関しましては、先ほど委員がおっしゃったとおり運営を行っているところでございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。承知いたしました。

指定管理期間が十年半ということでございますが、途中で仕様書の見直しなどを行う予定はあられますでしょうか。

○下平コンベンションチームリーダー＝毎年度協議をしまして、仕様書等は見直しを随時行っているところでございます。

○猪村委員＝そしたら、毎年見直しをして、仕様書を変えるところは変えているということでよろしいですか。

○下平コンベンションチームリーダー＝当初、協定書を結んでおりますので、その協定書に基づいて、随時、毎年度、その協定書の目的に沿った形で仕様書の見直し等は実施しておるところでございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。先ほど五億円の年間利用収益が上がっているということで、以前お聞きしたんですけど、仕様書に、収益が上がったときには佐賀県にも還元があるというようなことでございますが、幾らぐらいの収益になれば、県に還元がされるということになるんですか。

○下平コンベンションチームリーダー＝計画をしておりました収益に対して一一〇％を超えた部分に関して、三〇％が県のほうに納付されるという形を取っております。

○猪村委員＝それでは、佐賀県に入るという余裕はまだ起こっていないという理解でよろしいですか。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナが開業しましてからは納付はされておりません。

○古賀和浩委員長＝もう一度お願いします。

○下平コンベンションチームリーダー＝還元されて県に納付された部分はございません。（「ございません」と猪村委員呼ぶ）はい、ございません。

○猪村委員＝ありがとうございます。

それでは、ＳＡＧＡアリーナの評価と課題についてでございます。

ＳＡＧＡアリーナがオープンして三年が経過して、指定管理者の運営に関わる評価はどのように実施され、課題があるのかをお尋ねいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナの運営に関する評価につきましては、主にＳＡＧＡサンライズパーク全体で指定管理者が担うべき業務につきまして、年度ごとに業務実績を踏まえて第三者が評価するセルフモニタリングと、指定管理者や有識者、官民連携アドバイザーなどを交えまして、中長期的な視点で管理運営業務を評価する外部モニタリング委員会とがあります。

これらのモニタリングにつきましては、施設の維持管理、職員の労務管理や研修の実施状況、利用者数や利用者サービスの提供状況、安全管理及び緊急時対応の状況、さらには経営状況の健全性について評価を行うこととしております。年度ごとのモニタリングではおおむね適正な評価となっておりまして、また、利用者のアンケート結果におきましても、二〇二三年の開業以降、「満足」、「ほぼ満足」との回答が八割以上となっているところでございます。引き続き、利用者の声も聞きながら運営してまいります。

これまでのところ運営は順調でありまして、大きな課題はございませんが、あえて申し上げますと、利用のニーズが非常に高く、特に週末などは空きがありませんので、調整が難しい場合もあります。できるだけ多くの利用者に利用いただけますよう、例えば、主催者に平日利用を促すなど、対応しているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝本当にありがたい悲鳴というか、土日はほぼ予定が塞がっているということで、佐賀県はプロスポーツも二チームありますので、エンターテインメントだけではなくてスポーツも行われているわけで、非常に見応えのある、そして、行きがいがあるアリーナになっているんじゃないかなと思っているところなんですが、やっぱり平日、どうしてもお客様を誘導するということが非常に難しいと思うんですけれども、そこはしっかりと頑張って収益を上げていただきたいというふうに、稼ぐアリーナ、頑張っていただきたいと思いますが、次にＳＡＧＡアリーナの開業による効果についてお尋ねをいたします。

新聞などの報道で、佐賀県の地価の上昇率が全国でもトップクラスになっており、その要因の一つにはＳＡＧＡアリーナの開業効果があると伺っておりますが、地価の上昇以上に、どのようなアリーナの効果があったのかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝佐賀県の地価がこれだけ上昇を見せましたのは、アリーナの開業に伴う民間投資の動きはもちろんのことですが、様々なインフラ整備や子育て施策、災害対策など、ハードとソフトの両面でチーム佐賀・オール佐賀の取組が功を奏したためだと考えております。

その中でも、ＳＡＧＡアリーナにおきましては、佐賀駅から一・四キロメートルに位置する都市型アリーナというのも整備計画時からこだわったポイントの一つであります。最大一万人を収容できるＳＡＧＡアリーナが地域にもたらす経済効果を最大限に発揮するためには、公共交通の利便性を生かしまして県外からの人流を呼び込むことも重要であります。車でしかアクセスできないような郊外に造らずに、中心市街地に近接する都市型にすることで地域によい効果を及ぼすことも想定しておりました。

ありがたいことに、令和五年五月の開業以降、安定して年間四十万人以上、三年の合計で約百三十万人の利用者数となっているところでございます。日本経済新聞社の調査によりますと、二〇二四年に国内の主要なアリーナ、スタジアムを訪れた人数を都道府県ごとに人口比で計測した集客力ランキングでは、首都圏や大都市を抑え、全国で二番目の集客力を誇ったところでございます。

こうした新たな人の流れをチャンスと捉えまして、佐賀駅周辺からサンライズストリート周辺にかけて新たな店舗も徐々に出来始めております。それらの店舗はＳＡＧＡアリーナのイベントに合わせて営業時間を変えるなど、アリーナの開業を契機に稼ぐことを意識した民間の動きも出てきております。

また、こうしたＳＡＧＡアリーナを核とした官民の動きを県内各地に広げるために、県や市町、事業者などで立ち上げた「さがＭＩＣＥ商店」では、イベントと連動して、それぞれに自発的な誘客策を展開しているところでございます。

例えば、Ｐｅｒｆｕｍｅのコンサートチケットを提示しますとノベルティーをもらえるような取組を企画したところ、この企画では太良まで足を延ばすファンもいらっしゃいました。また、バスケットボール日本代表の内容に合わせて実施しましたスタンプラリーでは、多くのファンが県内各地のスポットを巡るなど、県内周遊の促進にもつながったところでございます。

また、ＳＡＧＡアリーナでの興行に伴うホテル需要の高まりなどを受けまして、佐賀駅周辺にはスーパーホテルやアパホテルなどのホテルの新規開業や増築に向けた新たな民間投資の動きが見られております。明らかに駅周辺の人流が変わったというような声も多く、国税庁が七月に発表しました令和八年路線価では、佐賀駅南側の路線価が対前年比で一七％上昇と、県庁所在都市でトップの伸び率となるなど、地域経済にも目に見えてよい結果が生まれているところでございます。

さらに、経済効果に加えて、地元のプロスポーツを応援することなどが県民の喜びや誇りにつながっているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。るるお知らせをいただきまして、ありがとうございます。アリーナ建設での計り知れない効果が上がっているということを述べていただきました。

一方で、ＳＡＧＡアリーナの来場者用の駐車場について、歩くということと対比をいたしますが、私が武雄に住んでおりましても、駐車場がどうしてアリーナはないのというようなお声がたくさんございます。ＳＡＧＡアリーナが開業して三年が経過いたしまして、イベント開催時の駐車場の利用はできないとしていらっしゃいます。開業して三年が経過いたしましたが、いまだに駐車場不足や周辺駐車場について、私が住んでいる武雄市の方々からもお声をいただくことがだんだん逆に大きくなってきたような気がいたします。

県として、この三年間の実績を踏まえて、どのような考えで運用をしておられるのかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナがありますＳＡＧＡサンライズパークの駐車場は、スポーツ施設用の駐車場としてパーク整備前と同程度の台数を確保しているところでございます。

ＳＡＧＡアリーナは、先ほど答弁したとおりでございますが、佐賀駅から一・四キロに位置する都市型アリーナでございますので、周辺には住宅やマンション、そして、病院も存在しております。そのため、周辺地域における渋滞の発生をできるだけ抑制する必要があります。周辺環境への影響をなるべく抑えるとともに、アリーナ来場者による交流効果の拡大を図るため、基本的にアリーナ来場者用の駐車場は用意せず、駅からの徒歩や公共交通機関での来場を促しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。私も開業当初は、駐車場がないということはこんなに渋滞がなく、今日はイベントがあっているけん、アリーナの前は通らんで帰ろうかねと、そがん心配ばせんでよかですもんね。それは本当に、ああ、そうだなと思っておりました。

しかしながら、しかしながらですけれども、県民や利用者の声にやっぱり寄り添っていただくということも考えていただかなければならないのではないかなというふうに思うところでもございます。

先ほどいろいろな対策を取っていただいているということをお話しいただきましたけれども、三年間たって、パーク・アンド・ライドとか、公共交通の利用が促進されたとか、そういうことも検証をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナの建設に伴う駐車場整備に関しましては、整備計画時に県議会で多くの御議論をいただいたところでございます。また、令和五年五月のオープン当初は、利用者の皆様からも駐車場整備を求める御意見をいただいたところでございました。意見をいただいた際には、先ほど申し上げたとおり、周辺には住宅やマンション等がございますので、渋滞の発生をできるだけ抑制する必要があることをお伝えしてまいりました。

開業の時点でも、開業に先立ちまして五月六日に佐賀バルーナーズのＢ１昇格をかけた重要な試合が開催されましたが、当日は雨天にもかかわらず多くのファンが徒歩やバスを利用していただいて、交通や会場運営に大きな混乱はございませんでした。

ＳＡＧＡアリーナの開業以来、今でも多くの方が佐賀駅からサンライズストリートを歩き、また、公共交通を利用して御来場いただいているところでござ

います。試合前には、期待に胸躍る子供の様子を見ながら歩いていると、自分自身もわくわく感を高めたり、試合後には興奮冷めやらぬファンと感動を分かち合うことができるのも、この空間を共有できる徒歩や公共交通利用だからこそできる価値でもあり、プロスポーツを応援する機運醸成の一助になっていると考えております。

その上で、身体障害者手帳をお持ちの方や高齢者、妊産婦などを含めてパーキングパーミットを発行されている方につきましては、オープン当初から専用駐車場を確保しているところでございます。また、小さいお子様と一緒に歩いて来場するのは大変という声を踏まえまして、三歳以下のお子様を同伴の方がお止めいただける駐車場――キッズサポートを追加で確保しておりまして、それぞれ希望どおりに御利用いただいているところでございます。

こうした取組もありまして、駐車場整備を求める御意見はほぼなくなってきているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ほぼなくなってきているとおっしゃいましたけれども、私には全然そういうことはございません。県民目線でもう少し寄り添っていただくということが必要ではないかなというふうに思っております。

高齢者や障害をお持ちの方、それから、三歳以下のお子様を同伴の方の駐車場も確保しているということでもございますが、台数的に圧倒的に足りないというふうに私は思っているところでもございます。最大一万人、八千四百人を収容できるところでもございますし、もう一つ申し上げたいのは、車でお越しになる方の駐車場を整備した場合、例えばなんですけれども、経済効果の面で、アクセスの不便さが経済波及効果の阻害要因になっているということはないのでしょうか。そこら辺、御検討されたことはございますか。

○下平コンベンションチームリーダー＝先ほど申し上げましたとおり、ＳＡＧＡアリーナ周辺には住宅やマンション等がございますので、まずは渋滞の発生をできるだけ抑制するということを最大限考えているところでございます。

また、ＳＡＧＡアリーナに徒歩や公共交通機関等で来場いただく方が、アリーナイベントを楽しむことはもちろん、イベント前後に町なかを周遊いただくことで、人の流れや交流の拡大が図れることで経済効果が生まれていると考えているところでございます。

○猪村委員＝私は、ちょっと離れたところでも立体駐車場などを整備する必要が――先ほど申されましたけれども、ホテルとかも増えてきております。もちろんホテルを完備するということも必要になると思いますが、立体駐車場を用意することもまちづくりの一つになるのではないかと思うところもありますし、例えば水害が発生したときに、高台避難、避難所の場所に車の移動、人の移転、安全の確保、そういったことにも寄与すると私は思っておりますので、今後も議論したいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますが、ＳＡＧＡアリーナのフロア図についてでございます。（モニターを示す）

ＳＡＧＡアリーナには、来場者を分かりやすく案内するためにフロア図が各階に掲示をされておりますが、県が公表している配置図に記載されていない諸室、区画があるとお聞きをしておりますが、どの程度存在するのかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナには、来場者に必要な情報を詳細に、かつ見やすくフロア図を、委員が御提示いただいたとおり掲示しているところでございます。

フロア図に掲示していない部屋につきましては、セキュリティー上の理由で公開をしていないところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝セキュリティー上、公表していないお部屋があるということでございますが、なぜ公表できないのか、よく分からないところがございます。一階と四階に控室系統と公表されて明記をされたところがございますが、そういったところをなぜ公表できないのかお尋ねをいたします。

○古賀和浩委員長＝手を挙げてください。

○下平コンベンションチームリーダー＝ＳＡＧＡアリーナのセキュリティーを確保することで、アーティストやスポーツ選手、主催者から評価をいただき、施設の価値をより高めているため、御理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝じゃ、各階にどのくらい公表されていないお部屋があるのかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝全体で百以上ございますけれども、こちらも公開しておりませんので、お答えできないところでございます。

○猪村委員＝公表されていないところが百三十あるということで、お答えできないというふうにおっしゃいましたけれども、安全対策とかはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝安全対策につきましては、先ほどの指定管理者の中に専門の事業者がおりますので、そういった方々に安全対策を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝私がこの質問をするときに、下平チームリーダーとほかにも意見交換させていただいた折に、リーダーは四月の配属で、百三十室に上る配置図のことをあまりよく理解されていなかったように思っております。

例えば、火災とか地震、異臭とか、そういう緊急的な災害とかあった場合、公表されていないところに誰か取り残されていたり、そういった安全対策は大丈夫なんですか。そういったところは職員さんは知らなくてよろしいんですかお尋ねをいたします。

○下平コンベンションチームリーダー＝安全管理につきましては指定管理者のほうで、先日も、九月の頭でしたが、避難訓練を実施しまして対応しているところでございます。

○猪村委員＝指定管理者もそうですけれども、職員の皆様、それから、そこを利用されている方々がいらっしゃったり、利用がなくても指定管理をされている会社が何社もございますので、その方たちが作業をしていたり、お仕事をされているということになりますよね。そして、道路に面しておりますし、災害対応は都度都度準備をしておくというか、対応をしっかりと想定しておく必要があるというふうに私は思うんですけれども、何か人任せのような答弁では私は納得がいかないんですけれども、いかがでしょうか。

○下平コンベンションチームリーダー＝まずは指定管理者においていろんな場合を想定して、地震だとか火災だとかを想定しまして、十四社全ての会社が一緒になって、そしてまた観客がいることを想定しまして、避難訓練等を実施しているところでございます。その訓練結果につきましては我々のほうも報告を受けまして、問題がないか確認をしているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝先ほど配置図とか申し上げることができないとおっしゃったんですが、アリーナの非公開部分の部屋の部屋割りというか、私はそれを頂いております。一階に五十、二階に三十二、三階に二十五、四階に二十三で、ほぼほぼ電気系統、機械室系統、それは分かるんです、収納庫とか。でも、控室系統というところで一階に十、四階に一とあるんです。こういったものをなぜ公表できないのか全く分からないのですが、部長、お答えできますか。

○光武ＳＳＰ推進局長＝お答えいたします。

先ほどから御答弁申し上げているとおり、ＳＡＧＡアリーナはエンタメアリーナでありまして、これまでも多くのビッグアーティストの公演をしていただいております。当然ながら、通常からそういった控室ですとかＶＩＰ動線を確保するようなところを一般の方に公開すると大変混乱をいたしますし、しっかりとした警備が取れなくなります。そういったことで、セキュリティー上の理由から公開をしていないというところでございます。そこが理解できないということが逆に私には理解ができないんですが。

以上でございます。

○猪村委員＝それでは、この公開されていないお部屋とかの配置図は、設計とか施工の段階で私は議論に加わっておりませんので分かりませんが、しっかりと設計図には掲載されているということでよろしいですか。

○光武ＳＳＰ推進局長＝当然ながら設計図には記載がございます。ただ、設計図に記載があるということと一般の方に公開をするということは全く別の問題でございますので。

以上でございます。

○猪村委員＝目的とか使用状況とか、そういうのは分かると思うんですけれども、エンタメで有名人が使うから公表できないというか、例えば、私たちにもそういう部屋を見せてくださいといった場合に、駄目ですとかというふうになっちゃうんですかね。

○光武ＳＳＰ推進局長＝繰り返しになりますけれども、セキュリティーの理由から公開しておりませんので、お見せすることはできません。

以上でございます。

○猪村委員＝これは県費を投入して造っていると思うんですよね。県民の県有施設ではないんですか。これが、私たちが見せてくださいと言って見せられないということ自体、ちょっと理解できないんですけど。

○光武ＳＳＰ推進局長＝県で整備をしている施設でして、当然ながらこれまで三年間いろんな形で御利用いただいております。委員も行っていただいた「ＷＯＭＡＮ　ＥＸＰＯ」のときなどは諸室も含めましていろんな利用の仕方をしておりますので、当然ながらそういった公演ですとかイベントですとか御参加いただければ、そういったところの部屋がどういうふうに使われているのかというのは御覧いただくことができると思います。

逆に言うと、バックヤードの部分は一般の方が見る必要のない部屋でございますし、セキュリティーの関係上から、そういったところに一般の方が入り込むと危険が伴います。そうしたこともありまして、しっかり指定管理者の中で管理をされているということでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝私は先ほど、電気とか機械系統とか収納とか、バックヤードを見せてくださいと言っているわけではなくて、一階に十、四階に一ある控室、多目室、更衣室とか、何かよく分からない書き方で書かれているんですけど、そういったところを見せていただくことができないのか、私たちが議員として視察、立会ができないのか、そういったところもお尋ねをしているんですけれども。

○光武ＳＳＰ推進局長＝ビッグアーティストとかが使う控室ということかと思いますが、そういったところほどセキュリティー対策が重要でございますし、そうしたところをしっかりしているというところが興行される方にも御評価いただいておりますので、県議会議員だから見せろと言ってお見せしますということにはならないかと思います。

以上でございます。

○猪村委員＝すみません、所管をしているので申し上げております。

そしたらお尋ねいたしますが、知事は水嶋事務次官とアリーナでお会いされ

ています。そういった形で接待をアリーナでされているということが度々行われているというふうにお聞きしておりますが、そういう場合は知事は料金を払って使用されているんですか。一部屋十万円から三十万円する部屋を利用されているということになるんですか。

知事はそういった場所を使うことができて、私たちがただ見せてくださいという、公開されていない部屋をなぜですかと言って見せられないというのは私は納得できませんが、いかがでしょうか。

○光武ＳＳＰ推進局長＝三階にプレミアムフロアがございまして、これはスポーツの、例えば、バルーナーズの試合のときにもスポンサーの方が使われたりということで、そうしたところで会合をしたりですとか、例えば、女性の活躍推進会議の中でも知事が出席して交流会みたいなことをやることもありますし、その場合は担当課で料金を支払っております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

ＳＡＧＡアリーナは県民の貴重な財源を投入して整備した県有施設でございます。だからこそ、県民が施設の全体像を正確に把握できるようしていくこと、それは何らおかしいことではないというふうに私は思っております。

委員長に、三年経過したこの施設の視察を行わせていただくことを申し入れをさせていただきたいと思いますが、理事会でお諮りいただけないでしょうか。

○古賀委員長＝後日、理事会で諮っていきます。

○猪村委員＝これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○古賀委員長＝これで質疑を終了いたします。

なお、明日十六日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時五十分　散会

速記者　吉末久子